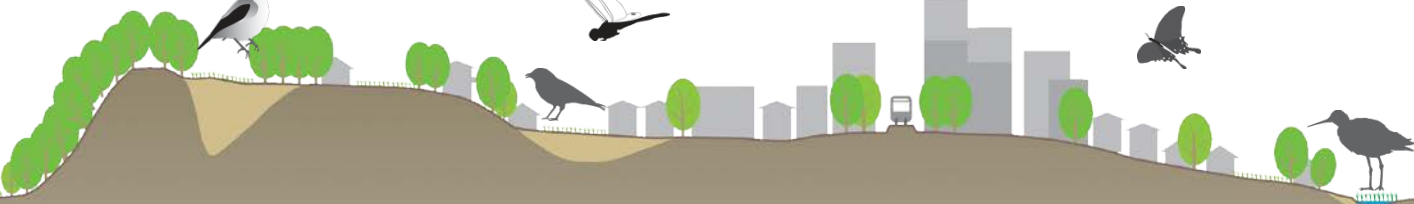




第二次北本市環境基本計画





はじめに

私たちのまち北本市は、武蔵野の面影を残す雑木林や屋敷林、荒川の清流など豊かな自然に恵まれています。これらの貴重な自然環境を次の世代に残すため、「環境基本条例」に基づき、平成12年3月に「北本市環境基本計画」を策定し、環境の保全と創造に関する基本的施策を総合的かつ計画的に推進してきました。平成20年3月には計画の見直しを行い、これまでにさいたま緑のトラスト保全第8号地である高尾宮岡の景観地の整備をはじめとする環境施策を進めています。

しかしながら、今後も都市化の進展などにより農地や雑木林が失われる懸念があります。また、低周波騒音や光化学スモッグ、PM2.5など身近な環境問題もますます多様化してきています。さらに、地球温暖化などの地球規模の環境問題は顕在化し、近年では気候変動への対応も大きな課題となっています。

こうしたなかで、柔軟かつ積極的な環境行政を推進するとともに新たな環境問題に対応するために、第二次北本市環境基本計画を策定しました。計画では、協働により重点的に進めていく取り組みを「協働プロジェクト」として4つ掲げています。これらの環境施策の推進には、行政と市民、事業者、民間団体の皆様がそれぞれの立場での役割を果たすことが重要であり、また、それらをつなぐ協働の仕組みづくりが求められていると考えます。

今後、一人ひとりが環境の果たす役割を理解し、環境への負荷を減らし、快適に暮らせる持続可能な社会をつくり上げていくために、望ましい環境像である「緑豊かな自然と共生する持続可能なまち・北本」の実現に向け努力していく所存でございますので、皆様には、今後も引続き御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

おわりに、アンケート調査等に御協力をいただき、貴重な御意見、御提言をいただきました市民の皆様をはじめ、熱心に御審議いただきました環境審議会の委員各位に心からお礼申し上げます。

平成29年3月

北本市長 **現王園 孝昭**

第二次北本市環境基本計画

目次

序編 私たちが暮らす北本市の環境は？	1
第1章 環境基本計画がなぜ必要なのか（計画策定の背景）	2
第2章 環境問題や環境づくりへの市民の考え	4
第3章 北本市の環境の状況や環境保全への取り組み	8
1 北本市ってどんなまち	8
2 北本市が進めてきた取り組み	10
計画編 北本市環境基本計画	13
第1章 北本市環境基本計画が果たす役割	14
1 環境基本計画の役割	14
2 協働の環境づくりに向けて	16
3 計画の推進・進行管理に向けて	20
4 計画の構成	22
第2章 計画がめざしていく環境の姿	23
1 『望ましい環境像』の実現に向けて	23
2 環境像実現に向けた目標と重点取り組み	24
第3章 計画で進めていくこと	28
1 望ましい環境像に向けた取り組み（取り組みの体系）	28
2 重点的取り組み（協働プロジェクト）の展開	30
協働プロジェクトⅠ 雑木林・緑 いきいきプロジェクト	32
協働プロジェクトⅡ ごみ減量・4R もったいないプロジェクト	40
協働プロジェクトⅢ 省エネ・創エネ エコライフプロジェクト	44
協働プロジェクトⅣ きたもと環境の環（わ）プロジェクト	50
第4章 北本市の取り組み	55
資料編	61
1 北本市環境基本条例	62
2 計画策定の経過、諮問・答申	67
3 用語の解説	73



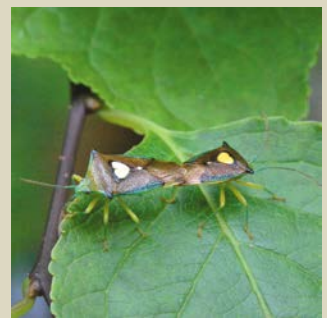
昆虫
アオスジアゲハ (成虫)



昆虫
ゴマダラチョウ (成虫)



昆虫
ルリボシカミキリ (成虫)



昆虫
エサキモンキツノカメムシ (成虫)

序 編 私たちが暮らす北本市の環境は？

第1章 環境基本計画がなぜ必要なのか

第2章 環境問題や環境づくりへの市民の考え

第3章 北本市の環境の状況や環境保全への取り組み

1 北本市ってどんなまち

2 北本市が進めてきた取り組み



植物
ヤマユリ（花）



植物
シュウニヒトエ（花）



植物
ササバギンラン（花）



植物
オカトラノオ（花）

第1章 環境基本計画がなぜ必要なのか（計画策定の背景）

私たちは、豊かな自然の恵みのもとに、その生命をはぐくみ、活力ある今日の社会を築いてきました。しかし、生活の便利さや物質的な豊かさを求めて、さまざまな資源やエネルギーを大量に消費してきた私たちの社会経済活動は、自然の再生能力や浄化能力を超える規模となっており、その結果、人間をはじめとするすべての生物の生存基盤である限りある環境を、地球的規模で脅かすまでになっています。

私たちが生活する北本市でも、かつては武蔵野の雑木林や荒川の清流など豊かな自然に恵まれていましたが、都市化の進展等により、農地、雑木林、谷津など多くの自然環境が失われつつあり、都市・生活型公害や廃棄物などによる環境問題をはじめ、地球温暖化に伴う自然環境や生活環境への影響なども身近な問題となってきています。また、豊かな自然の中で形成された歴史的な景観も少なくなっているほか、地域の資源や個性も失われつつあります。

私たちを取り巻く環境は、大気、水、土壌及び生物等のバランスによって成り立っており、私たちはこうした環境の重要性を深く認識し、残されている健全で恵み豊かな自然を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続可能な社会の構築を目指していく必要があります。

また、健全で恵み豊かな環境が人間の健康で文化的な生活に不可欠であることにかんがみ、この環境を現在そして将来の世代が享受できるようにしていかなければなりません。

そこで、私たち一人ひとりが、環境の現状や果たす役割などを理解し、緑豊かな自然と共生するための取り組みを総合的かつ計画的に進めていくため、これらのガイドラインとなる環境基本計画を策定しています。

第二次北本市環境基本計画（以下、「本計画」という。）は、平成12年3月に策定した「北本市環境基本計画（第一次）」の期間が終了するとともに、新たな環境課題や社会情勢への対応を図っていくため、これからの環境施策の方向を定め、国・県・近隣市町の取り組みと連携しながら、適切に推進していくために、全面的に改定を行うことにしました。





【地球環境問題の動向】

平成 4（1992）年 6 月にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された「環境と開発に関する国連会議（地球サミット）」において、持続可能な開発に向けた地球規模での新たなパートナーシップの構築に向け、人と国家の行動原則を定めた「環境と開発に関するリオ宣言」と、その諸原則を実施するための行動計画である「アジェンダ 21」及び「森林に関する原則声明」が採択されました。また、「気候変動に関する国際連合枠組条約」と「生物の多様性に関する条約」の署名が開始されるなど、地球規模での環境問題への取り組みの重要性が発信されました。

わが国では、地球サミットを踏まえ平成 5（1993）年に、環境基本法が制定され、翌年に第一次「環境基本計画」が策定され、総合的計画的な環境政策への転換が進められました。平成 10（1998）年に「地球温暖化対策推進法」、平成 12（2000）年に「循環型社会形成推進基本法」、平成 20（2008）年に「生物多様性基本法」が制定されるなど、法整備や行動に向けた計画づくりと取り組みが進められてきています。

最近では、平成 22（2010）年に生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）が名古屋で開催され、遺伝子資源の権利に係る「名古屋議定書」が採択され、生物多様性保全の行動目標を定めた「愛知ターゲット」が合意されました。わが国は、平成 23 年に「生物多様性保全地域連携促進法」を制定、平成 24 年に「生物多様性国家戦略 2012-2020」を策定し、その取り組みを進めていくことになりました。

一方、地球温暖化対策に向けた「京都議定書」の約束期間（2008年～2012年）が終了しました。わが国の公約である温室効果ガス排出量の 1990 年比 6% 削減目標は、排出量は実質増加しましたが、森林吸収や京都メカニズムクレジットにより達成が可能となりました。平成 25（2013）年の IPCC（気候変動に関する政府間パネル）報告では、今世紀末の世界平均地上気温は、最大で 2.6～4.8℃上昇する可能性が高く、人類の活動に伴う温室効果ガスの増大が大きな要因であるとされました。そのため、平成 27 年の COP21 での排出量削減の枠組みづくりに向けて、わが国も新たな削減目標を発表しました。

この 20 年間で世界の産業・経済情勢も大きく変化し、環境問題も、地球温暖化をベースに、エネルギーや水資源、生物多様性など、地球規模の資源を含めた総合的な環境問題へと変わってきています。

【地球環境問題と私たちとの関わり】

近年は、地球温暖化などの気候変動に伴い、局所的な豪雨などの自然災害の多発、熱中症など健康への影響、生態系や農業、水資源への影響などが、私たちの身近な環境問題となっています。

ごみ問題については、全国的に資源の分別やりサイクルが定着化するなど、さまざまな取り組みが進んできましたが、資源の少ないわが国においては、今後とも一層のごみの減量と資源化が必要となっています。

また、生物多様性の保全については、私たちの身近な自然の場でもある雑木林や農地、水辺からなる里地里山の保全や再生による自然生態系の保全をはじめ、特定外来種や野生鳥獣被害対策などとも密接に関わっています。

さらに、平成 23 年 3 月の東北地方太平洋沖地震による災害（東日本大震災）及び福島第一原子力発電所事故に伴い放出された放射性物質による環境汚染問題は、自然災害や原子力発電所事故からの安全・安心の確保、節電の取り組みや再生可能エネルギー活用などのエネルギー利用のあり方、自然との共生のあり方などに、さまざまな課題をもたらしました。

地球環境問題など現代社会のさまざまな課題の解決に向けては、一人ひとりが自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことが必要です。そのため、持続可能な社会づくりの担い手や参画の力を育む ESD（持続可能な開発のための教育）の推進が求められています。平成 26 年 11 月に日本で「ESD に関するユネスコ世界会議」が開催され、新たなグローバル・アクション・プログラムがスタートしました。

【国・県の環境基本計画について】

国では、平成 6 年に環境基本計画を策定して以降、社会情勢や環境の変化を踏まえ、改定を行ってきています。平成 24（2012）年に第四次環境基本計画を策定し、持続可能な社会の形成をめざして、「安全が確保される社会」を基盤として「自然共生社会」、「循環型社会」、「低炭素社会」の構築を目指していくことにしました。

埼玉県においても、国の取り組みと合わせて環境政策を進めていくために、平成 8 年 3 月に埼玉県環境基本計画（第一次）を策定し、同様に改定を行ってきています。平成 24 年 7 月に埼玉県環境基本計画（第四次）～持続可能な埼玉の未来を描く～を策定しました。

第2章 環境問題や環境づくりへの市民の考え

北本市の雑木林の多くは民有地にあります。近年、開発や相続等の関係で減少してきています。約6割の市民が「北本市の環境を代表しているので、子どもたちや将来世代に引き継いでいくことが望ましい。」と考えています。

自然環境・

望ましいとした市民の半数以上は、雑木林を残していくためには、「雑木林や公園などの清掃・美化活動への協力」や「下草刈りや落ち葉かきなど雑木林保全活動への協力」が必要としています。また、「市の予算で財源の確保」や「雑木林の維持管理への経済的支援」、「雑木林を使った子どもの環境学習への協力」もそれぞれ4割以上の市民が必要としています。

北本市で最も大切にしていきたい環境として、

- ① 買い物や交通の利便性 <②>
- ② 市内に残る雑木林などの身近な自然 <①>
- ③ 石戸蒲ザクラや荒川沿いの桜並木 <④>
- ④ 市内の公園・街路樹社寺林等の緑 <③>

などをあげています。

※ <> 内①～④はH19年調査での順位を示す。

大切にしていきたい環境

親子アンケート結果では

- ① 安心して歩ける・自転車が乗れる道など
- ② 石戸蒲ザクラや荒川の桜並木
- ③ 神社やお寺、祭りなどの文化が6割以上や6割近くと高く、
- ④ いろいろな生きものが見られる所
- ⑤ 家の近くの林（雑木林）などの自然が、3～4割となっています。

「雑木林や水辺などの自然」や「昆虫や野鳥など身近な生きものとのふれあい」は、3～4割の市民が“変わらない”と感じています。前回調査に比べ“わからない”との回答も増えましたが、「雑木林や水辺などの自然」は“やや良くなった”と感じている市民も3割近くいます。

「公園や緑道・街路樹などの緑」の変化も、前回調査と同様に、4割強の市民が“変わらない”と感じていますが、約3割の市民が“やや良くなった”と感じています。

ここ5～6年の自然環境の変化

「農地や田園景観」の変化は、5割近くの市民が“変わらない”と感じていますが、悪化していると感じている市民も2～3割います。

「文化財等の歴史的・文化的環境とのふれあい」の変化は、前回調査と同様に5割以上の市民が“変わらない”と感じています。また、“わからない”との回答も2～3割と多く、10ポイント近く増えています。

環境基本計画の見直しにあたり、平成 27 年 6 月に市民や事業者、小学 5 年生の親子を対象に環境意識調査を実施しました。ここでは、環境問題や環境づくりに対する意見などの概要を示しています。なお、文中の前回調査は平成 19 年に行われた計画改訂時の環境意識調査をいいます。

・生活環境

「空気のきれいさ」や身近な場所での「音（騒音）」や「におい（悪臭）」の変化については、5～6 割の市民が変わっていないとしています。

前回調査では悪化しているが 3～4 割ありましたが、それぞれ 10 ポイント程度減少しています。

「水路や河川の水質」の変化については、“変わらない”と感じている市民が 4 割近くいますが、“わからない”との回答も 3 割以上と多く、日常の生活で水路や河川などの水辺にふれる機会が少ないと考えられます。

「自転車の利用しやすさ」では、“変わらない”との回答も 4 割以上ありますが、やや悪くなっていると感じている市民も約 2 割います。

「公共交通機関の利便さ」の変化は、“変わらない”との回答も 4 割近くありますが、やや良くなったと感じている市民が 4 割近くと、前回調査に比べ 10 ポイント以上高くなっています。

ここ 5～6 年の生活環境の変化

「歩道の整備など散策やまち歩きしやすさ」の変化は、“変わらない”との回答も 4 割近くありますが、やや良くなったと感じている市民が 4 割と多くなっています。

「家の周りや道路でのごみの散乱」や「林や水辺、農地でのごみの散乱や不法投棄」の変化は、“変わらない”と感じている市民がそれぞれ 4 割前後と多いですが、前回調査に比べ、悪化していると感じている市民の割合が 10 ポイント以上減っています。

どんな環境のまちであったら良いか

子どもたちは、北本市が

- ①空気がきれいなまち
- ②安心して自転車に乗って、いろいろなところにいけるまち
- ③ごみがちらかっていないきれいなまち
- ④公園や林、水辺などが近くにあり、外で遊ぶことができるまちであっていいなど、それぞれ半数近くの児童が考えています。

※H27 環境に係る親子アンケート結果

まちづくりに向け優先すべき取り組みとして

- ①自然に親しめる公園の整備
- ②雑木林の保全と整備（管理）
- ③水のきれいさの確保・維持
- ④市街地や住宅地の緑化の推進
- ⑤騒音・振動、悪臭の防止をあげています。

※前回調査でも同様の取り組みを優先すべきとなっていました。

まちづくりに向けて優先すべき取り組み

子育てしていく上で改善してほしい環境として

- ①自転車が安心して乗れる環境が 6 割と高く、次いで
- ②公害や汚染がない環境
- ③子どもが雑木林や水辺などのある公園で安心して遊べる環境
- ④ごみが散乱していない清潔な環境が 4 割以上となっています。

※H27 環境に係る親子アンケート結果

自家用車は、回答された市民の 9 割近くが所有しています。

そのうち約 6 割が 1 台の所有ですが、3~4 割が 2 台以上所有しています。

自家用車が生活やライフスタイルの移動手段として定着しています。

平成 23 年 3 月の東日本大震災以降の「マイカー利用時でのエコドライブの取り組み」は、“震災時の取り組みを継続している”が 2~3 割、“一層取り組んでいる”が 1 割強と約 4 割の市民が継続して取り組んでいます。

また、“震災前後で変わらない”取り組みをしているも 4 割となっています。

「近在や買い物にはマイカー利用を控えるようにする」は、3 人に 1 人が“いつも行っている”としています。反面、“今後も行うつもりはない”も 2 割以上となっています。

自然エネルギー利用設備は、回答された市民のうち太陽光発電は 6%、太陽熱給湯機・温水器は約 5%の家庭で導入しています。

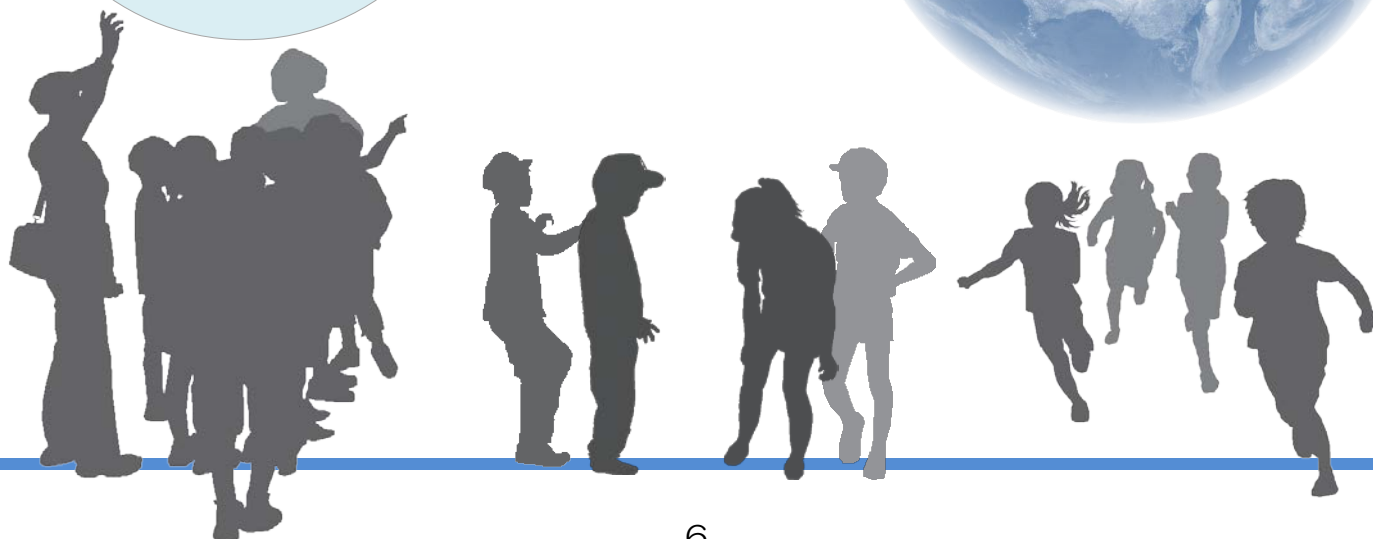
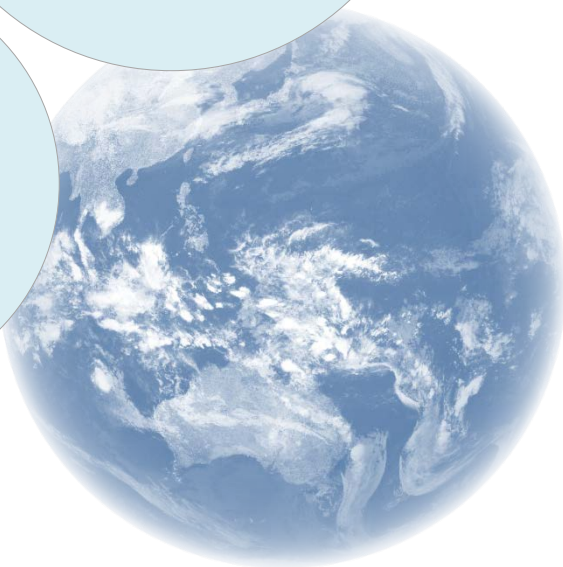
“将来も導入しない”が 4 割前後と多く、導入経費や高齢世帯の増加などが考えられます。

平成 23 年 3 月の東日本大震災以降の省エネへの取り組みとしては、「家庭での節電など省エネの取組」は、“震災時の取り組みを継続している”が 4 割以上、“一層取り組んでいる”が 2 割近くと、合わせて 6 割の市民が継続して取り組んでいます。

住まいの断熱化・気密化は、回答された市民のうち 2~3 割の家庭で導入されています。また、将来的には導入したいも 4 人に 1 人の割合となっています。

高効率給湯器は 2 割近くの家庭で導入されており、2 割以上の家庭で導入したいと考えています。

ホームエネルギーマネジメントシステム (HEMS) については“分からない”との回答が 5 割近くあり、今後、家庭でのエネルギー管理の理解を深めていく必要があります。



・ 日常生活や環境保全行動など

ごみの減量・資源化に向けた行動

ごみの減量・資源化に向けて、「リサイクル可能なものはきちんと資源回収に出す」は8割以上、「生ごみは水分を絞ってから出す」、「買い物袋を持ち歩き、レジ袋や包装は断る」、「ものを大切に使用し、修理して長く使う」も6割以上の市民がいつも行っています。

不用品の再利用や生ごみの堆肥化の取り組みは、フリーマーケットや住宅事情などもあり、全体的に低くなっています。

前回調査と比べて各項目とも15ポイント程度高くなっており、減量や資源化の意識は高くなっています。

ほとんどの市民が、ごみカレンダーに決められたとおりに分別やゴミ出しをいつも行っているとしています。

一層の減量化に向け、ごみの発生を減らしていく取り組みが課題となっています。

エネルギーを大切にする行動

電気などのエネルギーを大切に使うための取り組みとして、「見ていないテレビや使っていない照明は消す」は8割以上の市民が実施しています。「夜中の炊飯ジャーや電気ポットの保温を控える」、「カーテンなど省エネに役立つ工夫をする」なども6割となっています。

前回調査と比べ、各項目とも10ポイント程度「いつも行っている」との割合が高くなっており、節電等省エネ行動が普及していることが考えられます。

回答のあった市民の2割以上が、電気やガソリンの消費状況を環境家計簿などでいつもチェックしています。今後行いたいと考えている市民も同じ割合となっています。

反面、3割近くが今後も行うつもりはないとしています。

ごみのポイ捨て防止や家のまわりの美化・清掃など環境美化への関心や行動意識は高く8割前後の市民がいつも行っています。

前回調査と比べ、家のまわりの美化・清掃への取り組みは20ポイント以上高くなっています。

地球温暖化対策に向けた取り組み

地球温暖化対策に向け優先すべき取り組みとして

① 徒歩や自転車を利用しやすい環境の整備

を半数以上の市民が優先すべきとしています。次いで、

② 節電など質素なライフスタイルの普及

③ バスなどの公共交通の充実

④ 家庭での省エネ対策の普及が3割以上となっています。

②と③を合わせた約7割が家庭での取り組みを優先すべきとしています。



第3章 北本市の環境の状況や環境保全への取り組み

1 北本市ってどんなまち

【地理・交通】交通の利便性が高い首都近郊の住宅都市

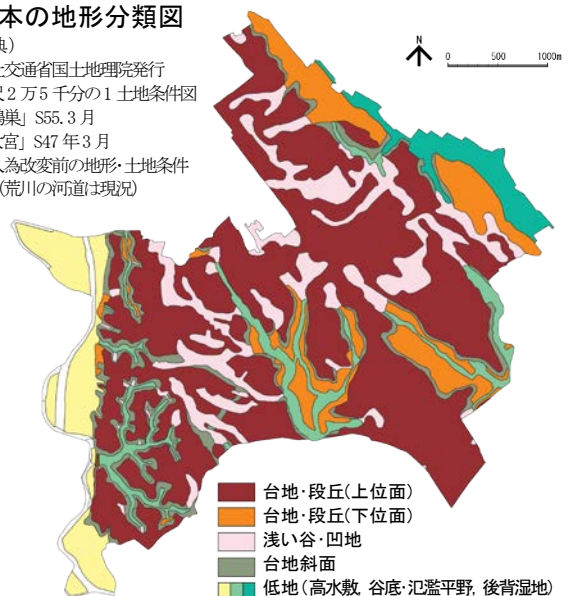
- 東西 5.8 k m、南北 5.3 k m、面積 19.82 k m²の市域で、市の中心部（北本駅や市役所）から 4～5 k mの範囲内にあり、歩いても概ね 1 時間以内で行けるまとまりある市域です。
- 埼玉県小平市の平野部のほぼ中央部、東京都心から約 45 k m圏に位置しています。
- 都心まで約 50 分の通勤圏に当たり、住宅都市として発展しています。
- 主要交通として J R 高崎線、国道 17 号線及び中山道が市中央部を南北に縦断しています。
- 首都圏中央連絡自動車道（圏央道）が市の南側を東西に横断（平成 27 年 10 月開通）し、国道 17 号線を挟む東西に桶川加納 I C 及び桶川北本 I C が開設され、東名自動車道や中央自動車道、関越自動車道、東北自動車道に直結しています。
- 今後、桶川北本 I C に接続し、県中央地域の道路ネットワーク形成と国道 17 号線の交通緩和や沿道環境改善に向けて、国道 17 号・上尾道路（さいたま市西区宮前町～鴻巣市箕田、市の西部を縦貫）が整備される予定です。

【地形・地盤】地盤の安定した台地と荒川などの河川、歴史文化がつくる多彩な景観のまち

- 市域は、荒川と元荒川に挟まれた大宮台地に位置し、中央部を縦貫する J R 高崎線や国道 17 号、中山道を軸として両側に市街化区域、その外側に雑木林や農地からなる里地里山環境が引き継がれてきている緑豊かな地域です。
- 市街地が広がる大宮台地面は平坦で、河川氾濫や土砂災害、地震などに安定した地盤です。
- 市域の西側は荒川により形成された低地、東側は赤堀川等により形成された低地が分布しています。
- 東部では大宮台地が次第に低くなり、深井・宮内・古市場付近で沖積低地に埋没し、台地と低地の境がはっきりしないのが特徴です。
- 西部の高尾・荒井・石戸宿の西側は荒川低地と大宮台地との境界部にあたり、標高差 10～15m 程度の比較的急な斜面地（台地縁辺の斜面）となっています。小さな谷津や谷が発達した変化に富んだ地形からなり、湧水や湿地をはじめ、多様な動植物が生育・生息する貴重な自然環境の場が残っています。

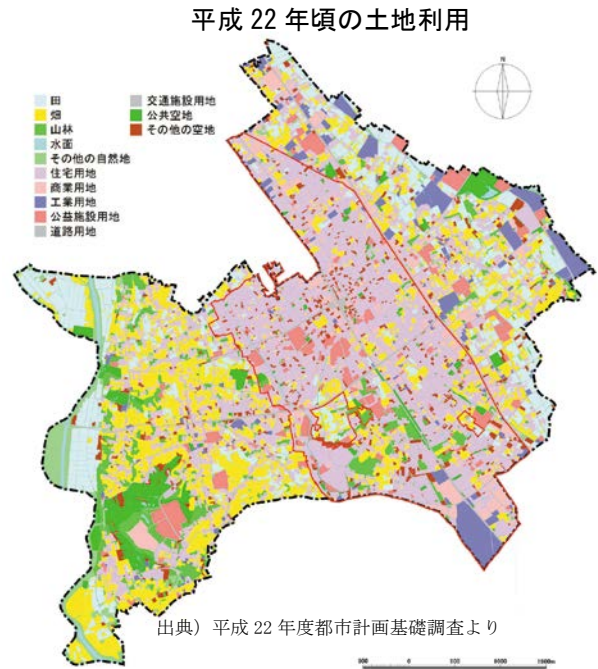
北本の地形分類図

出典)
国土交通省国土地理院発行
縮尺 2 万 5 千分の 1 土地条件図
「鴻巣」 S55.3 月
「大宮」 S47 年 3 月
※人為改変前の地形・土地条件
(荒川の河道は現況)



【緑・自然】首都近郊で豊かな雑木林のあるまち

- 身近な自然である雑木林が、市街地の中に点在しています。
- 石戸緑地保全地区や高尾宮岡ふるさとの緑の景観地、緑地保護地区として保護・保全されているほか、野外活動センターや埼玉県自然学習センター、公園などとして、自然とのふれあいの場として、保全・活用されています。
- JR 高崎線の沿線の北本中央緑地の雑木林は、市の玄関口として「雑木林のあるまち」のシンボルともなっており、指定管理者により管理され、散策路や雑木林とのふれあいなど市民の憩いの場ともなっています。
- 市の西部、高尾・荒井・石戸宿には変化に富んだ地形と一体となった雑木林が多く残っています。また、東部をはじめ市内各地に、屋敷林や社寺林をはじめ、小規模な雑木林などの緑が多く点在し、公園や緑地などとしても活用されています。
- これらの雑木林をはじめ、市の東部と西部には、水田や畑、果樹園などのまとまった農地が残されてきており、多様な生物の生息環境の場や安らぎのある自然景観を形成しています。

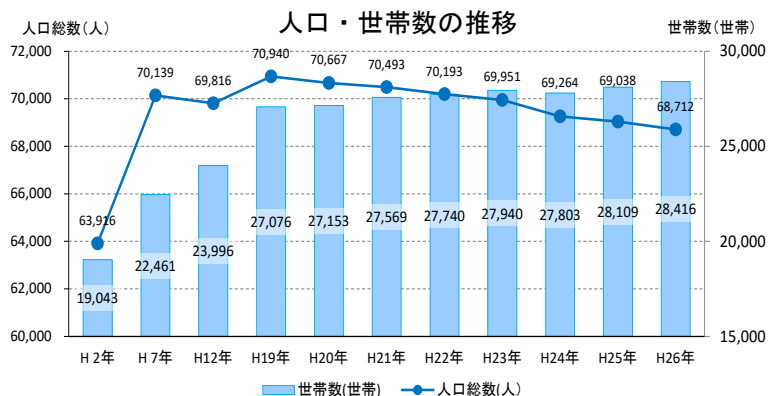


【土地利用・産業等】自然的利用と都市的利用など土地利用のバランスがとれたまち

- 中山道の宿場町を元に、住宅都市として JR 北本駅を中心に発展しています。
- 宅地（約 41%）、農地・山林（約 33%）、雑種地・その他（26%）と偏りの少ない土地利用となっています。
- 製造業等の工業地区は南部の下石戸上地区や東部の朝日・中丸地区などに分散しています。
- 農産物ではかつてのトマト栽培の伝統を踏まえ「北本トマト」のブランド化を進めています。

【人口推移】少子高齢社会のなかで、市民協働によるまちづくりをめざすまち

- 平成 27 年 9 月 1 日現在、人口は 68,245 人、世帯数 28,581 世帯、世帯当たり人員 2.4 人です。
- 人口は、平成 7 年以降現在まで 7 万人前後の横ばい状況で推移していますが、平成 16 年の 71,137 人をピークに減少傾向となっています。
- 直近の人口移動状況を反映した将来推計では、平成 37 年度末の人口は約 61,265 人と想定されており、今後、高齢者の増加、生産年齢人口や年少人口の減少が見込まれます。



2 北本市が進めてきた取り組み

昭和 54 年に北本市総合振興計画を策定して以来、一貫して「緑にかこまれた健康な文化都市」を将来都市像に掲げ、新しい文化を創造し、健康で幸せな生活が営まれるまちを、豊かな緑の中につくり上げることを目指してきました。

かつては武蔵野の雑木林や荒川の清流など豊かな自然に恵まれていましたが、都市化の拡大に伴い、農地や雑木林、谷津など多くの自然環境や豊かな自然の中で形成された歴史的な景観が減少し、都市・生活型公害や廃棄物などの環境問題が発生してきました。

また、「雑木林のまち北本」を代表する高崎線沿線の民有の雑木林は、昭和 56 年に「北本市中丸-ふるさとの森」に指定され、平成 6 年には一部が都市緑地となりましたが、多くの雑木林は急速な都市化に伴い、公有地化できないまま減少してきています。

北本市の主な取り組みと国・県の主な環境政策

和暦	西暦		
昭和 18 年	1943	☆石戸村と中丸村が合併、北本宿村となる	
昭和 34 年	1959	☆町制施行により北本町となる（人口 15,300 人、2,849 世帯）	
昭和 46 年	1971	☆埼玉県で 33 番目の市として北本市が誕生（人口 33,561 人、8,667 世帯）	
昭和 54 年	1979	総合振興計画（第一次）	
昭和 56 年	1981	北本市中丸-ふるさとの森に指定	
		北本市の主な環境関連出来事・計画等	国・県等の主な環境関係法令・計画等
平成 4 年	1992	廃棄物減量等推進審議会条例 ☆北本自然観察公園（開園）	★ブラジルのリオ・デ・ジャネイロ地球サミット開催、気候変動枠組条約・生物多様性条約の署名開始
平成 5 年	1993	まちづくり条例（H6.4 施行）	環境基本法制定、絶滅のおそれのある野生生物種の保存法施行
平成 6 年	1994	☆北本中央緑地を都市緑地として保全	●環境基本計画（第一次）
平成 7 年	1995		容器包装リサイクル法公布・施行、家電リサイクル法制定 ○埼玉県環境基本条例施行、○埼玉県環境影響評価条例施行
平成 8 年	1996		●埼玉県環境基本計画（第 1 次） ●埼玉県廃棄物処理基本計画（第 4 次）
平成 9 年	1997	環境審議会条例	★第 3 回気候変動枠組条約締結国会議（COP3）京都開催
平成 10 年	1998	環境基本条例	
平成 11 年	1999	☆シンボルマーク誕生 都市マスタープラン	ダイオキシン類対策特措法（H13 年施行） 化管法改正（PRTR 制度の導入） ●彩の国豊かな自然環境づくり計画
平成 12 年	2000	環境基本計画（第一次）	循環型社会形成推進基本法公布・施行、家電リサイクル法施行 ○埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例施行
平成 13 年	2001	☆ISO14001 認証取得	○埼玉県ごみの散乱防止に関する条例施行 ○埼玉県生活環境保全条例（公害防止条例全部改正、H14.4 施行） ●埼玉県環境基本計画（第 2 次） ●埼玉県廃棄物処理基本計画（第 5 次）
平成 14 年	2002		資源有効利用促進法施行、建設リサイクル法全面施行、 エネルギー政策基本法施行
平成 15 年	2003	地球温暖化対策実行計画（第一次）	自然再生法施行、土壤汚染対策法施行、改正農薬取締法施行、 食品リサイクル法施行 ●循環型社会形成基本計画 ○埼玉県土砂の排出・たい積等の規制に関する条例施行
平成 16 年	2004	☆ふるさとのみどりのトラスト基金設置	環境保全活動・環境教育推進法施行
平成 17 年	2005	土砂等のたい積の規制に関する条例 次世代育成支援行動計画（前期計画）	京都議定書発効 ●京都議定書目標達成計画 外来生物法施行、景観法施行、自動車リサイクル法全面施行、 食育基本法施行 ○ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例（一部改正）施行
平成 18 年	2006	第四次総合振興計画基本構想（H18～ H27）	●第三次環境基本計画 バイオマス・ニッポン総合戦略策定 有機農業推進法施行、改正省エネ法施行 ●埼玉県広域緑地計画、●埼玉県廃棄物処理基本計画（第 6 次）

こうした中、オゾン層の破壊や熱帯林の減少、地球温暖化などの地球環境問題が顕在化するなど、従来の公害対策だけではこうした問題に対応していくことが困難になってきました。国では、新たな環境問題に対応していくために、環境基本法の制定と環境基本計画を策定し、総合的・計画的に環境の保全と創造を図っていくことにしました。

こうした情勢を受けて、市では、平成10年6月に北本市環境基本条例を制定し、「緑豊かな自然と共生する 安全で健康な文化都市・北本」を環境像とした北本市環境基本計画（第一次）を平成12年3月に策定し、「自然と人間の共生する環境」と「環境負荷の少ない地域社会の実現」、「地球環境を守る地域からの取り組みの推進」を進めてきました。また、平成20年3月には、この計画の改訂を行い、引き続き、市民・事業者・民間団体と協働による取り組みを進めてきています。

☆：北本市の主な出来事、★：環境問題に係る主な国際会議、●：国の関連計画、○：県の条例、●：県の計画を示す。

和暦	西暦	北本市の主な環境関連出来事・計画等	国・県等の主な環境関係法令・計画等
平成19年	2007	第6期分別収集計画（H21～H25） 市民と行政との協働推進計画	改正フロン回収破壊法施行、観光立国推進基本法施行 ●第3次生物多様性国家戦略 ●埼玉県環境基本計画（第3次）
平成20年	2008	環境基本計画改訂 ☆緑のトラスト保全地（高尾宮岡の景観地）整備	生物多様性基本法施行、エコツアーリズム推進法施行 改正廃棄物処理法施行 ●第2次循環型社会形成推進基本計画 ●京都議定書目標達成計画改定、低炭素社会づくり行動計画 ●生物多様性保全県戦略（埼玉県）
平成21年	2009	自治基本条例制定（H224施行） 第四次総合振興計画中期基本計画（H21～H24） 都市マスタープラン 一般廃棄物処理基本計画	微小粒子状物質（PM2.5）に係る環境基準告示 改正地球温暖化対策推進法施行、食育基本法改正 ○埼玉県地球温暖化対策推進条例施行 ●ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050（埼玉県地球温暖化対策実行計画）
平成22年	2010	次世代育成支援行動計画（後期計画）	●生物多様性国家戦略2010、里地里山保全活動行動計画 ★生物多様性条約定締結国会議（COP10）名古屋開催
平成23年	2011	3月11日東日本大震災、福島第一原子力発電所事故	
			東日本大震災復興基本法施行 東日本廃棄物処理特措法・放射性物質処理特措法施行 生物多様性地域連携促進法施行 ●埼玉県廃棄物処理基本計画（第7次） ○埼玉県地球温暖化対策推進条例改正・施行
平成24年	2012	☆セーフコミュニティ推進協議会設置 第四次総合振興計画後期基本計画（H24～H27）	環境教育等促進法（改正環境保全活動・環境教育推進法）施行 エコまち法（都市の低炭素の促進に関する法律）施行 ●第四次環境基本計画 ●生物多様性国家戦略2012-2020 ●埼玉県環境基本計画策定（第4次）●埼玉県広域緑地計画改訂 京都議定書第一約束期間終了
平成25年	2013	市民参画推進条例、協働推進条例 市民公益活動推進計画 第7期分別収集計画（H26～H30）	小型家電リサイクル法施行、地球温暖化対策推進法改正 ★温室効果ガス25%削減目標撤回
平成26年	2014	地域防災計画一部修正 第3次地球温暖化対策実行計画（H26～H30） 生涯学習推進計画（H26～H35） ☆市役所新庁舎、児童館オープン	
平成27年	2015	☆圏央道開通（桶川北本IC～白岡宮蒲IC）	★COP21に向け、2030年温室効果ガス排出量2013年比26.3%削減を目標に設定 ●ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050（埼玉県地球温暖化対策実行計画）改訂

第一次北本市環境基本計画の成果と課題

第一次北本市環境基本計画が進めてきた取り組みの成果と課題の概要は、次のようになります。なお、計画で進めてきた取り組み状況の詳細については、環境基本計画年次報告書を参照してください。

長期的な目標 1 自然と人間の共生する環境
<ul style="list-style-type: none">○ 市街地に残る雑木林をはじめ、西部地域の荒川や荒川沿いの谷津のある里山、西部や東部地域に広がる農地や社寺林・屋敷林は、北本市を代表する自然環境で、多様な生物が息返し、北本自然観察公園が整備されるなど、市民の自然とのふれあいの場となっています。○ また、JR高崎線沿いの北本中央緑地の雑木林をはじめ、高尾宮岡ふるさとの緑の景観地（埼玉県緑のトラスト保全 8 号地）などの自然は、市民参加型で整備や管理、自然とのふれあい活動などが進められてきています。○ 雑木林などの緑地の多くは民有地にあり、宅地開発や市街地整備などに伴い、農地や雑木林は減少しています。また、上尾道路の整備や圏央道インターチェンジ周辺などの開発、相続税との関係で減少する可能性も高いです。○ 今後も、今残されている雑木林などの自然を守り育み、住宅地や市街地の緑化などにより、緑のネットワーク形成を進め、生物多様性の保全と緑豊かで魅力あるまちづくりを進めていくことが課題となっています。
長期的な目標 2 環境への負荷の少ない地域社会の実現
<ul style="list-style-type: none">○ 生活環境はおおむね良好に保たれてきています。市民の健康に対する意識も高くなっています。今後、光化学スモッグやPM2.5、原発事故に伴う放射線量、水質汚濁などの広域的な環境汚染への監視をはじめ、騒音や悪臭、土壌・地下水汚染、有害化学物質への注意など、安全・安心に係る情報の整備と提供が必要です。○ ごみ処理（中間・最終）を市外に頼っているため、市民・事業者との協働によりごみ減量・資源化を強く進めてきましたが、今後も一層の4Rの推進によるごみの減量・資源化が求められています。また、鴻巣市・行田市との広域処理への移行が進められています。○ 省資源・省エネルギーについては、市民・事業者とも日常生活や事業活動での取り組みが向上してきています。また、公共施設への自然エネルギーや省エネルギー施設の導入、住宅への設置補助が進められてきています。
長期的な目標 3 地球環境を守る地域からの取り組みの推進
<ul style="list-style-type: none">○ 地球温暖化対策に向けては、省資源・省エネルギーの普及啓発を進めています。しかし、市内からの温室効果ガスの排出は、産業部門の排出量は減少しましたが、人口や世帯数の増加により家庭からの排出量や自動車利用に伴う排出量は増加し、市内からの排出量の 6 割以上を占めています。今後、これらの部門からの削減が課題となっています。○ 環境教育・環境学習については、埼玉県自然学習センターをはじめ、北本中央緑地や高尾宮岡ふるさとの緑の景観地などで民間団体との協力で進められていますが、市民の自主的な環境学習の推進や環境づくりに係るリーダー育成は今後の課題となっています。○ 市民との協働による環境づくりは、ごみ減量等推進市民会議や民間団体の協力により進めてきています。一層の推進に向けては、幅広い民間団体や市民・事業者によるネットワークづくりが必要となっています。また、北本市では市民協働推進条例などを策定し、協働によるまちづくりを進めていくことにしました。

計画編 北本市環境基本計画



第1章 北本市環境基本計画が果たす役割

- 1 環境基本計画の役割
- 2 協働の環境づくりに向けて
- 3 計画の推進・進行管理に向けて
- 4 計画の構成

第2章 計画がめざしていく環境の姿

- 1 『望ましい環境像』の実現に向けて
- 2 環境像実現に向けた目標と重点取り組み

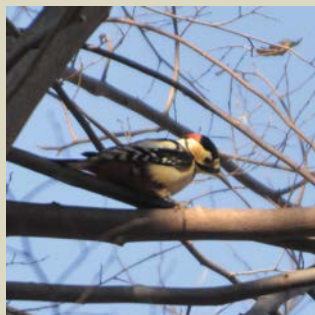
第3章 計画で進めていくこと

- 1 望ましい環境像に向けた取り組み(取り組みの体系)
- 2 重点的取り組み(協働プロジェクト)の展開
協働プロジェクトⅠ
雑木林・緑 いきいきプロジェクト
協働プロジェクトⅡ
ごみ減量・4R もったいないプロジェクト
協働プロジェクトⅢ
省エネ・創エネ エコライフプロジェクト
協働プロジェクトⅣ
きたもと環境の環プロジェクト

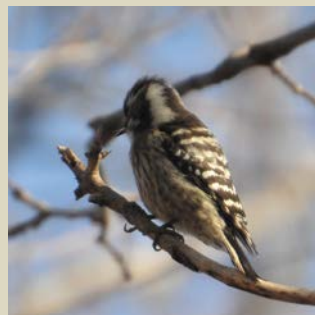
第4章 北本市の取り組み



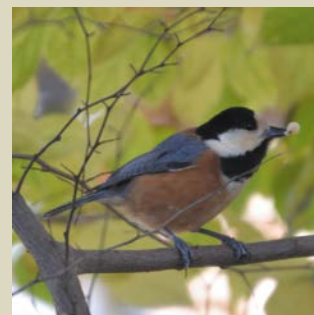
野鳥
アオゲラ



野鳥
アカゲラ



野鳥
コゲラ



野鳥
ヤマガラ

第1章 北本市環境基本計画が果たす役割

1 環境基本計画の役割

【計画の役割と位置づけ】

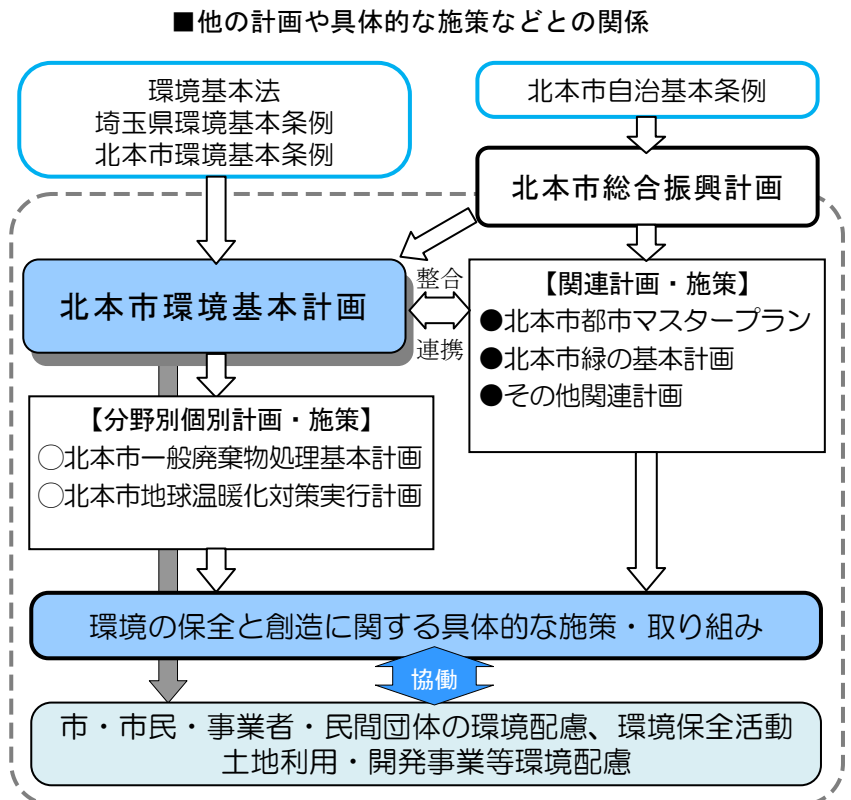
環境基本計画は、北本市環境基本条例第 11 条の規定に基づき、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

環境基本計画は、北本市の環境行政の基本となるもので、北本市総合振興計画の環境面について、環境の保全と創造に関する施策を総合的・計画的に進めていきます。そのため、次のような役割を果たしていくものとします。

- (1) 環境の保全と創造に関する長期的な目標及び総合的な施策の大綱を明らかにします。
- (2) 環境の保全と創造に関する施策とその総合的・計画的な推進を図るために必要な事項を明らかにし、環境分野に係る個別計画及び北本市都市マスタープランなどの諸計画と連携し、効果的に進めていきます。
- (3) 北本市環境基本条例で定められた、市・市民・事業者・民間団体それぞれの責務に基づき、環境負荷の低減に向けたそれぞれの取り組み及び協働による環境の保全と創造に関する取り組みを明らかにし、推進します。
- (4) 環境の保全と創造に関連する諸施策の実施状況や到達水準を明らかにするなど環境基本計画の進行管理の体系を示します。

環境基本計画は、環境の保全と創造に関する最も基本となる計画です。一方、北本市のまちづくりを進めるために、北本市総合振興計画を中心に、北本市都市マスタープラン・北本市緑の基本計画をはじめとする基本構想や基本計画があります。これらの計画の見直しや策定をはじめ、市が行うすべての施策の策定や実施にあたっては、環境基本計画との整合を図ります。

また、北本市が実施する市街地整備や施設整備に際しては、計画立案などの早い段階から、本計画が掲げられる環境の保全と創造に関する目標の実現に向けた環境配慮の実施と対策を図っていきます。開発等事業者には、本計画に基づく自主的な環境配慮と対策の実施をお願いしていきます。



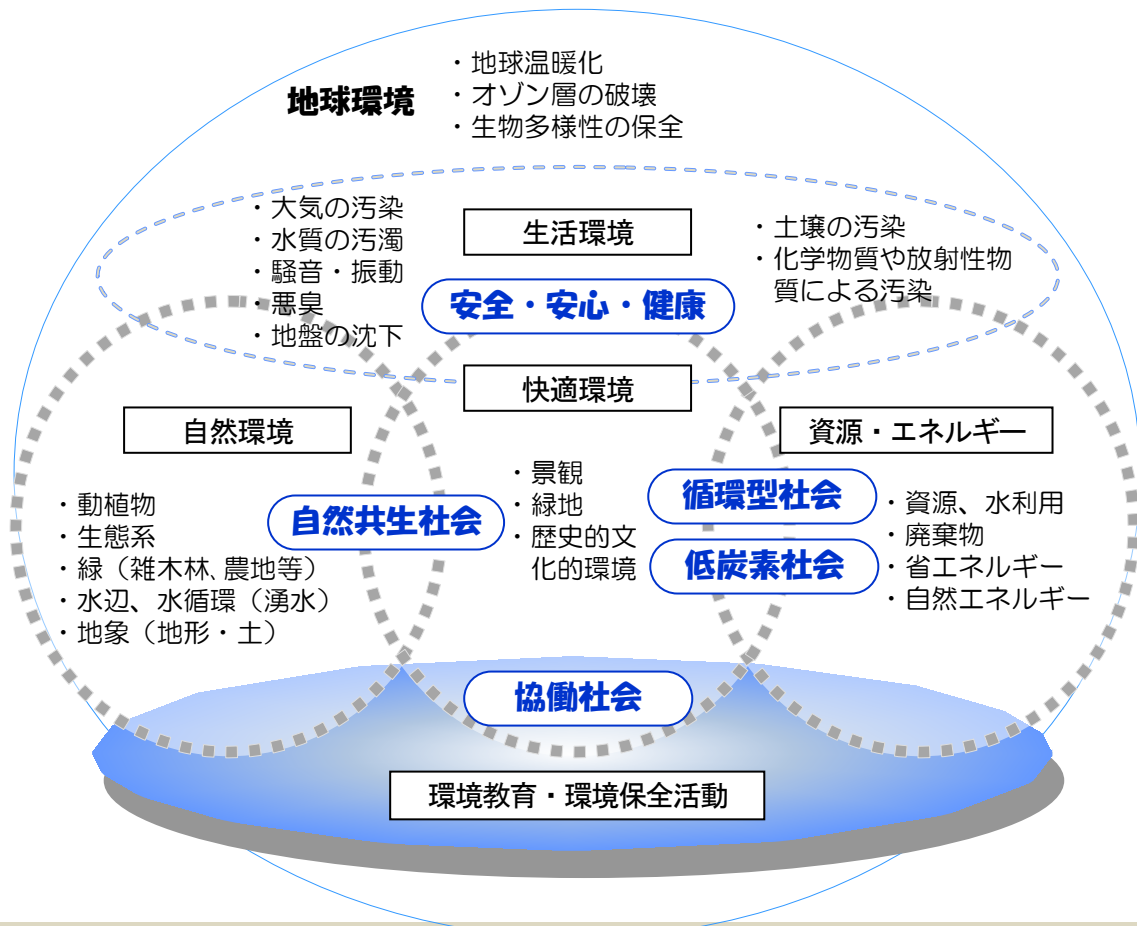


【計画の期間】

環境基本計画の計画期間は、平成 28 年（2016）度から平成 37 年（2025）度までの 10 年間とします。なお、社会情勢や環境が大きく変化した際には必要に応じて見直していくものとします。

【対象とする範囲】

環境基本計画の対象とする環境の範囲は、次のとおりです。



昆虫
ムラサキシジミ（成虫）



植物
シュンラン（花）



植物
タチツボスミレ(花)

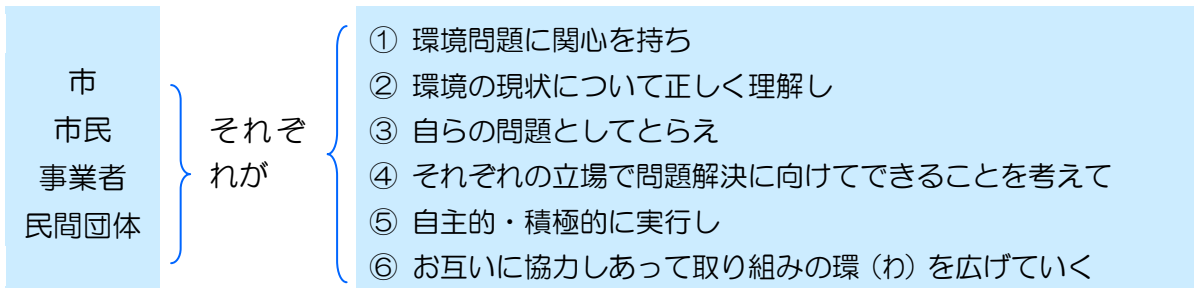


野鳥
メジロ

2 協働の環境づくりに向けて ～市・市民・事業者・民間団体の責務と役割～

都市・生活型公害や廃棄物、地球温暖化など、近年の環境問題はその多くが私たちの日常生活や事業活動に原因があるため、解決への取り組みは複雑化しており、環境問題は市や県などの取り組みだけでは対応できません。

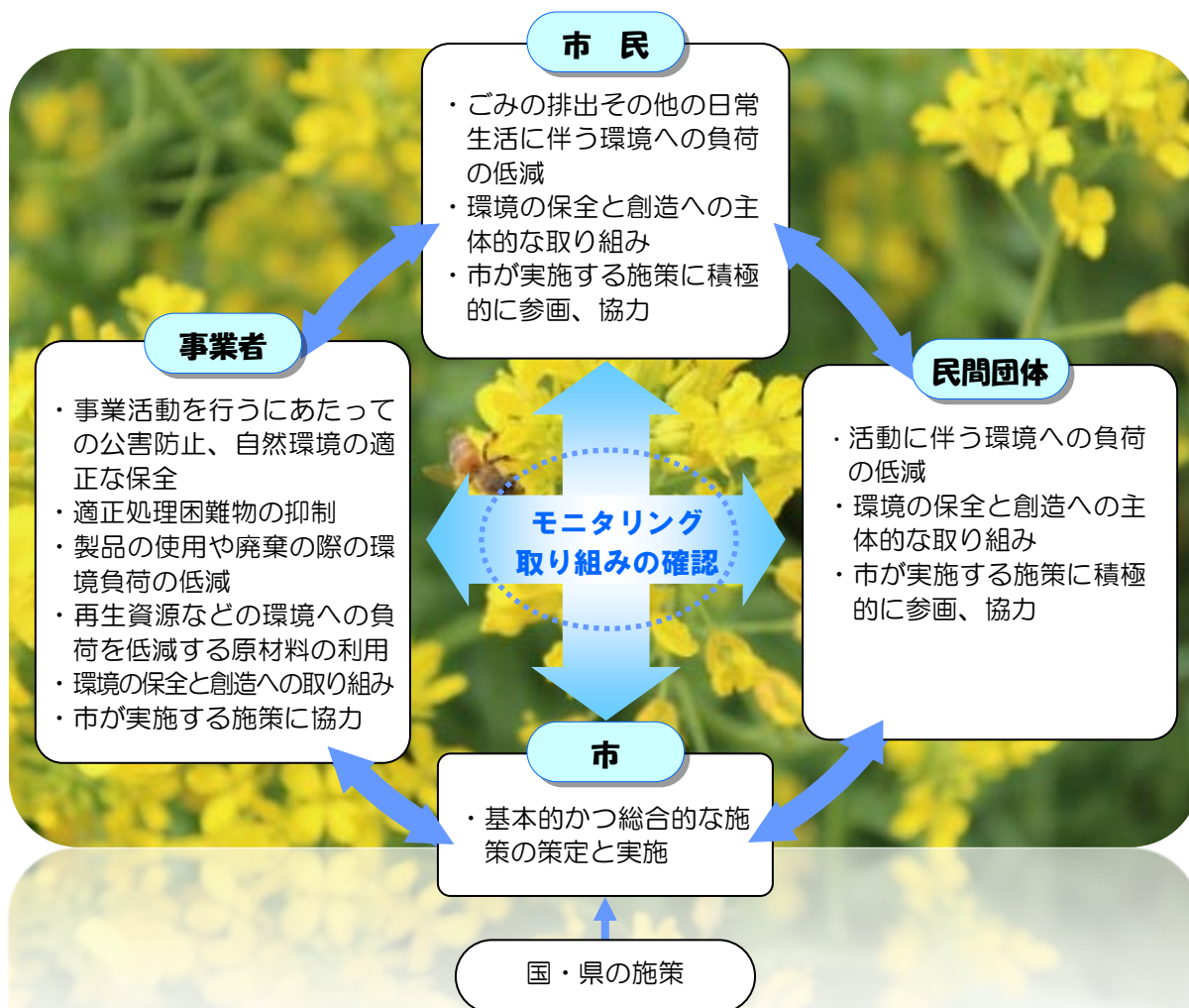
市が率先して環境の保全・創造や環境負荷低減などのための取り組みを行うことはもちろん、



ことによって、環境意識の高いまちを目指し、実践していかなければなりません。

北本市環境基本条例は、環境の保全及び創造についての市・市民・事業者・民間団体の責務を下図のように定めています。

■市・市民・事業者・民間団体の責務



環境の保全と創造、環境負荷の低減に向けた取り組みなど、協働による環境づくりに向けて、市・市民・事業者・民間団体は、北本市環境基本条例が定める責務を踏まえ、それぞれの立場から次の役割を果たしていくことが必要です。

(1) 市の役割

① 公共事業実施における環境保全への取り組み

実施する公共事業は、自然環境の改変や廃棄物の排出、資源の消費などを伴う場合があり、環境へ少なからず影響を及ぼします。事業の実施にあたっては、環境への配慮を優先的に進めるとともに、事業の立案、計画段階から土地利用・開発事業等環境配慮基本指針に基づいた配慮と環境影響を評価し、環境の保全と創造、環境負荷低減のための対策を行います。

② 市の率先行動の推進

環境マネジメントシステムに基づいて、市の施設や事業における電気・ガス・水道などの資源・エネルギーの利用実態を把握し、環境負荷の低減に向けた方針と目標、対策を定め、公表し、その達成に向けた取り組みを率先して実行していきます。また、市職員のモラルの向上を図っていきます。

③ 環境情報の提供と情報交換

環境の現状を調査し、市民・事業者・民間団体が環境問題を正しく理解し、環境の保全と創造、環境負荷の低減のための取り組みを自主的に行えるよう必要な情報を公開・提供します。また、市民・事業者・民間団体からの情報や意見を収集・整理し、市が行う環境の保全と創造、環境負荷の低減のための取り組みに役立てます。

④ 市民・事業者・民間団体に対する普及・啓発活動

市民・事業者・民間団体が環境問題に関心を持ち、自らの問題であるとしてとらえることができるよう環境教育・環境学習を進め、自然観察会や緑化活動、環境美化活動などによる環境意識の普及・啓発を進めていきます。また、環境問題解決に向けて行動するための具体的な環境配慮情報（行動指針）の提供を進め、それぞれの立場から環境の保全と創造、環境負荷の低減のための取り組みができるよう支援を進めます。

⑤ 参加と合意形成の場づくり

市民や事業者が、環境の保全と創造、環境負荷の低減のための取り組みに自主的に参加・交流できる機会づくりを進め、市・市民・事業者・民間団体が公平な役割分担の下、協力しあうて行うために、お互いに話し合う場を設けます。

⑥ 事業者の環境配慮の促進

事業者に対して、環境の保全と創造、環境負荷の低減などに配慮した事業活動に向け、関連する法律・条例の周知など情報提供や環境配慮の取り組みを支援します。

また、土地利用及び開発等に際しては、土地利用・開発事業等環境配慮基本指針に基づき、計画段階からの環境配慮と対策を促進します。

(2) 市民の役割

① 日常生活における環境への配慮

日常生活が環境に影響を及ぼしていることを認識し、環境に及ぼす影響をできるだけ少なくするためには日常生活の上でどのような点に気を付ければよいか考え、身近なところから自主的・積極的に取り組みます。

② 環境意識の向上

市や民間団体等が公開・提供する情報を活用して、環境問題や環境の現状、取り組み状況についての知識や理解を深め、環境の保全と創造、環境負荷の低減のためにできることから実践します。

③ 環境教育・環境学習への積極的な参加

市や民間団体等が開催する自然観察会などの環境教育・環境学習に積極的に参加します。

④ 環境保全活動への積極的な参加

雑木林の管理やごみの減量など、民間団体等が環境の保全と創造、環境負荷の低減のために行うボランティア活動などに積極的に参加・協力します。

⑤ 普及・啓発活動への積極的な参加

緑化活動や環境美化活動など、市や民間団体等が環境の保全と創造、環境負荷の低減のために実施する普及・啓発活動などに積極的に参加・協力します。

(3) 事業者の役割

① 事業活動における環境への配慮

事業活動が環境に影響を及ぼしていることを認識し、環境に及ぼす影響をできるだけ少なくするために、事業活動の上でどのような点に気を付ければよいか考え、自主的・積極的に実行します。あわせて、企業の社会的貢献の一環として、地域や民間団体が行う環境保全活動や普及啓発活動へ積極的に参加します。

また、環境マネジメントシステムなどの導入と推進・実行を図り、環境の保全と創造、環境負荷の低減に努めます。土地利用及び開発等に際しては、関連法令の周知に努めるとともに、土地利用・開発事業等環境配慮基本指針に基づき、計画段階からの環境配慮を進め、建設や施設利用・操業時での環境負荷の低減に努めるとともに、地域の自然に配慮した緑化対策など自然環境の保全・再生・創出に努めます。

② 環境意識の向上

市や民間団体が公開・提供する情報を活用し、環境問題や環境の現状、取り組み状況などについて理解を深め、環境の保全と創造、環境負荷の低減のための行動にいかします。

③ 環境教育・環境学習への積極的な参加

環境保全研修などの環境教育や環境学習に積極的に参加します。また、従業員の環境意識の教育や環境学習を進め、環境意識の向上に努めます。

④ 環境保全活動への積極的な参加

雑木林の管理やごみの減量など、民間団体等が環境の保全と創造、環境負荷の低減のために行う活動に積極的に参加・協力します。

⑤ 普及・啓発活動への積極的な参加

緑化活動・環境美化活動など、市や民間団体等が環境の保全と創造、環境負荷の低減のために実施する活動などに積極的に参加・協力します。

(4) 民間団体の役割

① 環境情報の提供と情報交換

民間団体は、環境に関する調査結果や情報、団体の取り組み・活動状況、環境の保全と創造、環境負荷の低減に向けた知見など、市に対して情報提供や提言を行います。

② 環境の保全と創造、環境負荷の低減などのための活動の推進

雑木林の維持管理やごみの減量・リサイクル活動をはじめ、緑化活動・環境美化活動、ナショナルトラスト活動など、環境の保全と創造、環境負荷の低減のための活動を進めます。

③ 市・市民・事業者に対する普及・啓発活動

市・市民・事業者に対して、環境の保全と創造、環境負荷の低減のための取り組みや催しなどの普及・啓発活動を行います。また、市・市民・事業者・民間団体がそれぞれの立場から環境の保全と創造、環境負荷の低減などのための取り組みができるよう、積極的に市に提言を行います。

④ 市民参加の場づくり

市民が環境の保全と創造、環境負荷の低減のための取り組みに自主的に参加できる機会を企画・開催するほか、市が開催する催しなどに参加・協力します。

3 計画の推進・進行管理に向けて

(1) 計画の推進に向けて

環境基本計画の推進及び進行管理にあたっては、北本市環境基本条例が定める環境の保全及び創造に関する施策を進めていくための事項に基づいて、次のような推進方策を講じます。

① 財政措置・助成措置

環境基本計画に掲げる施策を進めていくため、必要な財政措置を図るものとします。また、市民・事業者・民間団体による環境に配慮した措置に対しては、必要で適正な助成措置を行うための制度の導入を検討していきます。

② 環境調整会議

環境基本計画に掲げる施策の組織的かつ実効的な推進を図るため、庁内の横断的組織として副市長及び部長職で構成する北本市環境調整会議を組織し、環境施策について次の事項の総合調整を行います。

- ・環境基本計画の策定及び変更
- ・環境の保全及び創造に関する施策

③ 環境審議会

環境基本計画の適切な進行管理に向けて、「年次報告書」を作成し、毎年これを公表するとともに、環境審議会の意見を聴きます。

④ 国・県との協力

地球環境問題をはじめとする広域的な取り組みが必要とされる施策に対しては、国・県と連携・協議して施策の推進を図っていきます。

⑤ 他の地方公共団体との協力

近隣の地方公共団体と共通する課題や地球環境問題など、広域的な取り組みが必要とされる施策に対しては、近隣の地方公共団体と協力して取り組みを進めていきます。

⑥ 協働による重点施策の展開

雑木林の保全・整備・管理、地球温暖化対策などの重点施策の推進と実現にあたっては、市の取り組みだけでは、財政的・人材的にも困難です。このため、重点施策の検討・立案・実施にあたっては、市民・事業者・民間団体と相互に協力し合い、幅広い人々との連携と協力を得ながら進めていくことが必要です。

こうした連携と協働による環境保全の取り組みを進めていくため、市民・事業者・民間団体からなる「(仮称)きたもと環境ネット」づくりを進めます。

⑦ 市職員を対象とした環境研修の実施

市職員は、市民等との協働による取り組みを効率的に推進していく上での重要な役割を果たします。そのため、市職員を対象とした環境研修を定期的で開催し、環境保全意識の高揚と協働の取り組みを進めていきます。

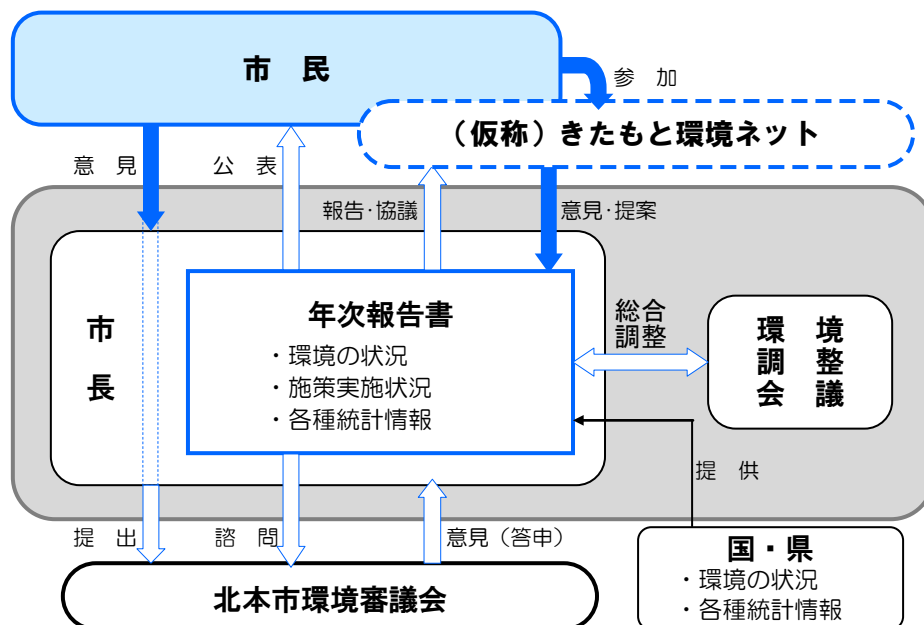
⑧ 土地利用・開発事業等における環境配慮の促進と環境配慮情報の充実・提供

土地利用に係る開発や整備等の事業の立案・計画段階からの自主的な環境配慮と事前調整のためのしくみや制度・体制づくりに努め、より適切で効果的な環境利用を進めていきます。

(2) 進行管理の方法

環境基本計画に掲げた目標を実現するため、目標の達成や施策の実施状況など計画の進捗状況を定期的に把握・評価し、必要に応じて事業等を見直していくなど、進行管理が大切です。

進行管理は、年次報告書の作成・公表により行います（下図参照）。本計画に示された目標などについての環境情報の収集・調査・観測・監視を行い、その結果を環境施策の実施状況とともに年次報告として公表し、北本市環境審議会の意見を聴き、環境調整会議において必要な総合調整を行います。



4 計画の構成

本計画は、望ましい環境像及び3つの長期的な目標の実現に向けて、重点的に取り組んでいく必要がある取り組みを「協働プロジェクト」として位置づけ、取り組みや各主体の行動の方向などを示し、市・市民・事業者・民間団体が協働して取り組んでいくことにしています。

市の事務事業や市が基本的に取り組んでいく必要がある施策については、基本施策として位置づけ、その具体的な内容や事業を本計画の『推進編・情報編』として別途整理し、情報の共有化を図っていきます。また、市民・事業者・民間団体の具体的な取り組み（環境配慮指針）についても、本計画の『推進編・情報編』に整理し、情報の提供を進めていきます。

このため、本計画の構成は、次のようになっています。

■ 第二次北本市環境基本計画の構成

第二次 北本市 環境基 本計画	序 編 私たちが暮らす北本の環境は	
	第1章	環境基本計画がなぜ必要なのか
	第2章	環境問題や環境づくりへの市民の考え ※環境意識調査結果による方向等
	第3章	北本市の環境の状況や環境保全の取り組み ※これまでの市の取り組み等
	計画編 北本市環境基本計画	
	第1章	北本市環境基本計画が果たす役割
	1	環境基本計画の役割
	2	協働の環境づくりに向けて ※計画の役割 ※計画の基本的事項等
	3	計画の推進・進行管理に向けて
	4	計画の構成 ※本編と推進編・情報編の内容
	第2章	計画がめざしていく環境の姿
	1	『望ましい環境像』の実現に向けて
	2	環境像実現に向けた目標と重点取り組み ※本計画でめざしていくもの
	第3章	計画を進めていくこと
	1	環境づくりに向けた取り組み（取り組みの体系） ※計画が進める取り組みの全体像
2	重点的取り組み（協働プロジェクト）の展開 ※プロジェクト別の内容と取り組みの方向 協働プロジェクトⅠ～Ⅳ	
第4章	北本市の取り組み	
資料編		
1	環境基本条例	
2	計画策定の経過、諮問・答申	
3	用語の解説	



推進編 情報編	北本市の環境の現状と課題	
	1	環境意識調査結果
	2	環境の現状等 ※情報提供及び発信
	環境配慮・環境保全行動の推進	
	1	環境配慮指針
	2	土地利用・開発事業等環境配慮指針 ※情報提供及び発信
	北本市の取り組み・計画の進行管理	
1	北本市が進める施策の展開（実施計画等）	
2	年次報告書 ※PDCAによる評価と見直しへの柔軟な対応、情報発信	

第2章 計画がめざしていく環境の姿

1 『望ましい環境像』の実現に向けて

本計画では、北本市総合振興計画の将来都市像である「緑にかこまれた健康な文化都市」を環境面から実現していくため、次の環境像を市・市民・事業者・民間団体の共有の北本市の環境のあるべき姿として掲げ、その実現に向けた取り組みを積極的に進めていきます。

緑豊かな自然と共生する持続可能なまち・北本

私たちが暮らす北本には、屋敷林・農地・雑木林・谷津・荒川の清流など、身近な自然や豊かな自然が残されています。

緑豊かな身近な自然が、空気や水をきれいにし、湧水や湿地などの水辺環境や多様な動植物の生育・生息環境を育み、四季折々の変化に富んだ風景を私たちにもたらしています。また、夏の気温上昇を抑制し、クールスポットや災害時でのオープンスペースとして、さまざまな役割を果たしています。さらに、こうした自然の恵みと身近にふれあい、学び、楽しむことにより、私たちの暮らしに安らぎと潤いをもたらしています。

こうした身近な緑豊かな環境も、経済・産業構造や生活様式の変化により、利用されずに放置されたり、市街地整備や開発、相続等により転換されたりと減少してきています。

一方、私たちの今日の便利で物質的に豊かな暮らしは、自然界の化石燃料などのエネルギーや資源、化学物質を大量に使用し、排気や排水、廃棄物などとして大量に排出する社会構造により成り立ってきました。その結果、大気汚染や水質汚濁などの生活型公害や廃棄物処理、有害な化学物質による健康への影響などの身近な環境問題から、地球温暖化やオゾン層破壊、生物多様性の減少など、人類の生存を脅かす地球規模の環境問題となっています。

私たちは、こうした環境の実情を知り、自然環境の大切さを理解して、環境の保全と創造を行っていくとともに、大量生産・大量消費型の社会システムを改めて、環境への負荷の少ない持続可能な社会をつくり、将来の世代へ継承していかなければなりません。

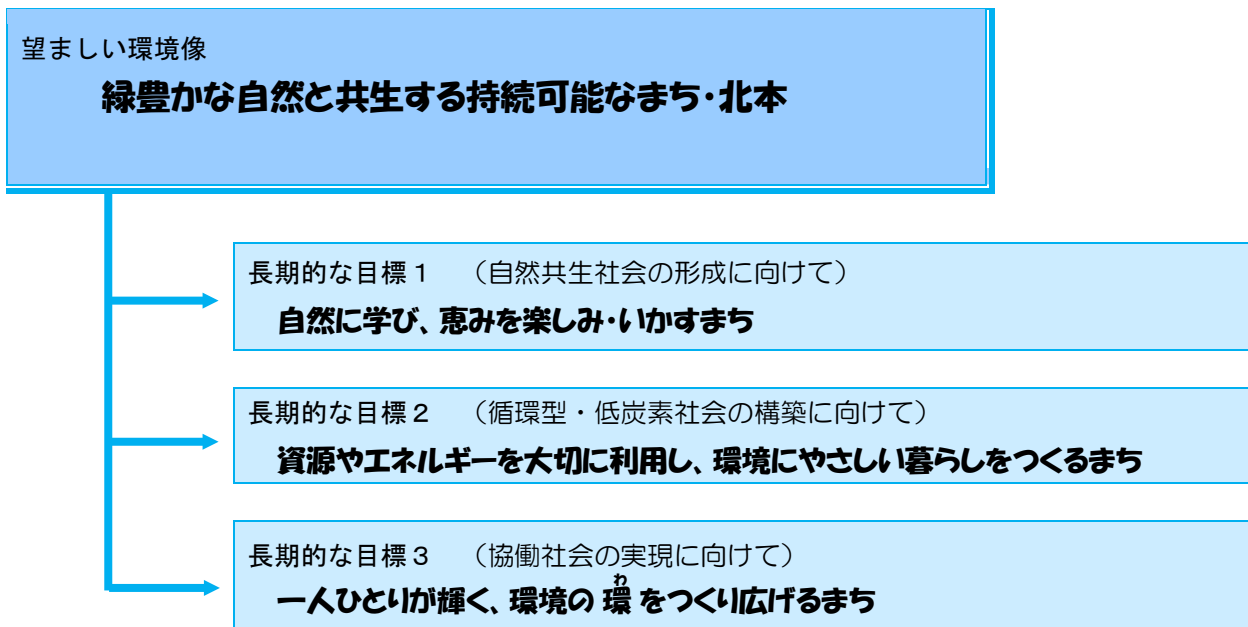
安心して健康的に暮らせるまちとするため、市・市民・事業者・民間団体がそれぞれの役割を自覚した積極的な取り組みを進めていくことが求められています。



2 環境像実現に向けた目標と重点取り組み

「望ましい環境像」の実現のために、次の3つの「長期的な目標」を設定します。

■望ましい環境像と長期的な目標



本計画では、この長期的な目標を実現していくための施策を定め、推進していきます。また、市・市民・事業者・民間団体の協働により重点的に進めていく取り組みを明らかにし、協働プロジェクトとして取り組んでいくものとします。



長期的な目標 1 (自然共生社会の形成に向けて)

自然に学び、恵みを楽しみ・いかすまち

北本市は、武蔵野の面影を残す雑木林や荒川の清流など豊かな自然に恵まれてきました。自然環境は、生命をはぐくむ母体であり、多様な野生生物の生育・生息の場、水循環の場、人の精神に安らぎを与える場、文化を培う場などとして、効率や金銭などでは計ることのできない貴重な財産です。私たちは、この大切な財産を健全な状態で後世に伝える責任があります。

協働プロジェクト I

雑木林・緑

いきいきプロジェクト

- 多様な生きものとふれあえ、恵み豊かな雑木林などの自然に学び、暮らしの中で楽しめる取り組みを進めます。
- 市民と一緒に、雑木林や農地・水辺の自然の恵みを守り・育み、将来世代に継承していきます。
- 住宅や市街地、沿道の花や緑を育て、雑木林などの自然や緑をつなぎ、花や緑・自然を楽しんで散策できる快適なまちづくりを進めます。



長期的な目標2 (循環型・低炭素社会の構築に向けて)

資源やエネルギーを大切に利用し、環境にやさしい暮らしをつくるまち

北本市のごみ排出量は、プラスチック製容器包装類の回収が始まった平成15年度以降は緩やかな減少傾向にあります。その処分のためには多くの費用が必要となっています。また、日常生活に欠くことのできない電気・ガスの使用や自動車の利用は、化石燃料を燃焼し、二酸化窒素や二酸化炭素などを排出するため、大気汚染や地球温暖化の大きな要因となっています。

さらに、福島第一原発事故により放出された放射性物質をはじめ、私たちの身の回りで大量に使用されている化学物質には、私たちの健康や将来世代への影響が心配されている有害物質を含むものがあります。また、地球温暖化など地球規模の気候変動は、自然災害の発生や熱中症などの健康被害、生態系や農作物への影響などのリスク(危機)が懸念され、適切な情報提供やリスク回避などの周知が必要です。

これらの環境問題は、経済性・利便性や快適さ、物質的な豊かさを追求する私たちの生活や事業活動を支える大量生産・大量消費型の社会システムに起因しています。

こうした社会システムをより環境への負荷の少ないものへと改め、持続可能な社会を構築していくためには、私たちの生活様式(ライフスタイル)の見直しを図り、資源やエネルギーを大切に利用するなど環境にやさしいまちづくりを進めていくことが必要です。

<p>協働プロジェクトⅡ ごみ減量・4R もったいないプロジェクト</p>	<ul style="list-style-type: none">●資源が循環利用され、廃棄物の少ない循環型社会づくりを進めます。●リデュース・リフューズ・リユース・リサイクルの取り組みが進められ、環境にも家計にもやさしい暮らしづくりを進めます。●ごみの散乱や不法投棄がない、清潔で快適に暮らせるまちづくりを進めます。
<p>協働プロジェクトⅢ 省エネ・創エネ エコライフプロジェクト</p>	<ul style="list-style-type: none">●CO₂(温室効果ガス)の排出の少ない環境にやさしいまちづくりを進めます。(温室効果ガス排出の緩和)●節電など省エネについて学び、家庭で楽しく実践し、環境にも家計にもやさしい暮らしづくりを進めます。●陽だまりや採光、風通しなどの自然をいかし・楽しみ、太陽光発電などの再生可能エネルギーの利用が工夫されているまちづくりを進めます。●まちの中の緑が果たす気候調整などの役割を活かし、子どもから大人まで自転車の利用や歩いて暮らせる環境にやさしいまちづくりを進めます。

長期的な目標3 (協働社会の実現に向けて)

一人ひとりが輝く、環境の環^わをつくり広げるまち

私たちの日常生活や事業活動に伴う環境負荷の増大は、私たちの暮らしを支えてくれている自然環境や生活環境にさまざまな影響をもたらしているだけでなく、地球温暖化や生物多様性の減少、資源の枯渇など、人類の生存を脅かす地球規模の環境問題にまでつながっています。

緑豊かな自然環境を守り・育て、自然の恵みを楽しみ・いかしていくことによって、環境への負荷の少ない持続可能な地域社会を構築し、将来世代に継承していくとともに、そのことにより、地球環境の保全に貢献していくことが求められています。

そのためには、わたしたち一人ひとりが、環境について学び・考え、日常の生活や事業活動を環境にやさしいものへと見直し、環境の保全と創造や環境負荷の低減に向けた行動を進めていくことが必要です。

また、こうした取り組みを一層効果的なものにしていくためには、市民一人ひとりの環境について学び・知る機会（環境学習機会）の充実を図っていくとともに、市・市民・事業者・民間団体と各主体の相互理解と連携、協力が不可欠です。そして、こうした環境について学び・考え、環境を守り・育み・つくる市民・事業者・民間団体の活動の環（わ）を広げていくことが重要になっています。

協働プロジェクトⅣ

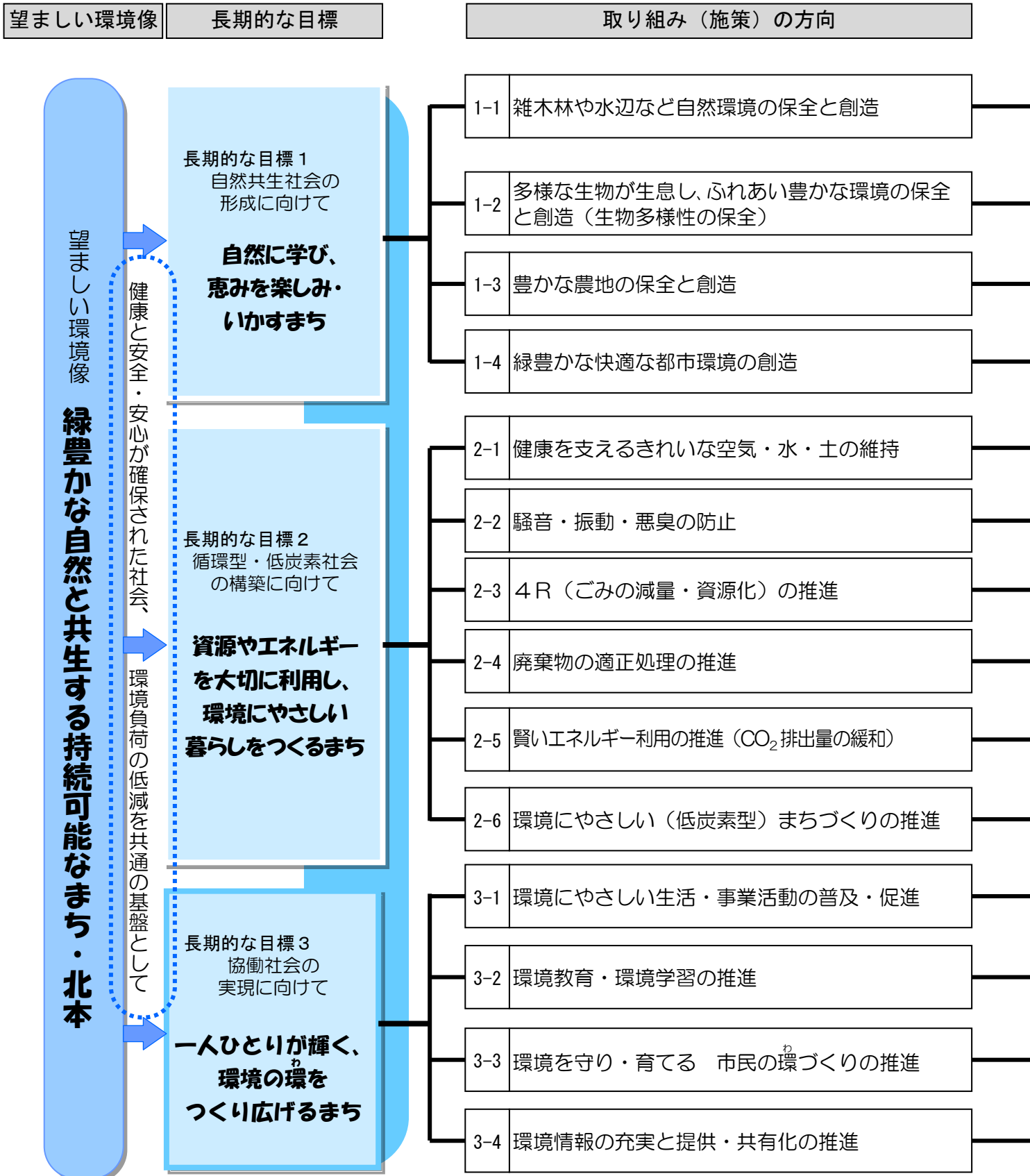
きたもと環境の環^わ プロジェクト

- 環境教育・環境学習など、市民一人ひとりが環境について学び・考える機会が充実しているまちづくりを進めます。
- 環境について考え・行動する市民を支える人づくりや活動機会の充実としくみづくりを進めます。
- 環境づくりを進める市民の環（わ）「(仮称)きたもと環境ネット」の設置と活動への支援を進めていきます。

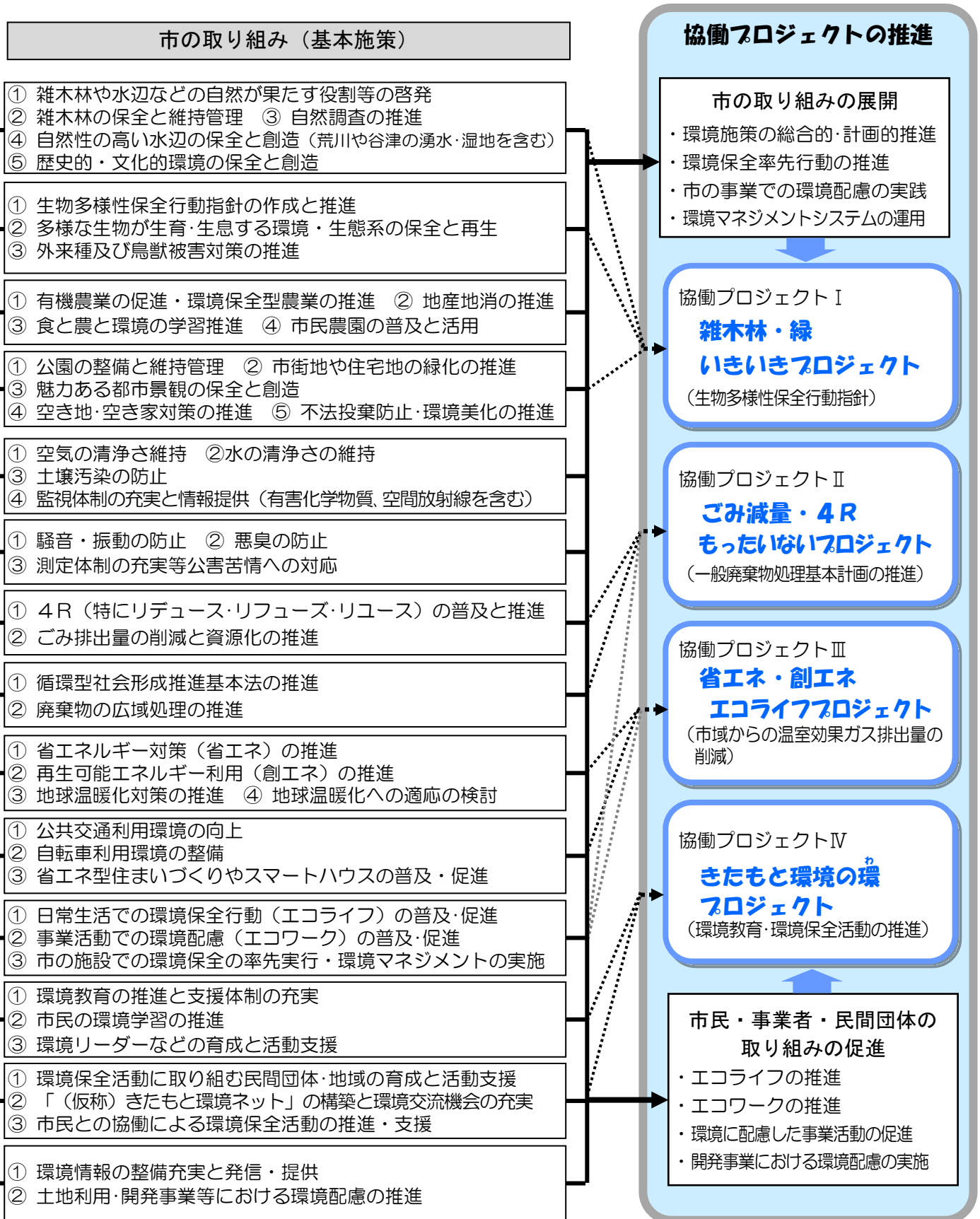


第3章 計画で進めていくこと

1 望ましい環境像に向けた取り組み（取り組みの体系）



望ましい環境像及び3つの長期的な目標の実現に向けて、本計画で取り組んでいく施策及び重点的取り組み、協働プロジェクトなどの全体的像を示すと次のようになります。



2 重点的取り組み（協働プロジェクト）の展開

雑木林・緑を軸としてみた
協働プロジェクトの関係



雑木林・緑の環境

光合成・大気浄化等

- ・CO₂吸収
- ・きれいな酸素の供給

気候調節の場

- ・蒸発散による気温調整
- ・日照や風の緩和

四季の変化

動植物の生息生育環境

（食物連鎖）の場

- ・多様な生物の生息環境
- ・落葉・枯枝等の供給
- ・土壌生物による有機物の分解
- ・栄養塩の循環

土壌の保全

- ・土壌の生成
- ・土壌の流出防止

斜面の崩壊防止

水源かん養・水資源

- ・雨水の保水、流出抑制
- ・蒸発散
- ・地下浸透
- ・湧水や地下水の供給

雑木林の役割

良好な生態系の維持

- ・在来種や希少動植物の生息・生育環境の場
- 生態系サービスの提供
- 遺伝子の保存

四季の変化に富んだ

身近にふれあえる自然

- ・うるおいとやすらぎ
- ・子どもの体験や遊び

農地への有機肥料の供給

市街地・住宅地の気温調節

- ・ヒートアイランドの緩和

エネルギー資源の提供

- ・昔、薪炭林として活用
- ・バイオマス資源の提供

オープンスペース

防災・減災

- ・雨水流出防止（洪水調節）
- ・土ぼこりの飛散防止
- ・土砂災害防止

変化していますが、新たな役割や価値もつくり出しています。
雑木林や・緑の役割は、社会構造や生活様式の変化に伴い、

協働プロジェクト の構成

本計画書での
記載内容など

長期的な目標

協働プロジェクト名

(1) 環境の現状と取り組み状況

- ・環境の状況、変化等
- ・今までの主な取り組み内容等

(関連計画) 直接関連する個別計画など

(2) 環境課題

- ・環境情勢・社会情勢等からの課題
- ・現行計画の進捗等からの課題
- ・市民等意見からの課題など

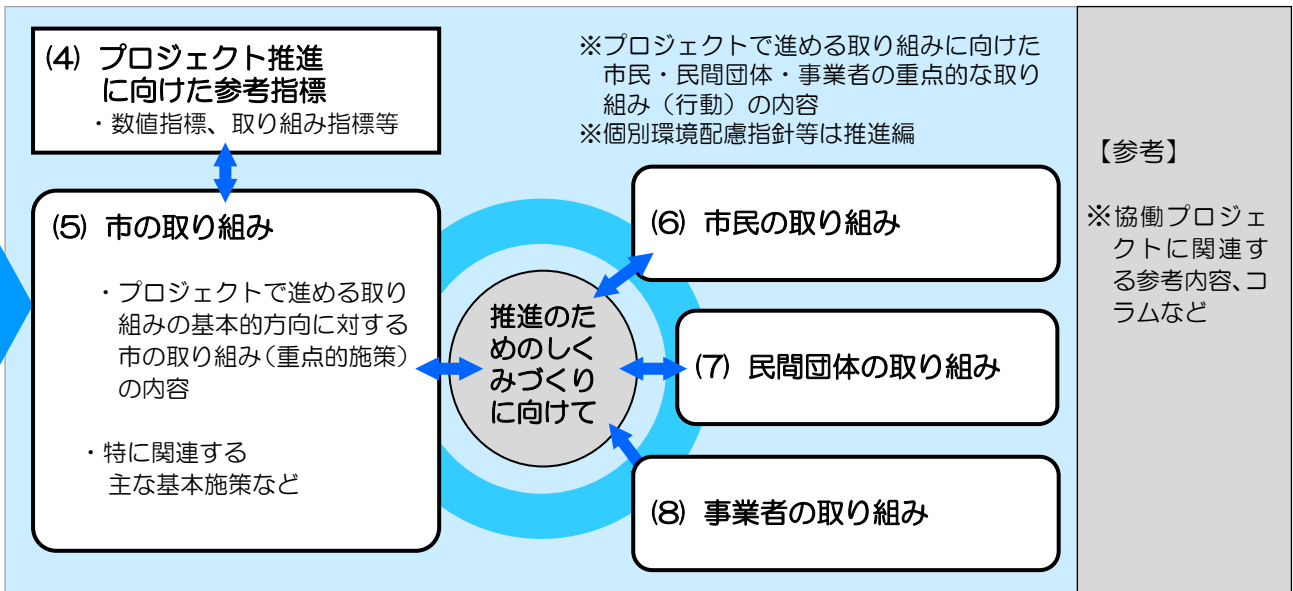
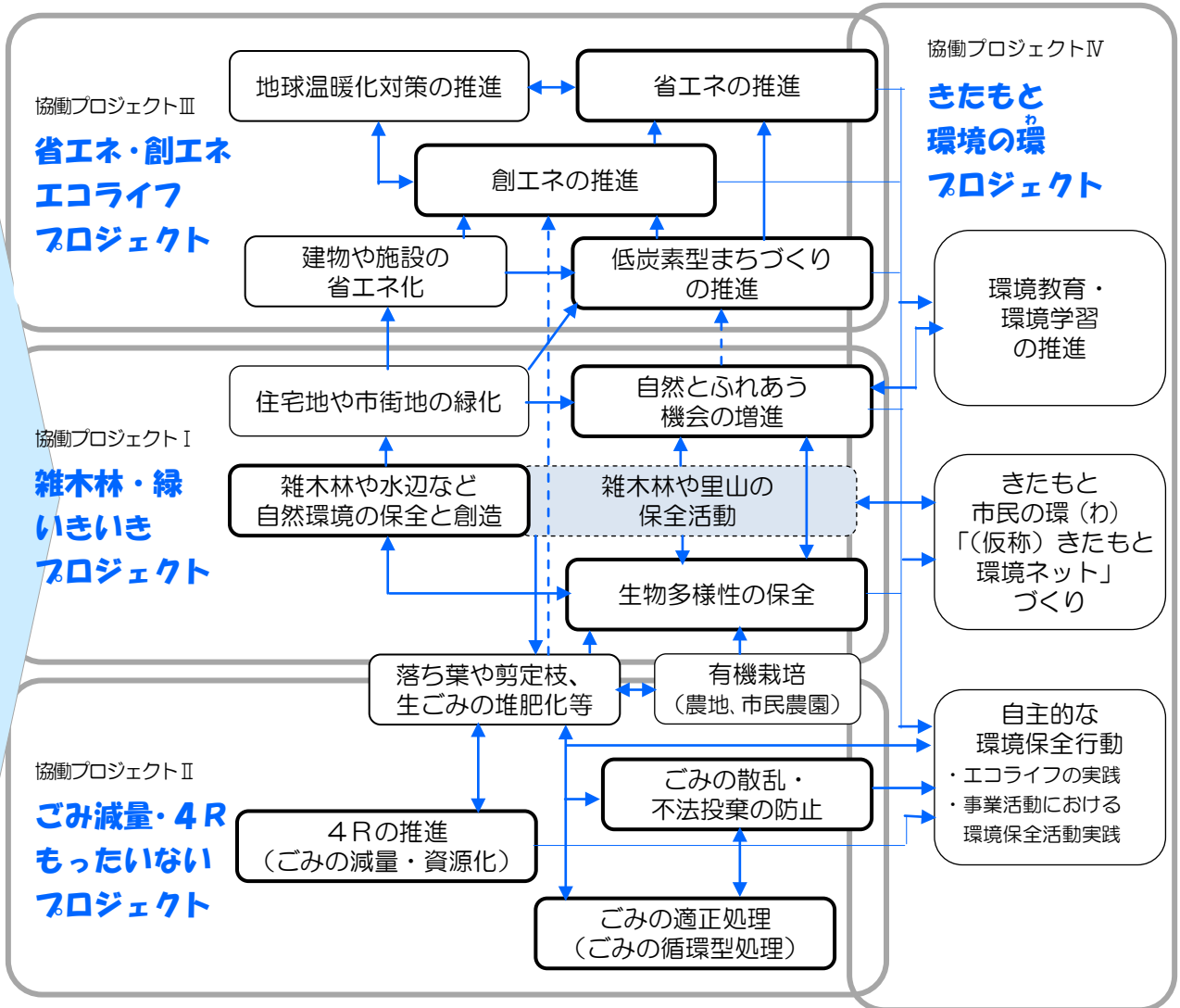
(3) 環境の保全と創造に向けた取り組みの方向

- ・プロジェクトで進める取り組みの基本的方向と重点的施策

本計画では、計画の期間内において、市・市民・事業者・民間団体が協働して、重点的に取り組んでいく内容を「協働プロジェクト」として示しています。

各プロジェクトとも密接に関係していますので、連携を図り効果的に進めていきます。

安全で快適に暮らせる持続可能なまちづくりの基盤となっています。
 私たちの暮らしや地域にさまざまな恵みやうるおいをもたらすなど、
 雑木林や緑などの自然を賢く保全・活用し、守り育てていくことが大切です。



協働プロジェクト I 雑木林・緑 いきいきプロジェクト

雑木林は、かつては、薪や炭など身近なエネルギーとして、また、落ち葉は堆肥として農業に利用されるなど、循環型の資源として重要な役割を果たしていました。現在は、社会・経済の変化により、こうした役割はなくなりましたが、多様な生物の生息環境を支えているほか、水のかん養や水循環、気温調節、大気の浄化など、さまざまな役割を果たしています。

また、雑木林などの私たちの身近にある自然は、新緑・落葉・花の風景、木陰での涼み、小鳥のさえずりや雑木林を渡る風の音、ドングリや落ち葉などを使った遊び、散策や自然とのふれあいの場などとして、私たちの暮らしに安らぎと潤いをもたらしています。

市街地や住宅地の緑も、安らぎや潤いのある景観をもたらしているだけでなく、夏の日照や気温を調整し、野鳥や昆虫の移動空間などとして、重要な役割を有しています。

しかし、こうした雑木林や屋敷林などの緑は、開発や相続、利用の低下などにより、減少や荒廃してきています。

そのため、私たちは、良好な生活環境や自然環境を形成している雑木林などの緑を、それぞれのライフスタイルに応じた形で学び・楽しみ・活用しながら、より健全ないきいきとした状態で守り育み、子どもから大人まで身近に自然とのふれあいをいきいきと楽しめる環境をつくり、将来世代に継承していくことが大切になっています。



【分野別・関連計画】 ■北本市緑の基本計画との連携により効果的に進めます。

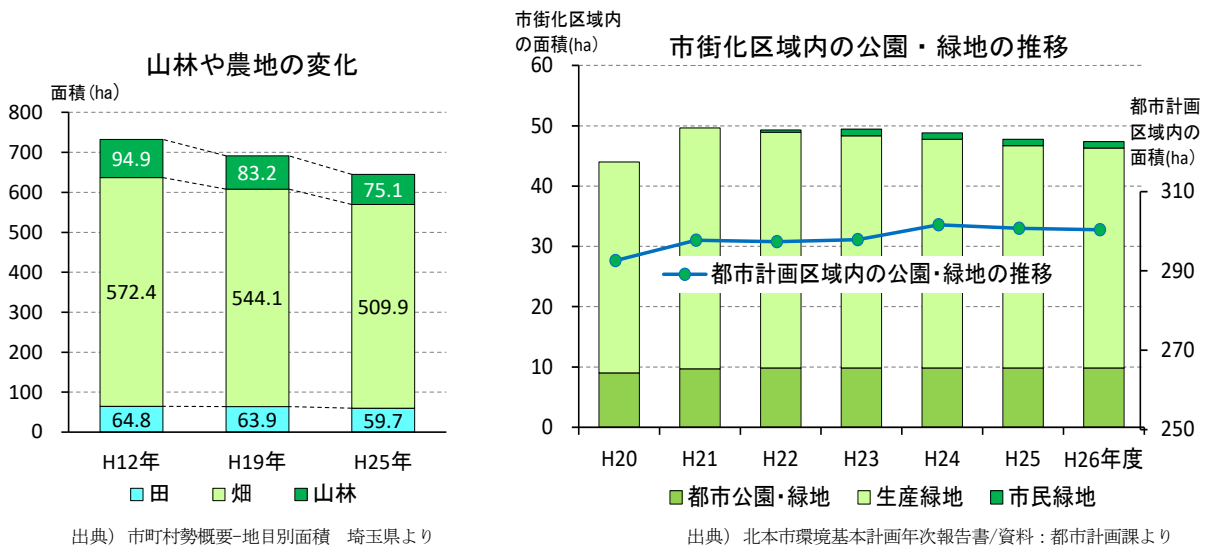
□生物多様性保全行動指針の作成と推進を図っていきます。

(1) 環境の現状と取り組み状況

北本市の雑木林は、山林や公園緑地などにまともに残されてきています。高尾宮岡ふるさとの緑の景観地や石戸緑地保全地区、北本中央緑地、自然観察公園、野外活動センター等の公園緑地の雑木林は法令等により整備や保全が行われていますが、多くの雑木林は民有地となっています。

平成 25 年の地目別面積では山林が 75.1ha（市域の面積比 3.8%）となっています。第一次環境基本計画の策定時平成 12 年と比べ山林が約 20ha（山林の約 21%）、平成 19 年計画改訂時と比べ約 8ha（9.7%）減少しました。

また、市街化区域の緑地は、一貫して減少してきましたが、逆線引き地域の市街化区域への編入と生産緑地地区への追加指定により大きく増加しました。しかし、その後、再び減少傾向で推移しています。



雑木林や湧水・谷津の保護・保全の取り組みとして、市では、法令等による地区や樹木等の指定、保全整備、民間団体の保全活動への支援を行っています。

北本中央緑地では指定管理者として指定を受けたNPO法人北本雑木林の会が、中学生雑木林ボランティア教室や雑木林に親しむ集い、落ち葉集め（堆肥化）・ネイチャーゲーム等を開催し、市民参加による雑木林の管理が行われています。

高尾宮岡ふるさとの緑の景観地では、「高尾宮岡ふるさとのみどりのトラスト基金」などを活用して、周辺の自治会からなる「トラスト8号地里山保存会」により小学生を対象とした体験学習や除草などの取り組みが進められています。

このほか、地域住民によるカタクリ等自生地保全活動や城ヶ谷堤の桜保存活動などの環境保全、環境管理活動の支援をはじめ、雑木林公有地化の検討、不法投棄の監視・一斉撤去などの作業を行っています。

今後の課題

(2) 環境課題

雑木林などの自然環境の保全は、所有者の協力や周辺自治会、民間団体の協力が得られたところで進められていますが、保全や管理・活用がされずに荒廃しているところも多くあります。

雑木林のほとんどは民有地にあります。そのため、これからも相続時に売却されるなどして雑木林が消失したり、市街地整備や開発に伴って消失したりすることが考えられます。

今後、自然環境や居住環境を代表する雑木林や屋敷林の保全、維持管理をはじめ、貴重な財産としてより良好な状態で将来に引き継いでいくためには、市民・事業者・民間団体と行政が協働して、知恵を出し工夫を図っていくことが急務です。

こうした自然環境の保全を進めていく上では、次のような課題があります。

- 今日、日常生活の場面で、雑木林などの自然環境とゆっくりとふれあう機会や時間が減少し、その価値や楽しみ方を発見する機会が少なくなっています。そのため、地域や学校、職場など、地域社会が一体となってこうした機会づくりを進めていく必要があります。
- ごみなどの不法投棄による景観や美観上の問題への対応、野生鳥獣害への対応、犯罪防止など、市民が安心して快適に、自然とふれあえる環境づくりも重要になっています。
- 雑木林などの緑の実態把握や自然環境調査など、環境状況の把握、市民・事業者・民間団体との具体的な情報の共有化と情報交換、市民への情報提供・発信が必要です。
- 雑木林を長期的に保全するためには、林の生長状況に応じた伐採や下草刈り、落ち葉かきなどを行うとともに適切な維持管理が必要です。
- 現在も、民間団体や地域の協力により、市民が雑木林に親しむイベントの開催など、雑木林の保全への理解と関心を高める活動が行われていますが、今後、体系的な雑木林保全のための体制づくりを進め、市民・事業者・民間団体との協働による保全の検討を進めていく必要があります。
- こうした取り組みと一体となって、私たちが暮らす北本の持続可能な社会の基盤となる健全な自然環境の保全と創造（再生）をはじめ、生物多様性の保全を図っていくことが課題となっています。

このような課題の解決に向けては、環境教育・環境学習など雑木林に対する理解の向上と啓発を図っていくとともに、市民緑地制度や市民管理協定制度の積極的な活用、「高尾宮岡ふるさと緑の景観地」で示された市民の力を生かしていくなど、総合的な視点に立ち、市だけでなく市民・事業者・民間団体が協力して取り組んでいくことが重要になっています。

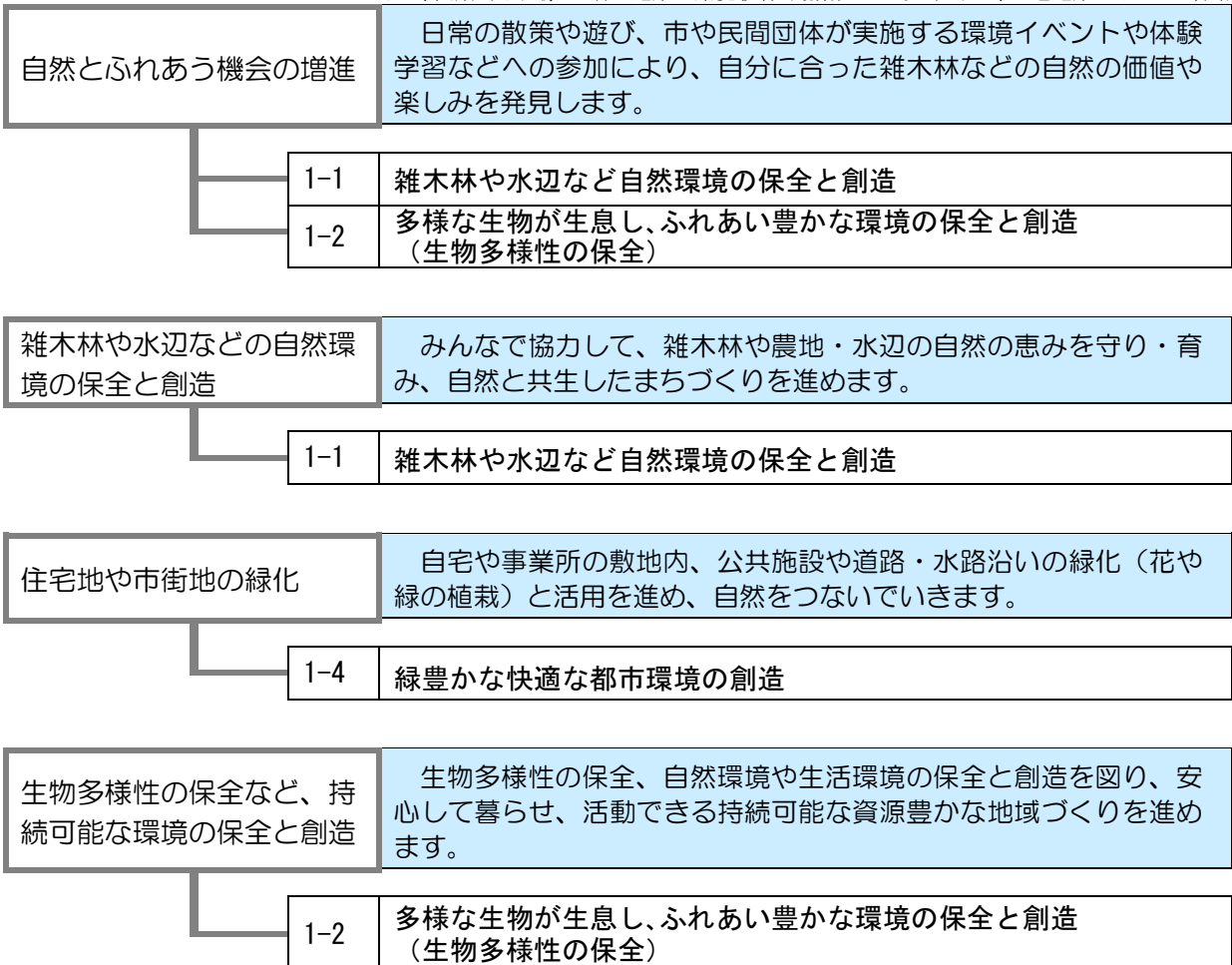
環境の保全と創造に向けた取り組みの方向

(3) 環境の保全と創造に向けた取り組みの方向

雑木林などの自然環境を活かし、守り、育てていくことにより、豊かな自然に学び、自然の恵みとのふれあいを楽しめるまちづくりを進めていきます。

- 多様な生きものとふれあえ、恵み豊かな雑木林などの自然、自然との共生に係る先人の知恵や文化に学び、暮らしの中で楽しめる取り組みを進めます。
- みんなで協力して、雑木林や農地・水辺の自然の恵みを守り・育み、自然と共生したまちづくりを進め、私たちの子や孫に引き継いでいきます。
- 住宅や市街地、沿道の花や緑を育て、雑木林などの自然や緑をつなぎ、花や緑・自然を楽しんで散歩できる快適なまちづくりを進めます。
- こうした取り組みと一体となって北本市の生物多様性の保全、自然環境や生活環境の保全と創造を図り、安全・安心して暮らせ、活動できる持続可能な資源豊かな環境の保全と創造を進めます。

※次の1-1～1-4は、28ページの取り組み(施策)の方向のうち、重点的に進めていく取り組みを示しています。なお、長期的な目標3に係る施策の環境教育や協働による取り組みは、共通施策であるため省略



市が進めていくこと

(4) プロジェクト推進に向けた参考指標

参考指標	現状（平成26年度）	目標（平成37年度）
市全体の緑被率 ※	48.2%	49%
市民1人あたりの都市公園面積 ※	10㎡	11㎡
市民緑地の指定地区と面積	4地区、2.04ha	5地区、2.05ha
公園緑地の整備への満足度 ※	33.4%	45%

※平成40年度を目標としている緑の基本計画を案分

(5) 市の取り組み

自然とふれあう機会の増進

〔重点:1-1、1-2/関連施策:、3-2、3-3、3-4-①〕

- 自然調査の実施や地域や民間団体との協働による環境学習や体験学習、環境イベントなどを進めていくほか、関連する環境情報の整備と発信・提供に努め、市民・事業者への雑木林や水辺など自然が果たす役割等の啓発を進めます。
- 児童生徒に対する環境教育や体験学習への支援をはじめ、環境学習講座、自然観察や体験学習など自然を活かした環境交流を充実し、自然とふれあう機会を提供します。
- 市民・事業者・民間団体との協働により、環境情報を共有し、取りまとめ、幅広く市民へ情報発信します。

雑木林や水辺などの自然環境の保全と創造

〔重点:1-1/関連施策:1-2、3-2、3-3、3-4-①〕

- 雑木林など良好な自然環境の場を、法令等に基づく地区指定や公有地化などの検討を進め、その保全と活用を進めます。
- 市民・事業者・民間団体による雑木林や谷津・里山の環境保全と管理への協力と支援を進めます。
- 湧水や湿地、谷津をはじめ、河川や水路など、自然性の高い水辺環境の保全を進めます。また、水路等の改修に際しては多自然工法などの導入を図ります。

生物多様性の保全など持続可能な環境の保全と創造

〔重点:1-2/関連施策:1-1、1-3、1-4〕

- 北本市緑の基本計画などと連携し、生物多様性保全行動指針の検討及び策定を進めます。
- 生物多様性保全行動指針をもとに、多様な生物が生息する環境や生態系の保全と再生などの事業や取り組みを総合的に計画的に進めていきます。

環境情報の共有

雑木林・緑
いきいき
プロジェクト

（仮称）生物多様性保全行動指針づくり

北本市緑と花のまちづくり基金の充実

プロジェクト推進の



住宅地や市街地などの緑化

〔重点:1-4/関連施策:1-1、1-2、1-3、1-4、3-1、3-3〕

- 公園や緑地の機能を確保しつつ、周辺の自然環境を活かした自然や身近な生きものとふれあえる公園や緑地の整備に配慮します。
- 市の施設の周辺緑化やビオトープの創造、街路樹や植栽帯の整備、水路沿いの緑化など、緑と水辺のネットワークをつくります。
- 市民・事業者及び地域コミュニティで実施する公園緑地等管理や緑化、花づくりなどの活動に協力し、支援していきます。

市民・事業者・民間団体が取り組んでいくこと

(6) 市民の取り組み

身近な雑木林や自然地にでかけ、自分にあった楽しみ方を探す

- 雑木林や里山、水辺などに散策や親子や友人と一緒に遊びにでかけます。
- 市や地域、民間団体が行っている自然観察や体験学習、環境イベント、雑木林や水辺の保全活動などに参加や協力します。
- 北本市の環境情報を提供し、幅広い市民への情報発信に協力します。

雑木林や水辺などの自然環境の保全活動への協力や参加

- 地域や民間団体が実施している雑木林などの自然を活かした体験学習や環境イベント、環境保全活動、自然観察などに参加や活動に協力します。

住まいの緑化、住まい周辺の公園や道路などの緑の保全や美化

- 屋敷林や家の周りの樹木などの保全と管理を進めます。
- 家の周りでの植栽や生垣の設置、ガーデニング、壁面緑化やグリーンカーテン、花づくりなど、それぞれの生活にあった住まいの緑化を考えます。
- 住まい周辺の公園緑地や街路樹などの落ち葉掃きや清掃、水辺の美化を進めます。

(7) 民間団体の取り組み

市民が自然とふれあう機会の提供やきっかけづくりの支援

- 雑木林や里山、水辺などを活用した環境学習や体験学習、遊びなどの環境イベントを市民に発信し、進めていきます。
- 市民の環境学習や体験活動、児童生徒の環境教育を支援します。

雑木林や水辺などの自然環境の保全活動の推進

- 自然調査や自然観察、生きもの調査などを進め、その情報を共有します。
- 学校や公園でのピオトープづくりなど、生物の生息環境の保全に協力します。
- 雑木林や里山などの保全活動を市民参加により進めます。また、その活動の情報を発信していきます。

公園緑地や水辺、道路などの清掃や美化活動の推進

- 市内の公園や緑地、水辺、道路などの清掃や環境保全活動、環境美化活動を進めます。

雑木林・緑いきいき情報の受信・発信

環境活動への参加

市民緑地制度などの活用

ためのしくみ (イメージ)

(8) 事業者の取り組み

市民が自然とふれあう機会の提供やきっかけづくりの支援

- 従業員の環境学習や体験学習への参加を支援します。また、事業所が有する知識や技術をいかし、市民等の環境教育や環境学習、環境保全活動に協力していきます。

事業所周辺の緑化、住まい周辺の公園や道路などの緑の保全や美化

- 事業所の周りの敷地を活用し、在来種による緑化を進めます。
- 市民・民間団体・市が行う環境保全活動、地域の清掃や美化活動などに参加・協力します。

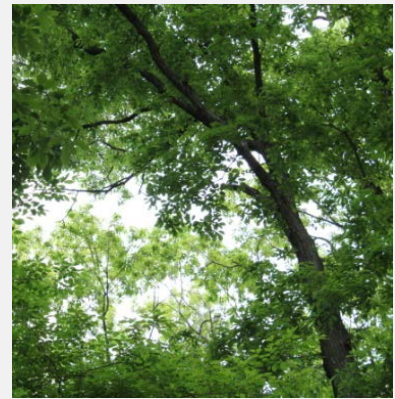
【参考】

■ 雑木林保全の必要性

北本市には身近な自然である雑木林が、市街地の中に点在しています。

雑木林をはじめとする自然環境は、まちなみを豊かにし、住む人や訪れる人々に精神的なやすらぎや快適感を与えています。また、雑木林の役割はそれだけではありません。

雑木林が持つ主な役割や効果として、このほかに次のようなものがあります。



- 多様な生物が生育・生息する場としての役割があります。
- 雑木林の土壌は水を蓄え、河川などへ流れ込む水の量を調節する機能や、水を浄化する機能があります。(水源かん養)
- 樹木の持つ蒸散作用によって大量の熱が吸収されて最高気温を低くし、温和な気象を作り出す働きがあり、近年問題となっている大都市域のヒートアイランド現象を緩和する役割があります。
- 落ち葉や下草などのたい肥材を生み出します。たい肥は有機農産物の生産に欠かせない有機肥料になります。
- 自然と触れ合うことで、自然の仕組みを理解し、自然を大切にすることを促します。
- 環境教育・環境学習やレクリエーションなどの場としての役割があります。
- 雑木林(山林)の植物や土壌は、二酸化炭素(CO₂)を吸収・固定するなど、地球温暖化防止の役割があります。
- 汚染物やチリ・ホコリを吸着する空気浄化作用があります。
- 騒音を吸収・軽減するとともに、騒音源を覆い隠す効果があります。

雑木林は、場所によっては人の手による維持管理が必要です。下草刈りや落ち葉かき、林の生長状況に応じた伐採など、適切な維持管理が行われている雑木林は、カタクリ・キンラン・ヤマユリやミドリシジミ類・クワガタ虫類・カブトムシなど雑木林に依存した野生生物が生育・生息する貴重な場となります。

また、雑木林の一面にやぶ(ブッシュ:低木の茂み)や常緑樹があれば、小鳥などの野生生物の隠れ場所や休息場所などに利用されて、多様な野生生物の生育・生息場所ともなります。しかし、あまり管理が行き届かない雑木林では林床にササ類が繁ってシラカシなどの常緑広葉林へと変化し、これらの野生生物の生育・生息環境を悪化させてしまいます。

また、放置されている雑木林では不法投棄も見られ、監視パトロールや一斉撤去作業などを行っています。



■ 雑木林保全に向けた行政・民間団体の取り組み

北本市では、昭和 54 年に北本市総合振興計画を策定して以来、一貫して「緑にかこまれた健康な文化都市」を将来都市像に掲げ、新しい文化を創造し、健康で幸せな生活が営まれるまちを、豊かな緑の中につくり上げることを目指してきました。これを受けて、北本市の緑地保全施策は重点的な取り組みがなされ、保護・保全地区や市民緑地、保護樹木などの指定などによる雑木林の保全が進められています。

北本市の西部、荒川の東側に位置し、大宮台地の浸食により形成された谷津（やつ）と、それを取り囲む斜面林からなる里山景観が残され、「高尾宮岡ふるさとの緑の景観地」に指定されています。クヌギ・コナラを中心とした斜面林、湧水や湿地性草原、希少種など多くの動植物が生育・生息しています。

この「高尾宮岡ふるさとの緑の景観地」は、平成 17 年度に埼玉県で行われた県民投票で、さいたま緑のトラスト保全第 8 号地に選ばれ、豊かな自然環境を次世代に引き継いでいくことになりました。

北本市では「高尾宮岡ふるさとの緑の景観地」の用地取得のため「北本ふるさと緑の市民債」を発行し、用地を取得しました。平成 19 年度に保全整備工事を実施し、平成 20 年 4 月から一般公開しています。また、「高尾宮岡ふるさとのみどりのトラスト基金」を創設し、緑の景観地内の谷津や斜面林等の保護・保全など環境保全事業や啓発活動を進めています。

トラスト 8 号地周辺の自治会から構成される「トラスト 8 号地里山保存会」の協力により、児童の田植え・稲刈りの体験学習や除草など、良好な里山環境を守り、楽しむ活動が進められています。

平成 15 年に、地方自治法の一部改正により指定管理者制度が導入され、NPO 法人や民間団体、事業者などが地方公共団体の設置する公の施設の管理運営を行うことが可能となりました。北本市では、北本中央緑地や野外活動センター、都市公園などで導入され、NPO 法人北本雑木林の会が北本中央緑地の管理や雑木林を活用した様々な取り組みを進めています。

雑木林の管理や希少種草花保護作業をはじめ、中学生雑木林保全ボランティア教室、雑木林に親しむ集いやネイチャーゲームなどのイベントを開催するなど、市民に雑木林にふれあう機会の提供、市民参加による雑木林の管理などが進められています。

埼玉県では、「ふるさと埼玉の緑を守る条例」により、県内の平野部に残る雑木林（平地林）の保全を進めています。平成 17 年から地域ぐるみで緑地を保全していけるよう「市民管理協定制度」を創設し、土地所有者、市町村、市民団体等の 3 者が緑地保全のための管理協定を締結し、これを知事が認定しています。

また、北本市では都市緑地法の緑地管理協定による「市民緑地」を指定し（平成 26 年度時点 4 地区）、緑地の維持管理に努めています。



協働プロジェクトⅡ ごみ減量・4R もったいないプロジェクト

私たちが暮らしていく上で廃棄物はどうしても排出されます。かつてはその量が少なく、自然界の中で分解され、栄養塩や資源として循環していました。しかし、今日の私たちの豊かな暮らしをつくってきた大量生産・大量消費型社会の拡大に伴い、大量の廃棄物が発生し、また、自然界で分解されにくい物質や汚染をもたらす物質なども増え、廃棄物の処理・処分に膨大な費用がかかっているほか、自然環境や生活環境にも大きな影響を与えています。

廃棄物の処理は地域内処理が原則ですが、北本市には、廃棄物の最終処分場がありません。また、廃棄物の再資源化にも大きな費用がかかります。持続可能な地域社会を構築していく上では、ごみの発生をもとから減らし、資源として大切に再使用し、それでも廃棄されるものを再資源化し、ごみとして最終処分されるものをゼロにしていく必要があります。

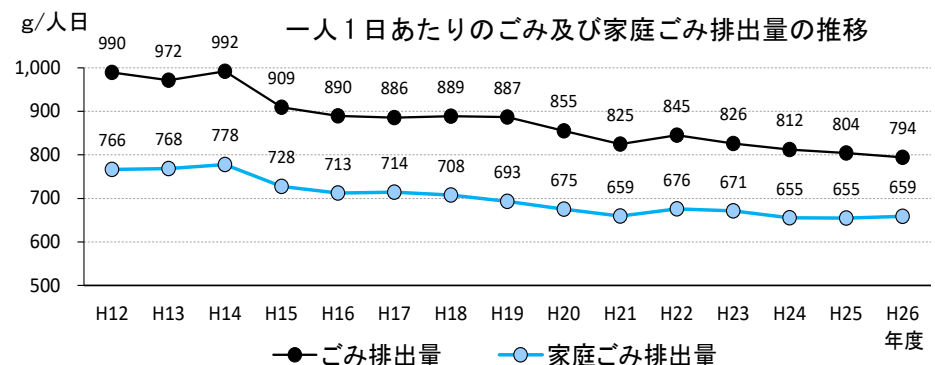
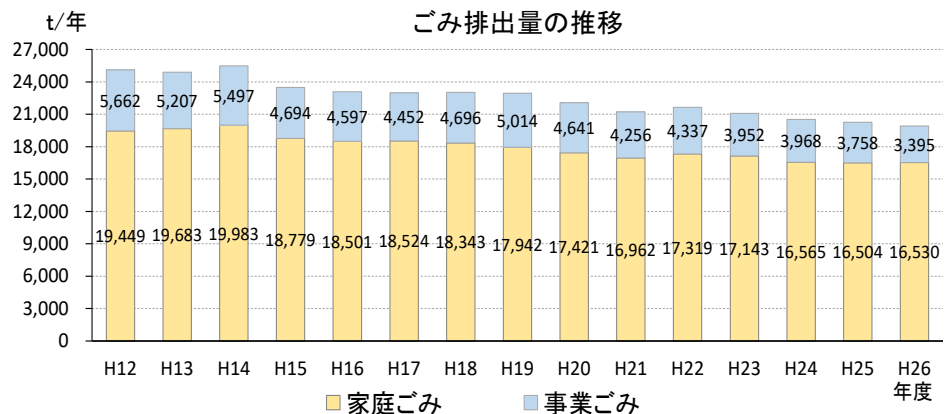
こうした私たちの毎日の暮らしから出る廃棄物をできるだけ減らしていくとともに、資源として循環利用されるしくみをつくっていくことが、私たちの大きな課題です。

(1) 環境の現状と取り組み状況

北本市におけるごみの総排出量は、平成14年度の25,480tをピークに減少してきており、平成26年度は約19,925tと平成14年度比で約22%減少しています。ごみ排出量に対する家庭ごみの割合は、毎年80%前後で推移していますが、ごみ排出量の減少に伴い家庭ごみも同様に減少しており、平成14年度比で約17%減少となっています。

市民一人当たり1日のごみの排出量は、平成26年度は794gで、平成14年度の992gから198g(約20%)減少しました。家庭ごみは778gから659gへと119g(約15%)減少しました。

また、市民一人当たりのごみ処理経費は、平成26年度は約1万円で、平成14年度の約1万3千円と比べ20%以上少なくなっています。



資料：一般廃棄物処理実態調査/環境省より

- 【分野別・関連計画】 ■北本市一般廃棄物処理基本計画を分野別実行計画として進めます。
 ■北本市分別収集計画を分野別実行計画として進めます。

北本市では、平成7年7月に「ごみ減量等推進市民会議」が設立し、ごみを排出する市民の立場からごみ問題を考え、「暮らしの中のごみ減量」を進めていくことをめざして、ごみに関する市民意識の啓発、ごみ減量化とリサイクル促進を図る活動などを進め、ごみの減量等に大きな成果をもたらしています。

また、北本市ではごみ処理の広域化の見直しを行い、平成26年に行田市、鴻巣市と一緒に処理を行う鴻巣行田北本環境資源組合に加入しました。

(2) 環境課題

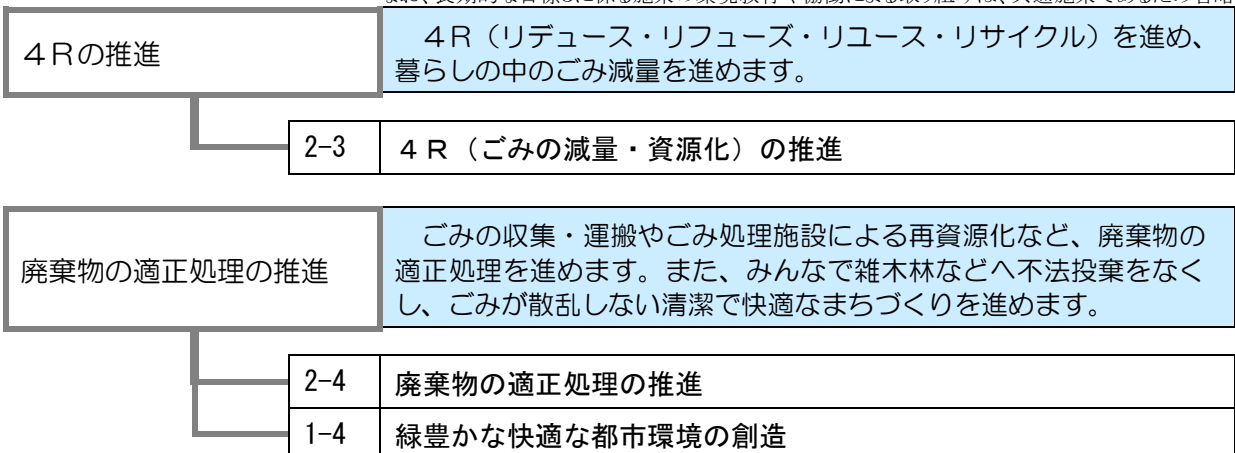
資源が大切に利用され、環境への負荷の少ない持続可能な社会の実現に向けて、市民一人ひとりがごみ減量化を進め、循環型社会を構築していく必要があります。

- ごみの減量と循環型社会づくりに向けて、すぐにごみとなるものをつくらない・求めないなど、ごみをもとから減らす（リデュース）、ごみになるものは断る（リフューズ）、繰り返し使う（リユース）、資源として再使用する（リサイクル）の4Rの推進が不可欠です。
- リサイクルは関連法律が整備され、取り組みが進められてきていますが、その他のリデュース、リフューズ、リユースの取り組みの推進が大きな課題となっています。
- 高齢化社会の進行や単身世帯の増加などが、今後、ごみの分別・収集のあり方や4R推進への課題となっています。
- また、無くならないごみの不法投棄への対応も課題となっています。

(3) 環境の保全と創造に向けた取り組みの方向

- 資源が循環利用され、廃棄物の少ない循環型社会づくりを進めます。
- 4R（リデュース・リフューズ・リユース・リサイクル）の取り組みを進め、環境にも家計にもやさしい暮らしづくりを進めます。
- ごみの散乱や不法投棄がない、清潔で快適に暮らせるまちづくりを進めます。

※次の1-4～2-3は、28ページの取り組み(施策)の方向のうち、重点的に進めていく取り組みを示しています。
 なお、長期的な目標3に係る施策の環境教育や協働による取り組みは、共通施策であるため省略



市が進めていくこと

(4) プロジェクト推進に向けた参考指標

参考指標	現状 (平成 26 年度)	目標 (平成 37 年度)
市民一人 1 日あたりのごみ排出量 ※	804 g (H25 年度)	779 g
市民一人 1 日あたりの家庭ごみ排出量 (資源除く) ※	510 g (H25 年度)	470 g
事業系ごみ排出量 ※	3,758t (H25 年度)	3,570t
資源循環型の環境にやさしいまちづくりへの満足度	29.1%	40%

※平成 37 年度を目標としている一般廃棄物処理基本計画の目標を準用

(5) 市の取り組み

4 R (ごみの減量・資源化) の推進

〔重点:2-3/関連施策:2-4、3-1、3-2、3-3、3-4〕

- ごみに関わる情報を広報やホームページなどで継続的に発信するなど、ごみの減量や資源化、循環型社会づくりの啓発を進めます。
- ごみカレンダーの作成・配布による適正な分別と資源回収、ごみ出しレールの徹底を進めます。
- 4 R (リデュース・リフューズ・リユース・リサイクル) の一層の推進に向けた普及啓発活動を進めます。
- リサイクルに加えてリデュース、リフューズ、リユースのしくみづくりを市民・事業者・民間団体、市民会議との協働で進め、取り組みを進めていきます。
- 鴻巣行田北本環境資源組合と連携し、ごみ処理施設の整備などを進めていきます。
- 事業者の連携によるリサイクルシステムづくりを支援していきます。
- 容器包装や家電など各種リサイクル法に基づく、適切なリサイクルの方法等の学習会や指導を進めます。
- 生ごみの減量とたい肥化による資源の循環利用を進めます。

ごみ情報の発信

ごみ減量・4R
もったいない
プロジェクト

高齢化社会に向けた
ごみ・資源回収の検討

地域美化活動

ごみの散乱・不法投棄の防止

〔重点:1-4/関連施策:2-3、2-4、1-1、2-1〕

- ポイ捨てやごみの不法等に関する意識啓発を進めます。
- 雑木林や水辺、空き地などへのごみの不法投棄防止に向けた監視パトロールを進めます。また、不法投棄されやすい場所の把握など、不法投棄防止対策を進めます。
- 不法投棄物の撤去や清掃等環境美化活動を進め、清潔で良好な生活環境の形成を進めます。

ごみの適正処理の推進

〔重点:2-4/関連施策:2-3、3-4〕

- 学校や家庭、事業所での生ごみの循環型処理の普及啓発、水切りの徹底などを進めていきます。
- 子どもだけでなく、大人のごみ処理施設への見学促進、ごみ処理に関する分かりやすい情報提供などにより、啓発活動を進めます。
- 高齢化の進行や単身世帯の増加、鴻巣行田北本環境資源組合への加入など、今後の資源回収やごみ分別収集体制のあり方などを検討し、見直しを進めていきます。
- 北本市一般廃棄物処理基本計画、北本市分別収集計画を見直し、適正な分別収集と廃棄物の適正処理を進めます。

プロジェクト推進の

市民・事業者・民間団体が取り組んでいくこと

(6) 市民の取り組み

ごみ処理の実態や問題などを学ぶ

- ごみカレンダーなど市が提供する情報やごみの減量、4Rの必要性、ごみ処理の実態を知ります。

4R（ごみの減量・資源化）の推進

- 詰め替え商品を選ぶなどごみをもとから減らすリデュースや、レジ袋を断る、不要なものはもらわないなどリフューズを徹底します。
- 繰り返し使う、修理して使う、フリーマーケットを活用するなどリユースを進めます。
- 各種リサイクル法で決められたものは、その手順に沿ってきちんとリサイクルします。
- ごみとして出すまえにリサイクルできるものは分別を徹底し、資源回収に出します。
- リサイクルによる再生品などを積極的に選択して使います。
- ごみカレンダー通り分別やごみ出しします。また、ごみ減量等推進市民会議の活動に協力します。
- 生ごみの水切りやたい肥化、エコクッキング、食べ残しをしないなど、生ごみの減量を進めます。

ごみの散乱・不法投棄の防止

- ごみのポイ捨てや不法投棄はしません。また、地域での清掃や環境美化活動に参加・協力します。

エコショップの普及

フリーマーケット等
リユース活動の充実分別とリサイクル
グリーン購入の普及落ち葉や生ごみ等の
循環型活用のしくみ
づくり

ためのしくみ（イメージ）

(7) 民間団体の取り組み

ごみ処理やごみ問題などの情報の収集と発信

- 市民へのごみ問題に関わる情報の提供や市への提案を行います。
- 市民・学校・地域・職場でのごみ減量に係る学習や実践を進めます。

4R（ごみの減量・資源化）の推進

- ごみの分別やごみ出し、4Rの推進を市民・事業者に働きかけます。
- ごみカレンダーや新たなしくみづくりを提案し、作成に協力します。

ごみの散乱・不法投棄の防止

- 市や地域で進めるごみの散乱や不法投棄防止活動などに協力します。

(8) 事業者の取り組み

4R（ごみの減量・資源化）の推進

- すぐにごみとして排出されるものを作らない、使わない・付けない、売らない、また、分別しやすく、修理しやすくする、回収するなど、4Rの推進に協力します。
- 各種リサイクル法に基づくリサイクルを進めるほか、事業者の連携によるリサイクルのしくみづくりを進めます。また、再生品の利用・活用など、循環型社会の構築に貢献します。
- 事業所での省資源化・再資源化を進め、事業系ごみの排出や産業廃棄物の減量を進めます。

ごみの適正処理の推進

- 事業系ごみの一般ごみへの混入を防止します。産業廃棄物は法に基づいて適正に処理します。

協働プロジェクトⅢ 省エネ・創エネ エコライフプロジェクト

今の私たちの利便性が高く快適な暮らしは、科学技術の急速な発展と、石炭・石油などの化石燃料をエネルギーや資源として大量に消費する社会によって維持されてきました。化石燃料の燃焼などによるエネルギーの大量の消費に伴い、二酸化炭素やメタン、さらにはフロン類などの温室効果ガスが大量に排出され、大気中の濃度が高まり、熱の吸収が増えた結果、地球の表面気温が上昇しています。これが地球温暖化といわれています。

IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第5次評価報告書（2013年）では、「20世紀半ば以降の温暖化の原因は人間活動の可能性が極めて高く、このまま対策をとらなければ、今世紀末の世界平均地上気温の変化は、温室効果ガス排出量が最大のシナリオの場合で、2000年頃と比べ2.6～4.8℃の範囲に上昇する可能性が高い。」と報告されました。

加えて、報告書では、「ここ数十年、気候変動の影響が全大陸と海洋において、自然生態系及び人間社会に、水資源や陸域・淡水・海洋生物の生息域の変化、農作物への影響などを与えている。また、特に近年、熱波や干ばつ、洪水、台風、山火事など、近年の気象と気候の極端現象による影響は、生態系や人類に対して著しい被害を受ける恐れや被害を与えている」と報告しています。

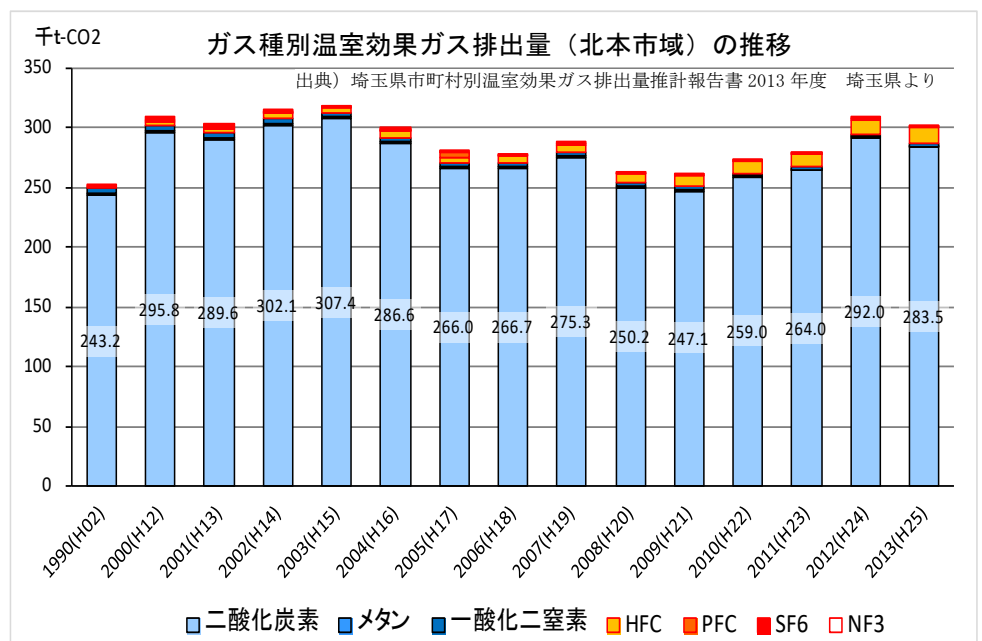
このため、人類の生存をも脅かす深刻な問題として、国際社会での積極的な対応が求められています。私たちは、日常生活や事業活動に伴い排出される温室効果ガスを減らし、環境負荷の少ない低炭素社会の構築により持続可能なまちづくりを進め、地球環境保全に貢献していくことが求められています。

(1) 環境の現状と取り組み状況

平成25（2013）年度に北本市域から排出された温室効果ガスの推計は300.6千t-CO₂で、京都議定書の第一約束期間の基準年の平成2（1990）年度の排出量251.4千t-CO₂より19.6%増加しています。

市域から排出される温室効果ガスの約94%は二酸化炭素で、そのうちの約99%がエネルギー起源となっています。残りは廃棄物の燃焼に伴う二酸化炭素になっています。

※部門別排出量及びエネルギー消費量は48ページを参照してください。



【分野別・関連計画】 ■地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を率先的に実行します。

■北本市環境マネジメントシステムにおいて率先的に実行します。

地球温暖化対策への取り組みとして、北本市では事務事業における地球温暖化対策実行計画を策定し、市庁舎や文化センター、各出先機関、小中学校のエネルギー消費実態の把握を行い、温室効果ガス排出削減目標を定め、その対策を進めてきています。また、市民・事業者への普及啓発を推進します。

(2) 環境課題

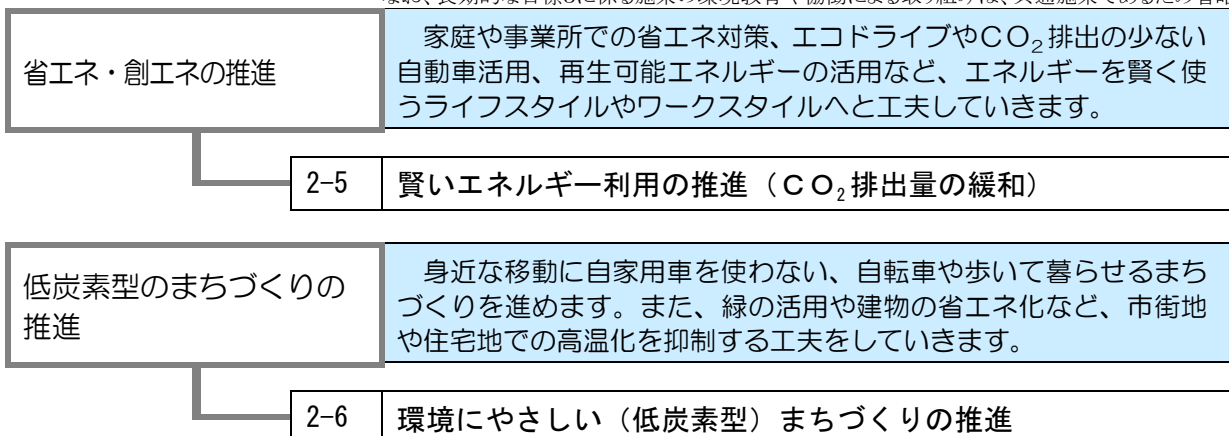
温室効果ガス排出など環境への負荷の少ない持続可能な社会の実現に向けて、低炭素社会を構築し、地球環境保全に貢献する必要があります。

- 市域から排出される温室効果ガスのほとんどがエネルギー起源の二酸化炭素です。温室効果ガス排出削減に当たっては、化石燃料のエネルギー消費量を削減していく必要があります。
- 日常生活や事業活動における電気や化石燃料の消費量を減らしていくことが必要です。
- 化石燃料に頼らない再生可能エネルギーの利用などが課題となっています。
- 地球温暖化への適応を考慮したまちづくりの検討を進めていく必要があります。

(3) 環境の保全と創造に向けた取り組みの方向

- CO₂（温室効果ガス）の排出の少ない環境にやさしいまちづくりを進めます。（温室効果ガス排出の緩和）
- 節電など省エネについて学び、家庭で楽しく実践し、環境にも家計にもやさしい暮らしづくりを進めます。
- 陽だまりや採光、風通しなどの自然をいかし・楽しみ、太陽光発電などの再生可能エネルギーの利用が工夫されているまちづくりを進めます。
- まちの中の緑が果たす気候調整などの役割を活かし、子どもから大人まで自転車の利用や歩いて暮らせる環境にやさしいまちづくりを進めます。

※次の2-5、2-6は、28ページの取り組み（施策）の方向のうち、重点的に進めていく取り組みを示しています。
なお、長期的な目標3に係る施策の環境教育や協働による取り組みは、共通施策であるため省略



市が進めていくこと

(4) プロジェクト推進に向けた参考指標

参考指標	現状（平成26年度）	目標（平成37年度）
市域における温室効果ガス排出量 ※1	300.6 千 t-CO ₂ (平成25年度)	平成25年度比18% の削減
公共施設における温室効果ガス排出量 ※2	3,687t-CO ₂	平成30年度までに 平成27年度比1.8% の削減
公用車の低公害車導入率（九（八）都県市指定）	77.1%	85%
太陽熱温水器、太陽電池パネル、家庭用燃料電池などを設置する市民の割合	7.4%	15%

※1 「平成42年までに平成25年度比26%削減」という国の動向を踏まえて案分。

※2 平成30年度を目標としている地球温暖化対策実行計画を準用。その後、適宜見直し

(5) 市の取り組み

省エネ・創エネの推進

〔重点:2-5/関連施策:2-6、2-3、2-4、3-1、3-2、3-3、3-4〕

- 地球温暖化やエネルギー利用に関する環境学習や、家庭でできる節電などの省エネメニューの情報提供を進め、市民のエコライフの取り組みを進めていきます。
- 環境家計簿などの活用により、家庭での省エネやCO₂削減効果の見える化を進めます。
- 環境にやさしい商店街や市街地の形成に向け、エコオフィスやエコショップなど、事業活動における省エネ活動の普及を進めていきます。
- エコドライブやクリーンエネルギーカーなどの普及啓発を進めます。
- 住宅への創・省エネルギーシステムやホームエネルギーマネジメントシステムの導入、エコハウスなどの普及を進めます。
- 太陽光発電や太陽熱などの自然エネルギーや再生可能エネルギー、新エネルギーによるエネルギーの地産地消についての検討を進めます。

プロジェクト推進の

エコライフ情報や市内からのCO₂排出量等の情報発信

省エネ・創エネ
エコライフ
プロジェクト

住まいの省エネ創エネ化への普及・啓発

まち歩きや自転車が楽しめる利用環境の充実

地球温暖化対策の推進

〔重点:2-5、2-6〕

- 北本市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を推進します。
- 市域からの温室効果ガス排出量の削減を推進します。

地球温暖化への適応

〔重点:2-5/関連施策:1-2、1-3、3-2〕

- 地球温暖化に伴う気候変化による自然災害の頻発、水資源や自然生態系への影響、農産物への影響などを考慮したまちづくりなど、地球温暖化への適応策の検討と推進、情報収集を進めます。

低炭素型まちづくりの推進

〔重点:2-6/関連施策:2-5、1-1、1-5、3-1、3-2、3-3、3-4〕

自転車の利用や歩いて暮らせるまちづくりの推進

- 市街地に残る雑木林などの緑をつなぎ、木陰や緑が楽しめる散策や歩行空間づくりを進めます。
- 雑木林や水辺、公園緑地、空き地などを活用したクールスポットや陽だまり広場があるまちづくりを進めます。
- 自転車利用ゾーンの設置など自転車利用環境の改善と向上を図ります。
- デマンドバスや路線バスの利用環境の向上を図ります。

建物や施設、市街地の省エネ化の促進

- 市街地や住宅地、市の施設などの緑化や街路樹の植栽など、夏季における市街地の高温化の緩和を進めます。
- 住宅や事業所の建物の省エネ化（断熱化等）を促進します。
- エコハウスやスマートハウスなどエネルギーを賢く利用するまちづくりを進めます。

市民・事業者・民間団体が取り組んでいくこと

(6) 市民の取り組み

自分のエコライフスタイルを実践（省エネの実践）

- 地球温暖化やエネルギーに関する環境学習への参加、家庭でできる節電などの省エネの情報を活用して、自分のライフスタイルに合ったエネルギーの賢い利用を考えます。
- 環境家計簿などを活用して、自分のエコライフスタイルによる省エネ状況をチェックし、見直します。
- 化石燃料などを使わない環境にやさしいエネルギー利用について考えます。

自転車や歩きを楽しむ

- 日常の買い物や近所へ出かける時は、自家用車の利用を控え、自転車や歩いていき、まち歩きを楽しむようにします。
- 通勤・通学時には、自家用車利用を控え、自転車や公共交通を活用します。

省エネ型の住まいづくりや緑化を進める

- 住宅周辺の敷地を使った植栽や壁面緑化、夏場のグリーンカーテン設置など、緑化や緑を活かした住まいづくりを進めます。
- 住宅の断熱化や自然採光・通風、太陽熱を活かした住まいづくりを進めます。
- 太陽光発電や太陽熱給湯器など再生可能エネルギー利用の導入を検討します。
- エコハウスやスマートハウスなどエネルギーを賢く使える住まいづくりを進めます。

ためのしくみ
(イメージ)

環境家計簿などエコライフ・チェックの普及

エコオフィス・エコショップ、環境マネジメント活用支援

エネルギーの地産地消・有効利用化の活動支援

(7) 民間団体の取り組み

省エネ・創エネの推進

- 地球温暖化やエネルギー利用に関する情報の発信を進めます。
- エネルギー利用やエコライフに関する環境イベントの開催や参加を進めます。

低炭素型まちづくりの推進

- まち歩きが楽しめるまちづくりに参加や協力します。
- 住宅の緑化への支援、施設や公園緑地・道路の緑化、清掃活動に協力します。

(8) 事業者の取り組み

省エネ・創エネ対策の推進（エコワークの実践）

- エコショップやエコオフィスなど、事業活動（ワークスタイル）に応じた省エネ対策を進めます。
- 環境マネジメントシステムやエネルギーマネジメントシステムなどにより事業所のエネルギー利用を管理し、省資源・省エネ対策を進めます。
- 再生可能エネルギーなど新エネルギーの利用を進めます。

低炭素型まちづくりの推進

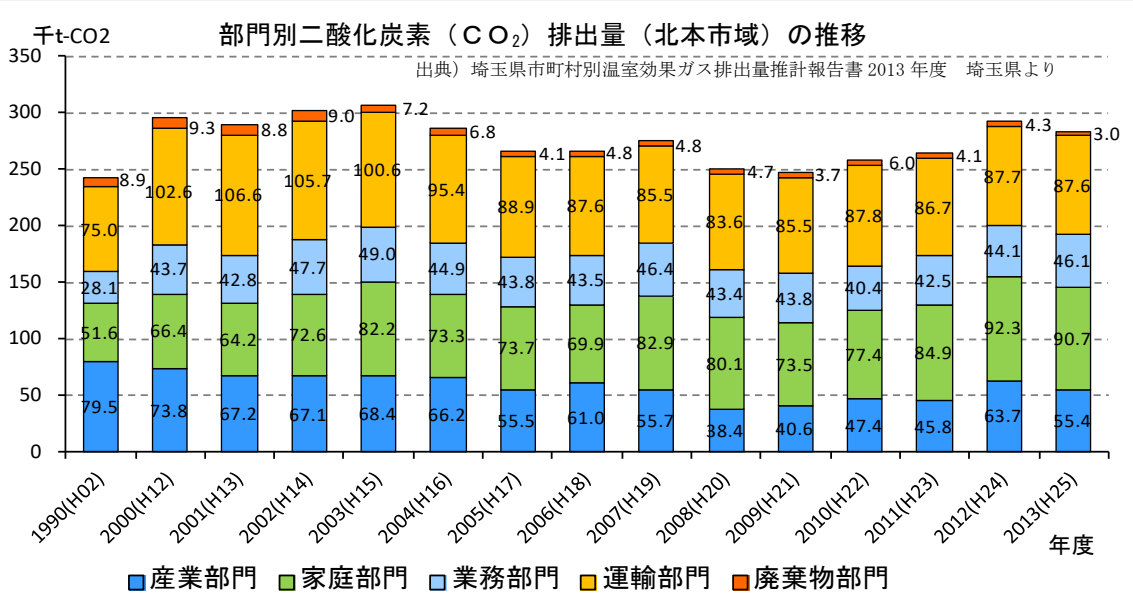
- 従業員の公共交通機関利用やエコドライブの推奨、エコカーやクリーンエネルギーカーの導入、輸配送の効率化など事業活動の低炭素化を進めます。
- 事業所周辺の敷地を活かした植栽や建物の屋上・壁面の緑化を進めます。
- 事業所などの高气密・高断熱化など、建物のエネルギーの効率化を進めます。

【参考】

■ 北本市域からの部門別温室効果ガス排出量の推移

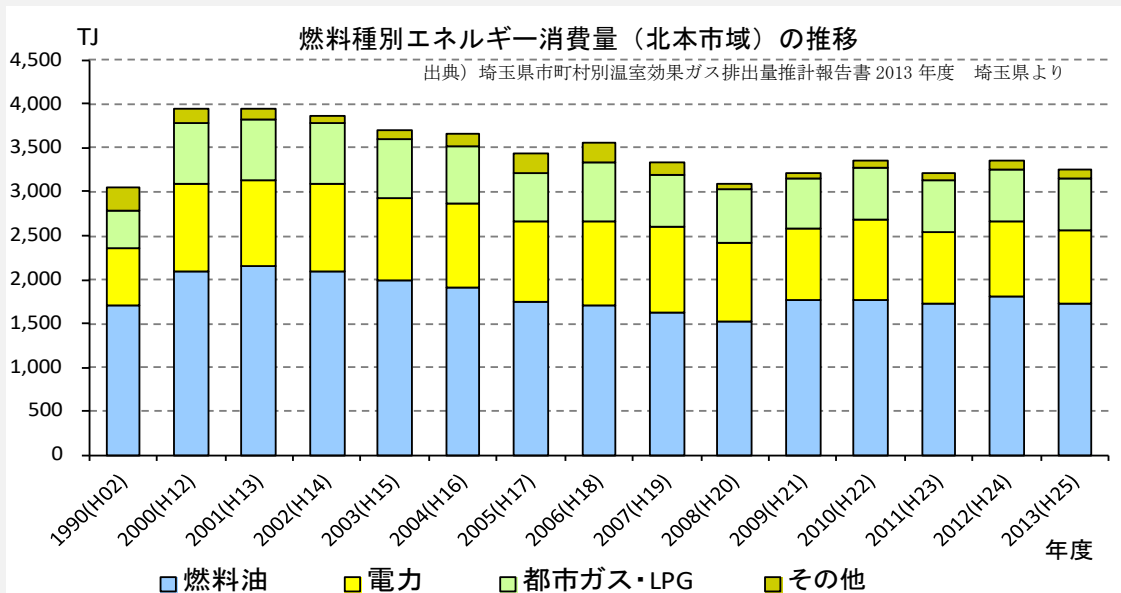
平成 24(2012)年度の二酸化炭素の部門別排出割合は、家庭部門が約 32%、運輸部門が約 30%、産業部門が約 20%、業務部門が約 16%で、家庭部門と運輸部門からの排出量が 6 割以上を占めています。また、運輸部門からの二酸化炭素排出量の 97%は自動車からの排出となっています。

産業分野からの温室効果ガス排出量は、リーマンショック後の平成 20 (2008) 年度に大きく減少しましたが、その後やや増加し 2012 年度の排出量は 1990 年度比で約 28%の減少となっています。しかし、家庭分野からの排出量は 1990 年度比で 78%の増加、業務部門で 42%の増加、運輸部門で 17%の増加となっています。



■ 温室効果ガス排出に係るエネルギー消費量の推移

温室効果ガス排出量に係るエネルギー消費量は、熱量換算ベースでは平成 2 (1990) 年度は 3,047TJ で、平成 13 (2001) 年度まで増加していました。その後平成 20 (2008) 年度まで減少傾向でしたが、以降、緩やかな増加または横ばい状況となっています。平成 25 (2013) 年度では平成 2 (1990) 年度比で 7.0%の増加となっています。



燃料種別消費量では、ガソリン等燃料油の消費量が全エネルギー消費量の5割以上を占めています。次いで、電力が26%、都市ガス・LPGが19%となっています。平成2年度比では、燃料油消費量は約1.5%の増加ですが、電力は約25%、都市ガス・LPGが約47%増加しています。

エネルギー消費量の5割以上を占める燃料油の7割以上は、運輸部門のガソリン、軽油の消費量です。その燃料油消費量は平成13(2001)年度で最も多く、平成2年度比で約44%増加しましたが、その後減少し、平成25年度は平成13年度比で約18%の減少となっています。

電力の消費量の約56%が家庭部門での消費です。その電力消費量は平成22(2010)年度まで一貫して増加してきましたが、平成23(2011)年度の東日本大震災以降の節電等により7.8%減少しています。

なお、二酸化炭素排出量で大きく増加したのは、2011年度以降は原子力発電所停止に伴い火力発電に代替したことによる電力の排出係数の増大が大きく影響しています。

【参考】

■ 地球温暖化への適応

環境省によるIPCC(気候変動に関する政府間パネル)の新しいシナリオを用いた、日本への影響予測、リスク低減に対する適応策の効果を評価した報告書では、温室効果ガス排出量が最大で、濃度上昇の最悪ケースRCP8.5シナリオでは、2100年に日本国内で右図のような影響の発生が予測されると報告しています。

国内においても、極端な気象現象が観測されており、例えば水害・土砂災が毎年のように全国各地で発生し、甚大な被害をもたらされています。気候変動影響評価報告書によって、すでに農作物の収量変化や品質低下、漁獲量

の変化、動植物の分布域の変化、サンゴの白化、さくらの開花の早期化などの影響が現れていることが明らかにされるとともに、将来は、気温の上昇、降水量の変化など様々な気候の変化、海面水位の上昇、海洋の酸性化などが生じる可能性があり、渇水の深刻化、水害や土砂災害、高潮・高波などの災害リスクの増大、水質の悪化、季節感の変化など、様々な面で影響が生じるとの予測が示されています。

こうした気候変動に対す長期的なリスク管理の視点から、温室効果ガスの排出削減や吸収源対策等による気候変動の緩和策に加え、既に起こりつつある気候変動影響への防止・軽減のための備えと、新しい気候条件の利用など気候変動への適応策についても強化していく必要があるとして、平成27年11月25日に政府から「気候変動の影響への適応計画」が示されました。

JCCCA

日本への影響は？

2100年末に予測される日本への影響予測
(温室効果ガス濃度上昇の最悪ケース RCP8.5、1981-2000年との比較)

気温	気温	3.5~6.4℃上昇
	降水量	9~16%増加
	海面	60~63cm 上昇
災害	洪水	年被害額が3倍程度に拡大
	砂丘	83~85%消失
	干潟	12%消失
水資源	河川流量	1.1~1.2 倍に増加
	水質	クロロフィルaの増加による水質悪化
生態系	ハイマツ	生育域消失~現在の7%に減少
	ブナ	生育域が現在の10~53%に減少
食糧	コメ	収量に大きな変化はないが、品質低下リスクが増大
	うんしゅうみかん	作付適地がなくなる
	タンカン	作付適地が国土の1%から13~34%に増加
健康	熱中症	死者、救急搬送車数が2倍以上に増加
	ヒトスジシマカ	分布域が国土の約4割から75~96%に拡大

出典) 環境省 環境研究総合推進費 S-8 2014年報告書
 全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト(<http://www.jccca.org/>)より

協働プロジェクトⅣ きたもと環境の環^わプロジェクト

今日のグローバル化した経済社会において、私たちの日常生活や事業活動に伴う環境負荷の蓄積は、私たちの暮らしを支えてくれている地域の自然環境や生活環境にさまざまな影響をもたらしているだけでなく、地球温暖化や生物多様性の減少など地球環境問題までにつながっています。

こうした環境問題に向き合って、より健康的で、快適で、ずっと住んでいきたいまちにしていくためには、私たち一人ひとりが、環境について学び、考え、日常の生活や事業活動を環境にやさしいものへと変換し、環境の保全と創造や環境負荷の低減に向けた取り組みを進めていくことが必要です。

また、一人ひとりの取り組みだけでは効果が見えないものでも、多くの人々の取り組みが積み重なって効果が発揮されるものが多くあります。そのため、私たち一人ひとりが環境にやさしい行動をしていくとともに、さまざまな立場の人々と取り組みの環（わ）を広げていく必要があります。

環境の保全と創造、環境負荷の少ないまちづくりに向けて、それぞれの相互理解を育み、連携し、協働の環（ネットワーク）をつくっていく必要があります。そして、ESD（持続可能な開発のための教育）などを進め、持続可能な社会づくりの担い手や活動を育てていくことが求められています。

(1) 環境の現状と取り組み状況

市民・事業者・小学5年生の親子への「第二次北本市環境基本計画策定に係るアンケート」の結果でも、前回調査に比べ、さまざまな環境問題への関心が見られるほか、日常生活や事業活動における省資源・省エネに関連した取り組みが進んでいます。特に東日本大震災時での節電など、省エネへの取り組みや行動を継続している、一層取り組んでいる市民や事業者が多く見られます。また、雑木林を残していくために、雑木林や公園などの清掃・美化活動、下草刈りや落ち葉かきなどの雑木林保全活動に協力するという意識も高く見られます。

このような市民一人ひとりの環境保全行動を支え、さらに行動の質を高めていくことが大切になっています。また、市・市民・事業者・民間団体がそれぞれの立場が理解し合えるような環境交流の機会をつくり、協働によるまちづくりの環（わ）を広げていく必要があります。

市内には、ごみ減量等推進市民会議やNPO法人北本雑木林の会、トラスト8号地里山保存会をはじめ、環境に関連する活動を行っている自治会などの団体や事業者の団体などがあります。

北本市では、平成21年に制定した「北本市自治基本条例」（平成22年4月施行）に基づいて、平成25年4月に「北本市市民参画条例」及び「北本市協働推進条例」を施行し、市民施策提案制度を定めるとともに、市民が主体的に公共事業に取り組む市民公益活動を推進するための「北本市市民公益活動推進計画」を策定し、市民等及び市の協働によるまちづくりを推進し、住民自治の確立及び市民主役のまちづくりを実現していくことにしました。

【分野別・関連計画】 ■北本市生涯学習計画、北本市市民公益活動推進計画

□(仮称)きたもと環境ネットと連携し環境教育・環境保全活動づくりを進めます。

(2) 環境課題

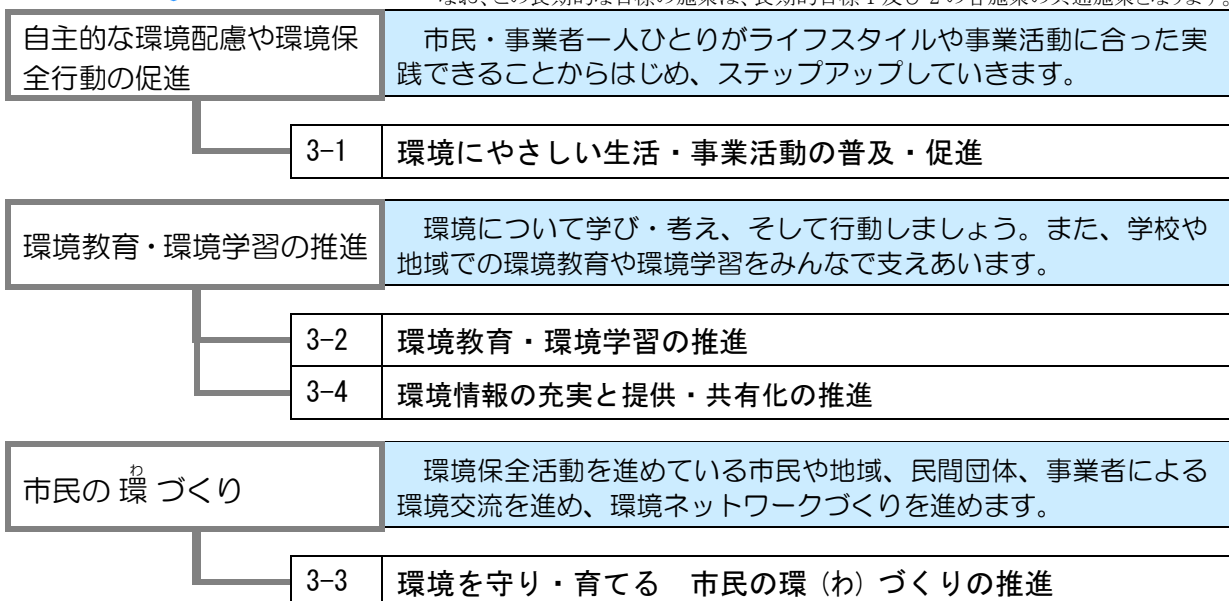
一人ひとりが、環境について学び、考えて、自分のライフスタイルに合った環境保全行動や活動を進め、活動の環(わ)を広げていく必要があります。また、市や地域、市民・事業者・民間団体が活動の環(わ)を広げ、協働によるまちづくりや環境保全活動を進める必要があります。

- 日常生活や事業活動における環境に配慮した取り組みを、それぞれのライフスタイルや事業活動に合った取り組みから進め、ステップアップしていくことが重要です。
- 環境の情報を共有し、環境学習や体験を通して理解を深めていく必要があります。
- 学校での環境教育や体験学習を支援するしくみや体制づくりが必要です。
- 市民の環境学習や体験学習、自然観察、環境保全活動を支える環境リーダーなどのひとづくりをはじめ、環境保全活動に取り組む民間団体や地域の育成と支援が必要です。
- 協働による環境の保全と創造、資源の管理などのまちづくりを進めていく上では、幅広い市民・民間団体・地域などの協力が不可欠です。そのための環境の環(わ)づくりを進めていくことが重要です。

(3) 環境の保全と創造に向けた取り組みの方向

- 環境教育・環境学習など、市民一人ひとりが環境について学び・考える機会が充実しているまちづくりを進めます。
- 環境について考え・行動する市民を支える人づくりや活動機会の充実としくみづくりを進めます。
- 環境づくりを進める市民の環(わ)「(仮称)きたもと環境ネット」の設立と活動への支援を進めていきます。

※次の3-1～3-4は、28ページの取り組み(施策)の方向のうち、重点的に進めていく取り組みを示しています。
なお、この長期的な目標の施策は、長期的目標1及び2の各施策の共通施策となります。



市が進めていくこと

(4) プロジェクト推進に向けた参考指標

参考指標	現状(平成26年度)	目標(平成27年度)
環境関連の民間団体活動支援数	7団体	10団体
アダプトプログラム登録数	19団体	25団体
環境保護に関する問題についての市民の関心度	87.8%	95%
環境保護活動に積極的に参加する市民の割合	5.7%	10%

(5) 市の取り組み

環境教育・環境学習の推進

[重点:3-2/関連施策:3-1、3-3、3-4]

- 環境教育や環境学習の教材や情報を充実させ、提供します。
- 学校での環境教育を補佐・支援するしくみを充実します。
- 環境教育・環境学習・環境保全活動を支える環境リーダーなどの人材や民間団体・地域を育成し、その活動を支援していきます。
- 市民の環境学習機会を充実します。
- 事業者による従業員の環境教育・環境学習を支援していきます。

環境教育・環境学習推進の支援体制づくり

環境リーダー育成・登録・活動の場づくり

自主的な環境配慮や環境保全行動の促進と実践

[重点:3-1/関連施策:3-2、3-3、3-4]

- 市民のエコライフの普及と実践を支援します。
- 事業所のエコワークの普及と実践を支援します。
- 環境にやさしい事業所として、市の事務事業及び市庁舎・施設・学校での省資源・省エネ対策を率先的に実行します。

(環境マネジメントシステムの運用)

(地球温暖化対策実行計画の推進)

市民の環(わ)づくり

[重点:3-3/関連施策:3-1、3-2、3-4]

- 環境保全活動等を進める市民・地域、民間団体、事業者の交流機会を提供します。
- 環境保全等を進める市民・地域、民間団体、事業者による「(仮称)きたもと環境ネット」の設立を支援します。
- 環境の環(わ)による協働の取り組みを推進します。

きたもと環境の環(わ)プロジェクト

環境保全活動情報の発信

「(仮称)きたもと環境ネット」の設立

プロジェクト推進の

環境情報の整備提供・発信

[重点:3-4/関連施策:3-1、3-2、3-3]

- 広報など情報手段を検討し、話題性・テーマ性のある環境情報を分かりやすく発信します。
- 市民・事業者の環境配慮行動に関する情報を提供します。
- 市域の環境の現状に係る調査や情報の収集と整備を進め、提供します。
- 市民や民間団体等が行う環境保全活動・環境交流機会等の情報を発信・支援します。
- 環境基本計画及び実施計画、年次報告の情報を公表します。

市民・事業者・民間団体が取り組んでいくこと

(6) 市民の取り組み

自主的な環境配慮や環境保全行動の実践（エコライフ等の実践）

- 省エネ行動など、自分のエコライフスタイルを実践し、ステップアップします。
- 環境負荷の少ない住まいづくりを検討します。
- 商品の購入や設備・家電、自動車の買い替えなどに際して環境にやさしいものを選びます。

環境教育や環境学習への参加

- 市や地域、民間団体等が進める環境学習や体験学習に積極的に参加します。
- 学校での環境教育・体験学習に協力します。子どもと一緒に学びます。

市民の環^わづくりへの参加

- 市や地域、民間団体等が開催する環境保全活動等に参加し、環境の環（わ）を広げます。
- 協働によるまちづくりや環境保全活動を進める市民の環（わ）「（仮称）きたもと環境ネット」への参加や環境ネットが進める環境保全活動に参加します。

(7) 民間団体の取り組み

環境教育や環境学習への協力と機会の提供

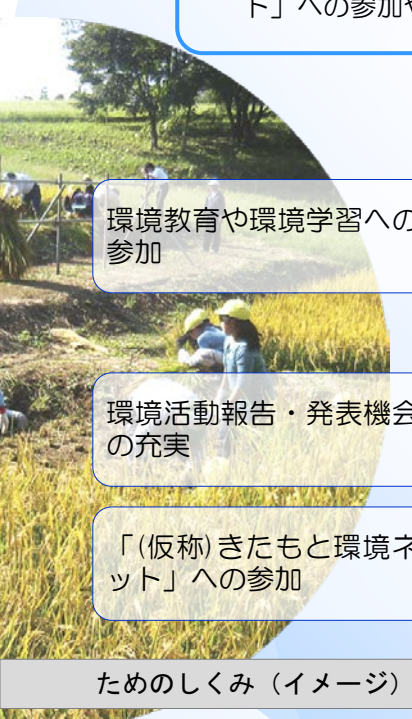
- 学校での環境教育・体験学習に協力します。
- 市民向けの環境学習や体験学習、自然観察など開催し、環境学習機会を提供します。

市民の環^わづくりへの参加

- 市民向けの環境学習や体験学習、自然観察、フリーマーケットや環境保全活動などの環境イベントを企画開催し、市民との環境交流を深めます。
- 協働によるまちづくりや環境保全活動を進める市民の環（わ）「（仮称）きたもと環境ネット」に参加し、連携して活動を進めます。

環境情報の充実と提供・環境保全活動情報の発信

- 環境保全活動や環境交流の情報を積極的に発信します。
- 民間団体が保有する北本の環境に関する情報や知見などを提供します。



環境教育や環境学習への参加

環境活動報告・発表機会の充実

「（仮称）きたもと環境ネット」への参加

ためのしくみ（イメージ）

(8) 事業者の取り組み

自主的な環境配慮や環境保全行動の実践

- 環境マネジメントシステムやエネルギーマネジメントシステムの導入など、環境負荷の少ない事業活動を進めます。
- 環境にやさしい製品等の製造・情報提供、流通・販売等を進めます。

環境教育や環境学習への参加

- 市や地域、民間団体が進める環境教育や環境学習に協力します。

市民の環^わづくりへの参加

- 「（仮称）きたもと環境ネット」に参加し、活動に協力します。

【参考】

■ 市内で活動している主な環境保全活動団体

現在、市民や民間団体によって環境の保全活動等が行われています。環境問題を解決していくためには、市・市民・事業者・民間団体等が連携して取り組んでいく必要があります。

団体名 (あいうえお順)	活動内容
北本菊花愛好会	菊の普及・啓発・育成、菊まつり支援
北本市景観作物振興会	農業振興・環境保全・観光・菜の花まつり
北本市ごみ減量等推進市民会議	ごみ減量化・再資源化の促進・意識改革の推進
北本雑木林の会 (NPO法人)	協定雑木林の維持管理、北本中央緑地指定管理者
城ヶ谷堤桜保存会	桜の管理、育成及び普及
高尾カタクリ保存会	カタクリ等の自生地の管理・保存
トラスト 8 号地里山保存会	トラスト 8 号地内の田んぼや周辺の里道の管理

主な活動風景

北本市ごみ減量等推進市民会議の活動

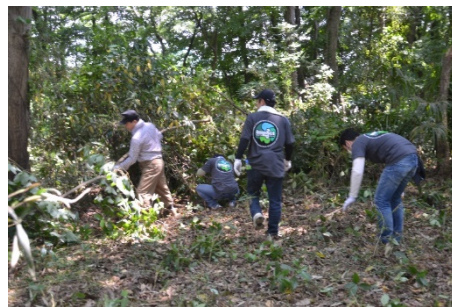


(ごみ減量推進市民大会)



(資源回収例)

北本雑木林の会の活動



(雑木林内下草刈り・ごみ拾い)



(中学生ボランティア教室)

トラスト 8 号地里山保存会の活動



(高尾宮岡ふるさとの緑の景観地)



(石戸小児童による田植え)

第4章 北本市の取り組み

第3章の「1 望ましい環境像に向けた取り組み（取り組みの体系）」に掲げられた市の取り組み（基本施策）について、講じていく主な施策の内容と担当課を明らかにし、協働プロジェクトの推進とあわせて、それぞれの取り組みを進めていきます。

長期的な目標1 自然共生社会の形成に向けて

自然に学び、恵みを楽しみ・いかすまち

1-1 雑木林や水辺など自然環境の保全と創造

市の取り組み（基本施策）	市が講じる主な施策の内容等	担当課
① 雑木林や水辺などの自然が果たす役割等の啓発	雑木林や水辺などの自然に関する情報の発信	環境課
	雑木林や水辺を利用した環境教育・環境学習の推進	都市計画課 環境課
② 雑木林の保全と維持管理	雑木林や屋敷林を保全するしくみづくりと保全対策の推進	都市計画課
	市民参加による雑木林の管理支援の充実	都市計画課
	落ち葉や剪定材などのたい肥化とたい肥活用のしくみづくり	環境課
③ 自然調査の推進	自然環境調査及び自然環境評価の継続的实施	環境課
	市民との協働による環境情報の発信	環境課
④ 自然性の高い水辺の保全と創造（荒川や谷津の湧水・湿地を含む）	自然性の高い河川・水辺環境の整備	都市計画課
	湧水の保全と活用を含めた市民が親しめる水辺空間の創出	環境課
⑤ 歴史的・文化的環境の保全と創造	自然との共生の歴史文化を伝える歴史的・文化的環境の保全と継承	文化財保護課
	歴史・文化遺産の調査・研究と保護の推進	文化財保護課

1-2 多様な生物が生息し、ふれあい豊かな環境の保全と創造（生物多様性の保全）

市の取り組み（基本施策）	市が講じる主な施策の内容等	担当課
① 生物多様性保全行動指針の作成と推進	生物多様性保全及び生物多様性保全活動の啓発	環境課
	生物多様性保全行動計画（行動指針）の作成と推進	環境課
	自然環境・生物多様性保全への配慮の推進	環境課
② 多様な生物が生育・生息する環境・生態系の保全と再生	保護地区などの指定	都市計画課
	ビオトープの保管理を含めた生物生息環境の保全と再生	都市計画課 環境課
③ 外来種及び鳥獣被害対策の推進	在来種保全対策の推進 （特定外来種や外来種の情報収集と対策の推進）	環境課
	有害鳥獣被害対策の推進 （鳥獣被害情報の収集と提供、被害防止対策）	環境課



1-3 豊かな農地の保全と創造

市の取り組み（基本施策）	市が講じる主な施策の内容等	担当課
① 有機農業の促進・環境保全型農業の推進	生産緑地の活用	都市計画課
	農地の保全と農業支援策の構築	産業振興課
	有機農業・環境保全型農業の推進	産業振興課
② 地産地消の推進	北本ブランド野菜の育成（北本トマトなど）と活用・普及	産業振興課
	生産者と消費者の交流促進	産業振興課
③ 食と農と環境の学習推進	北本のブランド野菜や市内産の有機農産物等を活用した食育学習の推進	教育総務課
	体験農業などによる食と農と環境に係る学習の推進	学校教育課
④ 市民農園の普及と活用	遊休農地等を活用した市民農園・家庭菜園の普及と農作業指導の充実	産業振興課

1-4 緑豊かな快適な都市環境の創造

市の取り組み（基本施策）	市が講じる主な施策の内容等	担当課
① 公園の整備と維持管理	個性と魅力ある公園・緑地の整備と確保	都市計画課
② 市街地や住宅地の緑化の推進	緑化に関する制度の整備と充実	都市計画課
	市街地や住宅地の緑化と緑のネットワークづくりの推進	都市計画課
	市民の緑化意識の高揚と啓発、市民緑化団体活動への支援	都市計画課
③ 魅力ある都市景観の保全と創造	雑木林・屋敷林・谷津・湧水などの自然環境の保全	環境課
	ふるさと散歩道の設置・整備やアメニティ道路の創設・整備	産業振興課 都市計画課
④ 空き地・空き家対策の推進	空き地・空き家対策の推進及び有効活用の検討・しくみづくり	環境課 都市計画課
⑤ 不法投棄防止・環境美化の推進	雑木林や緑地・水辺への不法投棄の防止・監視体制の強化	環境課
	環境美化・清掃活動の推進、地域コミュニティ活動への支援	環境課

長期的な目標2 循環型・低炭素社会の構築に向けて

資源やエネルギーを大切に利用し、環境にやさしい暮らしをつくるまち

2-1 健康を支えるきれいな空気・水・土の維持

市の取り組み（基本施策）	市が講じる主な施策の内容等	担当課
① 空気の清浄さの維持	大気汚染発生源対策の推進	環境課
	自動車排出ガス対策・自動車交通対策の推進 《2-6 環境にやさしいまちづくりとの一体的推進》	環境課
② 水の清浄さの維持	水資源の保全と健全な水循環の構築	環境課
	生活排水対策の推進	下水道課 環境課
③ 土壌汚染の防止	不法投棄・埋め立てなどに伴う土壌汚染防止対策の推進	環境課
	土壌汚染調査・土壌汚染防止対策の推進 (県との連携推進)	環境課
④ 監視体制の充実と情報提供 (化学物質による環境リスクの低減) (放射性物質による環境汚染への対応)	大気監視体制の充実と光化学スモッグ注意報やPM2.5 注意喚起情報の提供	環境課
	水質汚濁防止体制の推進 (水質監視の充実・測定結果の情報公開)	環境課
	化学物質等による環境汚染の監視と情報提供	環境課
	放射能汚染への対応 (大気中放射性線量の継続的監視と情報提供など)	環境課

2-2 騒音・振動・悪臭の防止

市の取り組み（基本施策）	市が講じる主な施策の内容等	担当課
① 騒音・振動の防止	騒音・振動防止対策の推進	環境課
② 悪臭の防止	悪臭防止対策の推進	環境課
③ 測定体制の充実等公害苦情への対応	公害苦情への適切な対応	環境課
	市内の騒音・振動の状況把握	環境課
	悪臭等臭気測定体制の充実と対策の推進	環境課



2-3 4R（ごみの減量・資源化）の推進

市の取り組み（基本施策）	市が講じる主な施策の内容等	担当課
① 4R（特にリデュース・リフューズ・リユース）の普及と推進	4Rの普及啓発の推進	環境課
	ごみの発生抑制（リデュース）、不要物をもらわない（リフューズ）、再使用（リユース）の推進	環境課
	リサイクルの推進	環境課
	リユース・リサイクル製品の使用の普及・促進	環境課
② ごみ排出量の削減と資源化の推進	ごみカレンダー等による分別・資源化の徹底と資源回収体制の整備	環境課
	ごみの減量化の推進（生ごみの水切り・たい肥化など）	環境課
	事業系ごみの減量化と家庭系ごみへの混在防止	環境課

2-4 廃棄物の適正処理の推進

市の取り組み（基本施策）	市が講じる主な施策の内容等	担当課
① 循環型社会形成推進基本法の推進	ごみ出しルールの徹底とごみ収集体制の整備	環境課
	生ごみの資源化の推進（活用のしくみづくりを含む）	環境課
	事業系ごみの適正処理の推進	環境課
	一般廃棄物処理基本計画の推進	環境課
② 廃棄物の広域処理の推進	広域処理体制の変更に伴う廃棄物広域処理体制の整備推進	環境課



2-5 賢いエネルギー利用の推進（CO₂排出量の緩和）

市の取り組み（基本施策）	市が講じる主な施策の内容等	担当課
① 省エネルギー対策（省エネ）の推進	市民・事業者の省エネ対策（省エネ行動）の推進 《日常生活での環境保全行動（エコライフ）の普及・促進》 《事業活動での環境配慮（エコワーク）の普及・促進》 《市の施設での環境保全の率先実行・環境マネジメントの実施》	環境課
	環境にやさしい自動車利用の推進	環境課
② 再生可能エネルギー利用（創エネ）の推進	太陽光発電などの利用普及の推進	環境課
③ 地球温暖化対策の推進	市内からの温室効果ガス排出状況の把握と削減対策の推進	環境課
④ 地球温暖化への適応の検討	地球温暖化を考慮したまちづくり等の検討と推進	環境課

2-6 環境にやさしい（低炭素型）まちづくりの推進

市の取り組み（基本施策）	市が講じる主な施策の内容等	担当課
① 公共交通利用環境の向上	公共交通利用の普及・啓発とバス等公共交通の利用環境の向上	くらし安全課
	バス等公共交通の低炭素化の促進	くらし安全課
② 自転車利用環境の整備	自転車の利用や歩いて暮らせるまちづくりの推進	道路課
③ 省エネ型住まいづくりやスマートハウスの普及・促進	省エネ型住まいづくり・スマートハウスの普及・促進	環境課



長期的な目標3 協働社会の実現に向けて

一人ひとりが輝く、環境の環^わをつくり広げるまち

3-1 環境にやさしい生活・事業活動の普及・促進

市の取り組み（基本施策）	市が講じる主な施策の内容等	担当課
① 日常生活での環境保全行動（エコライフ）の普及・促進	日常生活での環境保全行動（エコライフ）の普及・促進	環境課
② 事業活動での環境配慮（エコワーク）の普及・促進	事業活動での環境配慮（エコワーク）の普及・促進	環境課
③ 市の施設での環境保全率先実行・環境マネジメントの実施	市の施設での環境保全の率先実行・環境マネジメントの実施	環境課

3-2 環境教育・環境学習の推進

市の取り組み（基本施策）	市が講じる主な施策の内容等	担当課
① 環境教育の推進と支援体制の充実	環境教育の推進 《雑木林や水辺を利用した環境教育の推進》 《教職員の環境教育研修の推進》	学校教育課
	環境学習の支援体制の充実 《体験農業などによる食と農と環境に係る学習の推進》	学校教育課
② 市民の環境学習の推進	市民等の環境学習の推進 《出前講座、農業体験学習の推進》 《雑木林や水辺を利用した環境学習の推進》	生涯学習課 環境課
③ 環境リーダーなどの育成と活動支援	市民等の環境学習・環境保全活動を支える人材育成	環境課
	環境リーダーなどの活動機会の充実と活動支援	環境課

3-3 環境を守り・育てる 市民の環（わ）づくりの推進

市の取り組み（基本施策）	市が講じる主な施策の内容等	担当課
① 環境保全活動に取り組む民間団体・地域の育成と活動支援	環境保全活動に取り組む民間団体・地域の育成と活動支援	環境課
② 「（仮称）きたもと環境ネット」の構築と環境交流機会の充実	環境交流機会の充実	環境課
	「（仮称）きたもと環境ネット」の構築	環境課
③ 市民との協働による環境保全活動の推進・支援	市民との協働による環境保全活動の推進・活動支援	環境課

3-4 環境情報の充実と提供・共有化の推進

市の取り組み（基本施策）	市が講じる主な施策の内容等	担当課
① 環境情報の整備充実と発信・提供	環境情報の収集	環境課
	分かりやすい環境情報の提供・環境保全活動の情報提供・発信	環境課
② 土地利用・開発事業等における環境配慮の推進	土地利用・開発事業等における環境配慮の推進	関係各課
	大規模プロジェクト・市街地整備に際しての環境配慮	関係各課

資料編

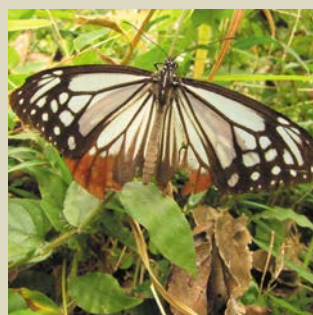
- 1 環境基本条例
- 2 計画策定の経過、諮問・答申
- 3 用語の解説



野鳥
シジュウカラ



野鳥
エナガ



昆虫
アサギマダラ（成虫）



植物
ウワミズザクラ（花）

1 北本市環境基本条例

(平成 10 年 6 月 26 日条例第 24 号)

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条―第 9 条）

第 2 章 環境の保全及び創造に関する基本的施策等

第 1 節 施策の策定等に当たっての環境への配慮の優先（第 10 条）

第 2 節 環境基本計画等（第 11 条・第 12 条）

第 3 節 市が講ずる環境の保全及び創造のための施策等（第 13 条―第 28 条）

第 4 節 環境の保全及び創造に関する施策の総合調整（第 29 条―第 31 条）

第 5 節 地球環境の保全及び国際協力（第 32 条）

第 3 章 国、県及び他の地方公共団体との協力等（第 33 条・第 34 条）

附則

私たちは、豊かな自然の恵みのもとに、その生命をはぐくみ、活力ある今日の社会を築いてきた。

しかしながら、生活の便利さや物質的な豊かさを求めて様々な資源やエネルギーを大量に消費してきた社会経済活動は、自然の再生能力や浄化能力を超える規模となっており、その結果、人間をはじめとするすべての生物の生存基盤である限りある環境を、地球的規模で脅かすに至っている。

私たちが生活する北本市でも、かつては武蔵野の雑木林や荒川の清流など豊かな自然に恵まれていたが、都市化の進展等により、農地、雑木林、谷津など多くの自然環境が失われつつあり、都市・生活型公害が拡大するとともに、廃棄物などによる環境問題も深刻な状況になりつつある。また、そうした豊かな自然の中で形成された歴史的な景観も、いまでは少なくなってきたり、こうした傾向は、今後、更に加速されることが予想される。

もとより、私たちは、健康で文化的な生活を営む上で必要とされる良好な環境を等しく享受する権利を有するとともに、将来の世代に継承すべき責務を有している。

私たちを取り巻く環境は、すべての生命をはぐくむ母体であり、太陽光、大気、水、土壌及び様々な野生生物との微妙な均衡と循環のもとに成り立っている。私たちは、この自然生態系の重要性を深く認識し、残されている健全で恵み豊かな自然環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる調和のとれた循環型社会の構築を目指していかなければならない。

私たちは、すべてのものがそれぞれの責務を深く自覚し、共に力を合わせて環境の保全及び創造を推進し、自然の息吹あふれる緑にかこまれた北本市をつくるため、ここに、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造に関し、基本理念を定め、並びに市、市民、事業者及び民間団体（市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体をいう。以下同じ。）の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が潤いと安らぎのある恵み豊かな環境の恵沢を享受する権利の実現を図るとともに、人類の存続基盤である限りある環境が将来の世代に継承されることを目的として、積極的に推進されなければならない。

2 環境の保全及び創造は、すべてのものが公平な役割分担のもとに、環境への負荷を低減することその他の環境の保全及び創造に関する行動を主体的かつ積極的に行うことによって、自然の再生能力や浄化能力を超えることなく持続的に発展することができる社会が構築されるように推進されなければならない。

3 環境の保全及び創造は、近隣の地方公共団体の環境及び地球全体の環境と深くかかわっていることにかんがみ、広域的な環境問題を解決するための取組として、積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、ごみの排出の抑制その他の日常生活に伴う環境への負荷の低減に、積極的に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に主体的に取り組むよう努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に参画し、及び協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる事項に努めなければならない。

(1) 事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずること。

(2) 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資すること。

(3) 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用すること。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に主体的に取り組むよう努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(民間団体の責務)

第7条 民間団体は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その活動に伴う環境への負荷の低減に、積極的に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、民間団体は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に主体的に取り組むよう努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に参画し、及び協力する責務を有する。

(年次報告)

第8条 市長は、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する報告書（以下「年次報告書」という。）を作成し、毎年、これを公表するものとする。

2 市民は、年次報告書について規則で定める日までに、市長に意見書を提出することができる。

(審議会の意見)

- 第 9 条 市長は、年次報告書について、速やかに北本市環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くものとする。
- 2 市長は、前項の規定により審議会の意見を聴くときは、前条第 2 項の市民の意見書を審議会に提出するものとする。
- 3 市長は、年次報告書について審議会から意見を受けたときは、その趣旨を尊重するものとする。

第 2 章 環境の保全及び創造に関する基本的施策等

第 1 節 施策の策定等に当たっての環境への配慮の優先

第 10 条 市は、すべての施策の策定及び実施に当たっては、環境への配慮を優先し、環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第 2 節 環境基本計画等

(環境基本計画の策定)

- 第 11 条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、北本市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。
- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び総合的な施策の大綱
- (2) その他環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民の意見を聴くとともに、審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 前 2 項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(行動指針の策定等)

第 12 条 市は、環境基本計画に基づき、市、市民、事業者及び民間団体がそれぞれの役割に応じて環境の保全及び創造に資するよう行動するための具体的な指針を定め、その普及・啓発に努めるものとする。

第 3 節 市が講ずる環境の保全及び創造のための施策等

(環境基本計画との整合)

第 13 条 市は、すべての施策の策定及び実施に当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(環境影響評価の推進)

第 14 条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施前に環境影響評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための規制措置)

- 第 15 条 市は、公害の原因となる行為及び湿地など自然環境の適正な保全その他の環境の保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制措置を講ずるものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制措置を講ずるものとする。

(歴史的景観を保全するための措置)

第 16 条 市は、歴史的景観を保全するため、必要な措置を講ずるものとする。

(都市景観を保全するための措置)

第 17 条 市は、良好な都市景観を保全し、又は形成するため、必要な措置を講ずるものとする。

（助成措置）

第 18 条 市は、市民、事業者又は民間団体が環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全及び創造のための適切な措置をとることを援助するため、必要かつ適正な助成措置を講ずるよう努めるものとする。

（財政措置）

第 19 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政措置を講ずるよう努めるものとする。

（環境の保全及び創造に資する事業等の推進）

第 20 条 市は、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、農地、雑木林、谷津又は屋敷林の維持保全及び野生生物の生息に配慮した化学肥料、農薬等の使用を低減した環境保全型農業の推進に努めるとともに、多様な野生生物の生息空間の確保、適正な水循環の形成その他の環境の保全及び創造に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 前項に定めるもののほか、市は、公園、緑地等の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進）

第 21 条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務、エネルギー等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

（環境教育及び環境学習の振興等）

第 22 条 市は、関係機関と協力して、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実により、市民、事業者及び民間団体が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、これらのものの環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

（市民等の環境保全活動の促進）

第 23 条 市は、市民、事業者又は民間団体が自発的に取り組む農地、雑木林、谷津又は屋敷林を維持保全する活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

（情報の提供）

第 24 条 市は、第 22 条の教育及び学習の振興並びに前条の市民等の活動の促進を図るため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を提供するよう努めるものとする。

（市民等の意見の反映）

第 25 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策について、市民及び民間団体の意見が反映することができるように、必要な措置を講ずるものとする。

（調査の実施）

第 26 条 市は、環境の状況の把握その他の環境の保全及び創造について、必要な調査を実施するものとする。

（監視等の体制の整備）

第 27 条 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視及び測定の体制を整備するものとする。

（環境監査の普及等）

第 28 条 市は、事業活動が環境に与える影響について事業者が自主的に行う監査の普及に努めるものとする。

2 市は、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動を行う者について、自らの責任で環境の保全上の支障の防止に努めるように誘導する施策の促進に努めるものとする。

第4節 環境の保全及び創造に関する施策の総合調整

(総合調整)

第29条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の組織的かつ実効的な推進を図るため、次に掲げる事項について必要な総合調整を行う。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 環境の保全及び創造に関する施策に関すること。

(環境調整会議)

第30条 前条に規定する総合調整を行うため、北本市環境調整会議（以下「調整会議」という。）を置く。

2 調整会議について必要な事項は、規則で定める。

(環境への配慮等の調査)

第31条 市は、主要な施策又は方針の立案に際しては、調整会議において、環境への配慮が優先的になされているか、環境保全の観点から望ましい選択であるか等について、必要な調査を行うものとする。

第5節 地球環境の保全及び国際協力

第32条 市は、地球環境の保全について、国際的な認識及び協力のもとに、国、県及び他の地方公共団体と連携し、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に資する施策を推進するものとする。

第3章 国、県及び他の地方公共団体との協力等

(国、県及び他の地方公共団体との協力)

第33条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、国、県及び他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

(市民等との協働)

第34条 市は、環境の保全及び創造に関する施策について、市民、事業者及び民間団体が協働して推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成10年10月1日から施行する。

2 計画策定の経過、諮問・答申

(1) 計画策定の経過

年	月日	内容
平成 26 年	12 月 17 日	環境調整検討部会 ・第二次北本市環境基本計画の策定について
平成 27 年	1 月 16 日	環境調整会議 ・第二次北本市環境基本計画の策定について
	2 月 10 日	環境審議会勉強会 ・市内及び近隣の環境状況の視察及び意見交換会
	4 月 17 日	第 1 回環境審議会 ・第二次北本市環境基本計画策定について（諮問） ・アンケート調査票について ・今後のスケジュールについて
	6 月 16 日 ～ 6 月 30 日	アンケート調査の実施 ・調査期間：平成 27 年 6 月 16 日～平成 27 年 6 月 30 日 ・調査対象：市 民 2,000 人（郵送法、回収率 36.6%） 親 子 544 名（小学 5 年生全員と親、回収率 88.4%） 事業者 200 社（郵送法、回収率 38.7%）
	7 月 2 日	環境審議会勉強会 ・北本市環境基本計画及び北本市の自然環境について ・市民団体等の活動紹介及び意見交換等
	7 月 29 日	第 2 回環境審議会 ・アンケート集計結果について ・第二次北本市環境基本計画の方針について
	8 月 28 日	環境審議会勉強会 ・望ましい環境像と大きな柱の方向性について ・新たに盛り込む課題等について
	9 月 29 日	第 3 回環境審議会 ・環境像と構成案について
	10 月 29 日	第 4 回環境審議会 ・骨子案について
	11 月 16 日	環境審議会勉強会 ・素案について
	11 月 24 日	環境調整会議 ・第二次北本市環境基本計画（案）について
	12 月 7 日～	第二次北本市環境基本計画（案）についてパブリックコメントの
	平成 28 年	1 月 5 日
1 月 14 日		第 5 回環境審議会 ・第二次北本市環境基本計画（案）と概要版（案）について ・答申案について
1 月 22 日		第二次北本市環境基本計画策定について（答申）

(2) 諮問書

北市く発第2005号
平成27年4月17日

北本市環境審議会
会長 堂本 泰章 様

北本市長 石 津 賢 治

「第二次北本市環境基本計画」策定について（諮問）

このことについて、北本市環境基本条例（平成10年条例第24号）第11条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 「第二次北本市環境基本計画」策定について

以上

(3) 答申書

北環審収第 1 号
平成28年 1月22日

北本市長 現王園 孝昭 様

北本市環境審議会
会長 堂本 泰章

「第二次北本市環境基本計画」策定について（答申）

平成27年4月17日付け〔北市く発第2005号〕で諮問のあった標記のことについて、本審議会で慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

答 申

本市は、平成20年3月に環境基本計画を改訂してから7年が経過しました。年次報告書によりますと、各施策において環境行政の推進が図られ成果も見られますが、緑化の推進や野生生物の保護など一部で進捗の遅いものも見られます。

こうしたなか、昨年パリで開催されたCOP21（国連気候変動枠組条約第21回締約国会議）において、京都議定書に続く新たな温暖化対策の枠組み「パリ協定」が採択され、世界全体の気候変動（温暖化）対策を継続的に強化する方向が明確に示されました。気候変動による被害が世界に広がるなかで、参加した196カ国すべてが団結して取り組んでいく姿勢を示したことには、大きな意義があります。

このように、私たちを取り巻く環境は、刻々と変化しており、環境問題はますます複雑化するとともに広範囲に及びます。そのため、市の責務はより大きく、環境行政においてもこれまでの取り組みの継続的な実施に加え、近年の変化に対応した柔軟かつ積極的な展開が求められているものと考えます。

また、近年人口減少が顕著となる社会情勢のなかで、持続可能な地域づくりを推進していくためには、行政だけではなく、市民、事業者、民間団体のそれぞれが役割を理解し活動していくことが不可欠であり、協働で施策を推進していく仕組みづくりが最重要と考えます。

このようなことを踏まえ、当審議会では、諮問された第二次北本市環境基本計画案について慎重に議論を重ねた結果、妥当であると判断します。

なお、今後の計画の推進にあたって、以下のとおり審議会の意見、要望等を提言します。

- 1 本計画の推進を図るため、取り組み状況を含めて様々な手法・手段を講じて情報発信すること。
- 2 本計画の主旨に鑑み、市民、事業者、民間団体との協働によるプロジェクトを推進すること。
- 3 計画の進行管理を行う担当課への適正な職員配置と予算の確保を行い、環境行政の一層の推進を図ること。
- 4 取り組みについて
 - (1) 雑木林・緑 いきいきプロジェクト
緑の基本計画と連携し、雑木林に代表される豊かな自然を後世に残すため、保全対策に努められること。
 - (2) ごみ減量・4R もったいないプロジェクト
一般廃棄物処理基本計画と連携し、一層進んだ4Rの取り組みとごみの適正処理の推進に努め、市民へ啓発していくこと。
 - (3) 省エネ・創エネ エコライフプロジェクト
地球温暖化対策実行計画と連携し、エコライフの推進に努めるとともに、市域全体の温室効果ガスの削減に向けて低炭素型社会の実現に努めること。
 - (4) きたもと環境の環プロジェクト
環境保全等を進める市、市民、事業者、民間団体による「(仮称)きたもと環境ネット」の設立、支援に努めること。

(4) 北本市環境審議会委員名簿

(敬称略、順不同)

役職	氏名	選出区分		
会長	堂本泰章	知識経験者	有識者	
委員	福森秀臣			
委員	萩島和美			
委員	伊藤宏忠		農業委員会	
委員	齋藤叔久		公募委員（論文選考による）	
委員	中村洋子		関係団体代表者	市議会議員
委員	今関公美			
委員	滝瀬光一			
委員	保角美代（前任）			
委員	金子真理子（前任）			
委員	伊藤堅治（前任）			
委員	最上民夫	自治会連合会		
委員	矢口光一	商工会		
委員	浅野昭八	ごみ減量等推進市民会議		
副会長	白川容子	雑木林の会		
委員	桑原章郎	富士重工業		
委員	猪俣孝一	行政機関の職員		県中央環境管理事務所
委員	金子千之			小中学校

(5) 北本市環境調整会議名簿

委 員	備 考
副市長	委員長
教育長	副委員長
総合政策部長	
総務部長	
市民経済部長	
保健福祉部長	
都市整備部長	
都市整備部参与	
教育部長	
議会事務局長	
会計管理者	

(6) 北本市環境調整検討部会名簿

部 会 員	備 考
市民経済部長	部会長
都市整備部長	副部会長
総務部総務課長	
総務部財政課長	
市民経済部くらし安全課長	
市民経済部産業観光課長	
保健福祉部福祉課長	
保健福祉部健康づくり課長	
都市整備部都市計画課長	
都市整備部建築開発課長	
都市整備部道路課長	
会計課長	
教育部学校教育課長	
教育部生涯学習課長	

3 用語の解説

< 1, 2, 3… >	
4R	<p>ごみ減量の行動理念である次の4つの頭文字（R）をとった活動のこと。次の順番で取り組むことにより、ごみを減らす効果があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リデュース（Reduce）：ごみを元から減らす …ごみになりそうなものは、買う量・使う量・売る量とも減らしていく。 ・リフューズ（Refuse）：断る…ごみとなるものをもらわない・買わないなど断る。 ・リユース（Reuse）：繰り返し使用…使って不要になった製品や部品を繰り返し使う。 ・リサイクル（Recycle）：再資源化…リユースできなく廃棄されるものを正しく分別し、資源として再利用する。 <p>4Rに「リペア（Repair＝修理して使う）」を加えて「5R」という場合もある。</p>
< A, B, C… >	
COP	気候変動枠組条約締約国会議のこと。1992年に大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標とする「国連気候変動枠組条約」が採択され、同条約に基づき、国連気候変動枠組条約締約国会議（COP）が1995年から毎年開催されている。
ESD	持続可能な開発のための教育（Education for Sustainable Development）の略で、現代社会の課題（地球規模の環境・貧困・人権・平和・開発など）を自らの問題として捉え、身近なところから取り組む（think globally, act locally）ことにより、課題解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、それによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動。持続可能な社会づくりの担い手を育む教育です。
IPCC	国連気候変動に関する政府間パネル。人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988年に国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により設立された組織。
PM2.5 （微小粒子状物質）	大気中に浮遊している直径が2.5μm以下の超微粒子（1μmは1mmの千分の一）。微小粒子状物質という呼び方をされることもある。大気汚染の原因物質の一つ。2009年9月に環境基準が定められた。人の気道や肺胞に沈着し、呼吸器疾患の増加を引き起こすおそれがある。従来から環境基準が定められていたSPM（浮遊粒子状物質）は、大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものを指す。
< あ行 >	
アジェンダ	地球環境保全のための行動計画をいう。「アジェンダ21」は1992年の地球サミットで採択された「環境と開発に関するリオ宣言」の実行、21世紀に向けた持続可能な開発のための人類の行動計画。
アダプトプログラム	市民と行政が協働で進める清掃活動を基本とした環境美化活動の制度で、里親制度ともいう。一定区画の公共の場所を養子（アダプト：Adopt）にみたと、ボランティアとなる地域団体や企業などが「里親」となり、子どもを育てるように継続的に環境美化活動を行い、それを行政が支援する制度。
アメニティ	心地よさや快適性の質、居住地の魅力やその価値を意味する。
エコオフィス	環境方針の下、勤務者全員が省エネ・省資源活動に積極的に取り組んでいる事業所のこと。
エコカー	環境に配慮された自動車の総称。大気汚染物質の排出が少なく、環境への負荷が少ない低公害車のこと。日本では、低排出ガス認定が低燃費車とされ、税の優遇措置がある。
エコクッキング	エネルギーの無駄や調理くずを少なくする環境に配慮した調理全般のこと。旬のものを食べ、きちんと計画して食品を購入・調理し、調理くずや食べ残しをなくす調理など。
エコショップ	資源の節約、リサイクル活動、環境保全型商品の販売など、環境にやさしい活動を行っている小売店（ショップ）など。
エコドライブ	アイドリングストップの実施、経済速度の遵守、急発進や急加速、急ブレーキの抑制、適正なタイヤ空気圧の点検など、省エネルギー、二酸化炭素や大気汚染物質の排出抑制のための運転技術をさす。
エコライフ	自分の日常生活がまわりの環境や自分自身に影響を及ぼしていることを認識し、少しずつでも何らかの行動を起こしていけるような生活スタイルをいう。
エコワーク	事業者が、自らの事業活動に伴う環境負荷が環境に影響を及ぼしていることを認識し、事業活動そのものを環境に配慮したものに変わっていく事業スタイルをいう。

エネルギーマネジメントシステム	Energy Management System (略称 EMS)：一般的には、家庭やビルでエネルギー使用の最適化を図るシステムをいい、ICT (情報通信技術) を用いて、家庭やビル、工場などのエネルギー使用を管理しながら最適化するコンピュータシステムのこと。
オゾン層破壊	オゾン層は、生命活動で生じた酸素に太陽からの紫外線が作用することによってつくられ、太陽からの紫外線を吸収しさえぎり、生命を支えている。このオゾン層が、冷蔵庫やクーラーの冷媒、プリント基板の洗浄剤、スプレーの噴射剤などに使われていたフロンによって破壊され、生体に影響を及ぼす可能性が 1974 年に指摘され、地球環境問題となった。オゾン層が破壊されると生物に有害な紫外線の量が増大し、人間にも皮膚ガンの発生、白内障の増加などの影響が出る恐れがある。
オープンスペース	建築物のない一定の地域的広がりのある空間のことで、植生や水面などの状態から、環境の質的向上、延焼防止や遊水機能などの災害の緩和、住民のレクリエーションなどの需要に応えるものをいう。市街地内では建物の緑地や空き地、遊び場などの空間も含む。
温室効果ガス	Greenhouse Gas/略称 GHG：大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスは、太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあり、これらのガスを温室効果ガスという。1997 年の第三回気候変動枠組条約締約国会議 (COP3) で採択された京都議定書では、地球温暖化防止のため、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、HFC、PFC、SF ₆ が削減対象の温室効果ガスと定められた。
<か行>	
環境保全型農業	農業の持つ物質循環機能を活かし、生産性と調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した農業。
環境マネジメントシステム	環境管理システム、Environmental Management System (EMS) とも言う。事業組織が法令等の規制基準を遵守するだけでなく、自主的、積極的に環境保全のために取る行動を計画・実行・評価することで、環境保全に関する方針・目標・計画等を定め、これを実行・記録し、その実行状況を点検して、方針等を見直すという一連の手続き。
環境リスク	人為活動によって生じた環境の汚染や変化 (環境負荷) が環境の経路を通じて、ある条件のもとで人の健康や生態系に影響を及ぼす可能性 (おそれ) のこと。有害化学物質を指していたが、最近では温暖化に伴う気候変動リスクなども含めていうことがある。
希少野生動植物	種の存続に支障を来す程度に個体数が著しく少ないか、または著しく減少しつつあることなどによりその存続に支障を来している野生動植物。いったん絶滅した種を、再び蘇らせることができない以上、野生生物の種の減少を防止することは、将来の地球、人類自身のためにも極めて重要なこととなっている。
九都県市低公害車指定制度	九都県市域 (埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市) の窒素酸化物排出量の約 50% は自動車から排出されています。そのため、九都県市では自動車公害対策の一環として平成 8 年 3 月に九都県市低公害車指定制度を発足させ、自動車からの窒素酸化物等の排出量を削減し、大気汚染を改善していくことにしました。この制度は、電気自動車・天然ガス自動車・メタノール自動車・ハイブリッド自動車のみでなく、一般に市販されているガソリン自動車・LPG 自動車・ディーゼル自動車であっても、窒素酸化物等の排出量が少ない低公害車を指定し、率先して導入していくほか、一般に広く導入を推奨する制度です。
京都メカニズムクレジット	京都議定書において定められた温室効果ガス排出量削減への措置。海外で実施した温室効果ガスの排出削減量などを、自国の排出削減約束の達成に換算することができるとした柔軟的な措置。温室効果ガス削減の目標達成のために、直接的な排出削減のほか、排出量取引などの 3 つのメカニズムが導入された。また、森林による吸収量の増大を削減量に含めることを認めている。これらを総称し京都メカニズムと呼ぶ。排出量取引は炭素クレジット (排出権取引など) とも言われ、排出量を排出枠内に抑えた国や事業で発生したクレジットを、排出枠を超えて排出してしまった国が買い取ることで、排出枠を達成したと見なしている。
クールスポット	クールシェアスポットともいう。クールシェアとは、暑い時はみんなでいっしょに涼しい場所に集まり、ゆったりとした時間を過ごすことができる場所のこと。
クリーンエネルギーカー	石油以外の資源を燃料に使うことによって、既存のガソリンカーやディーゼルカーよりも窒素化合物、二酸化炭素などの排出量を少なくした自動車。

＜さ行＞	
再生可能エネルギー	自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。太陽光や太陽熱、水力（ダム式発電以外の小規模なものを言うことが多い）や風力、バイオマス（持続可能な範囲で利用する場合）、地熱、波力、温度差などを利用した自然エネルギーと、廃棄物の焼却熱利用・発電などのリサイクルエネルギーを指す。
在来種	動植物の品種のなかで、ある地方の風土に適し、その地方で古くから生育している種のこと。北本での植物在来種はヤマツツジ・イヌツゲ・マユミ・イボタノキ・ムラサキシキブ・ヒイラギなど。
さいたま緑のトラスト運動	広く寄付を募り、それを資金として土地や建物を取得することなどにより、埼玉の優れた自然や貴重な歴史環境を県民共有の財産として永く保全していこうという運動のこと。
里山 (里地里山)	里山とは、人里近くにある薪や山菜の採取など生活に結びついた山や森林を指す。山林に隣接する農地と集落を含めて言うこともある。里地里山とも言い、原始的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域の総称。農林業などに伴うさまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成・維持されてきた地域で、特有の生物の生息・生育環境、食料や木材など自然資源の供給、良好な景観、文化の伝承の観点からも重要な地域です。
市街化区域	都市計画法に基づき、無秩序な市街化防止と計画的な市街化を図るため、市街化調整区域と共に都市計画区域を区分して定められる区域。
市民農園	住宅地内あるいはその周辺の用地を一定の大きさに区分し、貸し出される家庭菜園。ドイツのクラインガルテンが有名である。
市民緑地制度	土地所有者や人工地盤・建築物などの所有者と地方公共団体又は緑地管理機構が契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度。これにより、地域の人々が利用できる公開された緑地が提供される。
蒸散作用	植物体内の水分が水蒸気となって体外に発散する作用。その際、周囲から大量の熱を吸収するため、気象緩和に大きな効果がある。
新エネルギー	石炭・石油などの化石燃料や核エネルギー、大規模水力発電などに対し、新しいエネルギー源や供給形態の総称で、自然エネルギーなど再生可能エネルギーも含まれる。
スマートハウス	家電や設備機器を情報化配線等で接続し最適制御を行うことで、生活者のニーズに応じた様々なサービスを提供する住宅の概念で、一般的には、ホームエネルギーマネジメントシステム（HEMS）が導入されている住宅をいう。
生態系サービス	人類は、生態系によって提供される多くの資源とプロセスから利益を得ている。このような利益を総称して生態系サービスという。
生産緑地	広義には田畑、森林、牧野など生産に利用されている緑地。狭義には、生産緑地法に基づいて指定される市街化区域内の緑地。
生物多様性 生物の多様性	Biodiversity：あらゆる生物種の多さと、それらによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態を指す。また、生物が過去から未来へと伝える遺伝子の多様さまでも含めた幅広い概念。
生物の多様性に関する条約	地球上の野生生物の多様さをそれらの生息環境とともに最大限に保存し、その持続的な利用を実現、さらに生物の持つ遺伝資源から得られる利益の公平な分配を目的としている。1992年5月ケニアのナイロビで採択、1993年12月発効。1992年6月の地球サミットで、日本も署名している。生物多様性条約の第6条には、各締約国が生物多様性の保全及び持続可能な利用を目的とする国家的な戦略を策定することが規定されており、国はこれを受け1995年10月地球環境の保全に関する関係閣僚会議において「生物多様性国家戦略」を決定した。
雑木林	様々な種類の樹木が混じって生えている林。
＜た行＞	
堆肥	コンポスト（Compost）とも言い、落ち葉などを自然に腐敗発酵させて作った肥料のこと。ごみの処分の方法で、集められた枯れ木や草、生ごみを好氣的に消化安定させ、それらを急速堆肥として利用する。

地球温暖化	物の燃焼に伴ってできる二酸化炭素などは、地球から宇宙に熱を逃がす赤外線を吸収して地球の温度を高く保つ効果があるため、温室効果ガスと呼ばれている。このような温室効果ガスの大気中の濃度が高くなることにより、地表面の気温が上昇し、21世紀には2度～3度、地球の平均気温が上がってしまうと予測されている現象のこと。
低炭素社会	地球温暖化対策に向け、人間の諸活動によって排出される主要な温室効果ガスである二酸化炭素（CO ₂ ）の排出量が少ない産業や生活のしくみを構築した社会のこと。
デマンドバス	定まった路線を走るのではなく、利用者からの予約に応じて適宜ルートを変えて運行されるバスのこと。
都市公園	都市公園法に基づき、地方公共団体又は国が設置する公園又は緑地をいう。散策や鑑賞、休養、遊戯、運動、教養などの施設を設けている。
特定外来種	外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から「外来生物法」で指定された生物で、生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含む。
<な行>	
ナショナルトラスト	National Trust：価値ある自然環境や歴史的建造物を広く募金を募り、取得することにより保存し、公開しつつ次代に引き継いでいくことを目指した環境保護活動のこと。
ネットワーク	Network：網状の組織のこと。いろいろなものが網状につながっている状況や概念。通信網やコンピュータネットワーク、交通網などのほか、人と人・組織とのつながりなどの社会的ネットワークなどがある。
<は行>	
バイオマス	もともとは、生物（bio）の量（mass）のこと（Biomass）であるが、今日では再生可能な、生物由来の有機性エネルギーや資源（化石燃料は除く）をいうことが多い。基本的には草食動物の排泄物を含め1年から数十年で再生産できる植物体を起源とするものを指す。エネルギーになるバイオマスの種類としては、木材、海草、生ゴミ、紙、動物の死骸・糞尿、プランクトンなどの有機物がある。
ヒートアイランド現象	都市化により、地盤のコンクリート化、緑地の減少、エネルギー消費の増大が進み、都心部で平均気温が上昇する現象。
ビオトープ	生物を意味する“Bio”と場所を意味する“Topo”を合成したドイツ語で、野生生物の生息空間を意味する。本書では、野生生物の生育・生息空間の場として、自然環境の復元や創造を行うことを広く示すものとしている。
ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例	昭和54年3月に策定された条例で、武蔵野の雑木林などの緑の保全及び緑化に関して必要な事項を定めることにより、埼玉らしい緑豊かな環境の形成を図り、郷土埼玉を県民にとって親しみと誇りのあるものとするを目的としている。（平成17年10月改正）
保水、保水機能	雨水が木の葉に付着したり、凹地にたまったり、地面に一時的にしみ込むことによって、水が蓄えられる働きをいう。これらの保水機能によって、川への安定した水の供給や、雨が降っても一度に流れ出さない役割をしている。森林が失われると、保水能力の低下を招き、台風や集中豪雨などの大雨により土砂崩れなどの自然災害を誘発し、大きな被害が出やすくなるおそれがある。
<や行>	
谷津	台地に刻まれた谷（開析谷）の斜面や谷底から湧き出る地下水（湧水）によって作られた低湿地。
遊休農地	長期間未利用のまま放置されている農地のこと。
<ら行>	
リサイクル	4R参照、Recycle：再資源化…リユースできなく廃棄されるものを正しく分別し、資源として再利用する。
リデュース	4R参照、Reduce：ごみを元から減らす…ごみになりそうなものは、買う量・使う量・売る量とも減らしていく。
リフューズ	4R参照、Refuse：断る…ごみとなるものをもらわない・買わないなど断る。
リユース	4R参照、Reuse：繰り返し使用…使って不要になった製品や部品を繰り返し使う。

第二次北本市環境基本計画

平成29年3月発行

編集 北本市市民経済部環境課
住所 〒364-8633
埼玉県北本市本町一丁目111番地
電話 048-591-1111 (代)

